

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和三十七年二月二十二日(木曜日)

午後一時七分開会

委員の異動

二月二十日委員小酒井義男君及び荒木正三郎君辞任につき、その補欠として野瀧勝君及び中村順造君を議長において指名した。

二月二十一日委員中村順造君辞任につき、その補欠として荒木正三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

大谷 賛雄君
木暮武太夫君
高橋 衛君
西川甚五郎君
堀 末治君
木村禮八郎君
原島 宏治君
大竹平八郎君
須藤 五郎君

国務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

政府委員

外務政務次官 川村善八郎君
外務省条約局長 中川 融君
大蔵政務次官 堀本 宜実君

大蔵省主計局長 石野 信一君

大蔵省主計局法規課長 上林 英男君

大蔵省主税局長 村山 達雄君

大蔵省関税局長 稲益 繁君

事務局長 坂入長太郎君

常任委員 会専門員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

大蔵大臣官房 澄田 智君

財務調査官 智君

説明員

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないようですから、私から、理事に荒木君を指名いたします。

○委員長(棚橋小虎君) これより、財政及び金融一般に関する件を議題とし、順次、大蔵大臣に対し質疑をいた

だくことにいたします。

なお、大臣は二時間出席の予定でございますので、そのお含みで御質疑を願います。

○木村禮八郎君 財政ないし税制と景

気調整との問題について伺いたい。

景気調整と財政、税制との関係はどういうふうな、まあ基本的にお考えになつておるか。それと、三十六年度の財政あるいは三十七年度の財政において、景気調整のためにどういう財政的

あるいは税制的な措置を講じられ、または講じられようとしているか、まずこの点について伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ一般論からいへば、景気調整の必要があるというときには、予算編成において考慮すべきことは、不当に予算が大きくなりぬこと、それから景気を刺激する

と思われぬ支出というものを相当調整しなければならぬということになると思ひますが、今度の予算編成で私どもがそういう点で考慮しました点は、

景気調整の必要というものは現在出ておる、必要性は現在あるのをごさいますから、単に三十七年度、来年度の予

算の考慮だけではこれは完全にいきません、三十七年度と三十七年度とこれを合わせまして考慮をする必要があるというところから、まず三十六年度、相当の自然増が見込まれておりますが、もう必要最小限度の補正にとどめて、そのうち相当部分は剰余金として後年度に持ち越すという方針をとつたわけでございまして、これ自身がもう相当大きい景気調整的な措置であろうと思ひます。そうして三十七年度におきましても、御承知のとおり、もし減税とい

うようなものを考慮しなかつたら、来年度の予算額はもう一千億円前後多くなるといふことになりまして、減税と支出増がどちらが景気に大きい刺激を与えるかというのを考えましたら、これは減税のほうがまだ影響力が小さいといふことも通説でございまして、こ

こで一千億円の必要経費との見合いから一千億円の調整措置、減税、歳入を縮めるといふ調整措置、同時に、今度は予算の中の内容についても、これがすくなく来年度の支出になつて消費されてしまふという経費もこの予算の中には相当見込んでございまして、本年度に比べたら、たとえば何十億の

いふような出資というよりも一般会計の上でやつております。出資、基金設定とか、そういうよりもは大體来年度消費される経費でございまして、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

ういふ、こ

○木村禮八郎君 三十七年度予算で出

資その他基金と、来年度、三十七年度に使われないもので約一千億円くらいあるというお話ですが、これは何か資料であつてその内容をこまかくし

て……

○国務大臣(水田三喜男君) 今御説明

をしてもよろしくございまして。

○木村禮八郎君 それでは、ひとつ。

○政府委員(石野信一君) 大臣からた

だいまお話のございましたのは、来年

度で直ちに支出してしまはないうい

概念にそのまゝ適合するかどうか

りませんが、たとえば国債の償還の関

係、これが国債償還として約五百億

ですが、この中でございまして。これを償

還も、利子も含めて、個人への支払い

にならないものといふことでござい

ても、したがって、やはり日本銀行に

返つて通貨の収縮要素になつてしま

う。それから金融機関に返る、こ

ういふものをとりまして、やはり五百

十億、約五百億程度のものが国債償

還でございまして。それから、今さうい

うお話が大臣から出されたのも、規模

が大きいからというよりも御批判もあ

る関係でございまして、たとえば予備

費につきまして、本年の金額と比べて

みますと、予備費も百億増加をいたし

ております。これらはさういふ意味に

おいては財政の弾力性というよりも観

点から、本年の予算に比べれば百億さ

ういった意味での財政の健全性とい

うものが強まっているといふことが言

えるのじゃないか。それから、産投繰り

入れの二百三十億でございまして。こ

れ

れ

れ

につきましても、まあ三十六年度当初予算にはございせんものでございませうが、結局金融面において輸出の金融とか中小企業の金融とか、そういった金融面での必要な金額を財政が補完的機能を果たすということでございませう。それから、基金として積み立てられておるもの、これにつきましても、御承知のようにたとえば提出制の国民年金の百十七億というふうなものは、これは基金として積み立てられるわけでございます。そのまゝ支出に充てられるものではございせん。農業近代化資金の繰り入れ等もそういうことでございませう。

以上のものでございまして、これをどういうふうな景気調整的な意味があるかという点では、いろいろ御議論もございませうし、特に理論的にいろいろ木村委員の御意見を伺いたいと思うのでございませうが、私も考えますのは、いわゆるたな上げということがよくいわれるのでございませうが、たな上げをいたしますと、結局その金が使われないうと、在庫としては使われないう。したがって、金融面での逼迫が起るというふうなことから、オペレーションをやるといふようなことになりまうと、全体としては財政金融を通じて調節をとるといふことになるわけでございます。今言いましたような費目につきましても、結局金融政策とあわせて考えます場合には、金融全体として引き締めの態勢にありませう場合に、先ほど申しましたような輸出金融とか中小企業金融というふうなものが、結局財政投融資等を通じて出ますものを、直ちにこれが規模の問題として財政が大きいというふうな批判を受

けるのもいがかかと、こういうふうに考えるわけでございます。

以上申しましたものを合わせますと、大体一千億程度の金になるのではなか、こゝろ、こゝろを大臣がおっしゃったわけでございます。

○木村福八郎君 もちろん、財政と金融と両方総合して考えなければ全く意味がないと思ひますけれども、この予算編成の過程で、今主計局長のお話がございまして、財源たな上げという構想が出てきたと新聞等で伝えられております。その後繰り延べの予約の問題が出てきておる。繰り延べの予約は、いろいろな事情をよく知りませんが、自民党等の反対でさたやみになつたように新聞等では見ております。ですが、結局三十七年度予算は繰り延べ予約はやらないうと、こゝろ、建前になつておると思ひます。そうしますと、最初財源のたな上げとか繰り延べ予約という考え方で三十七年度予算を組んだところが、その構想がやめになつた。そうならば、景気調整措置といふものは、財源たな上げとか繰り延べ予約といふものはこれには含まれていないわけですから、その他はどういうふうな景気調整措置を考えておるか。今お話を聞きますと、予算に計上してもこの年度内に使われないうと、前項で、約一千億が景気調整作用をするのじゃないか。——もちろ

う建前になつておる。もちろん、繰り越し明許については、これは別でありませうけれども、景気調整策はこれには含まれていないと見ていいですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この繰り延べ予約とかなんとかいふのは、これは別に与党の反対でやめたわけでもございせん。で、そう最初から熟しておつた構想ではありませうが、経済がこゝろ成長を遂げてきますと、こゝろ、これはさらに公共投資との不均衡が拡大する、いろいろな格差拡大という傾向がはつきりして参りましたので、これに対して予算要求というものは、御承知のとおり、非常に強い傾向でございまして、編成期の前には、これは与野党を通じて同じことで、私も陳情を受けた陳情額というものは、総計いたしますと、政府各官庁の概算要求よりも大きいという要求で、この際さういふ拡大なり、あるいは公共投資の拡大というふうなことに、この膨大な予算を出さなければ、この経済不均衡というものは是正されないう、こゝろ、要求も非常に強かつたし、現にさういふ要求も非常に強化しなければならぬ理由というものははつきりあつたときでございませうが、これをそのまま予算化するというわけには参りません。やはり健全財政、見込まれる普通歳入の範囲内にこの予算を圧縮するといふことが、これは私どもの任務でございませう。で、さういふ意味から、かりにこゝろ財源があつてもわれわれとして使へない。何かの構想を持たなければならぬといふか、こゝろな話を非常に編成前に多くはいたしましたが、その構想を固めていったというわけでは最初からございませう。今言つたよう

に、結局たな上げ構想というふうなもの、三十七年度の財政運用において考慮するといふことで相当目的は果たされますが、三十七年度は必要と思はれる施策の強化は当然やらなければならなうと思ひます。さういふものをいろいろ勘案して、減税の幅もさういふ必要性との調整からきめるということ、一千億の減税をする。今説明されましたような予算の使い方についても、さういふ考慮をするといふようなことで、大体財政の健全性というものが一応その程度の構想で貫けたのではないかと

思つておるわけでございます。

○木村福八郎君 私は非常に大蔵大臣の考え方と違ひますが、一応三十七年度内に、予算には計上しても、すね、使われないう分が約千億あるといふお話ですが、これは、これだけの金額自体は守らなくとも、三十五年度にも三十六年度にもその性質のものがあるわけですね。ですから、これが全部景気調整に役立つとは思ひませんが、また、これが一応出資とか基金の形で出すから使われないう、とも言へないし、また使われるかもしれぬのであつて

大體二〇%ぐらいのものです。昭和二十七年からずっと見ますと、昭和二十八年は千億以上減税しておりますね、初年度において。減税が九百八十七億、大體今までの減税は九百八十七億、昭和二十八

年にはもつと減税しております。自然増収に対する減税割合を見ますと、平均して見ますと、昭和二十七年から三十六年度までは大體二五%ですね。今度二〇%です。減税割合が、決して多いとは言へないです。自然増収、あるいは税外収入、前年度の繰り越し等を入れますと、非常に新規財源が多いのに、減税が少なかつたから、予算を大型にしたと思ひます。

これは新聞等でも大型、積極、総花、放漫予算といわれておりますが、大型予算であるといふことは間違ひないでしよ。国民所得に対する比率が一六・九%、約一七%ですからね。ですから、やはり、かなりこれは景気刺激的な予算であるといふわけではないうではないですか。その点、大蔵大臣どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、たびたび言うのですが、どうも大型という気がしないのです。三十六年度の決算ができれば、大體そこで数字がはっきりしてくると思ひますが、三十六年度の当初予算に比べて、相当米年度の予算額はふくれたような感じを持つてしよ。が、三十六年度予算の実績を見ましたら、千四、五百億圓ぐらゐるか予算額は実際にはふえていないといふことになるのですが、経済規模の伸び、国民所得の増大、いろいろのことから見まして、この三十六年度の実績に対して千四、五百億圓の支出増加予

算というものは、私は、日本の経済の
実態から見まして、これは特に大型で
あるとは言えないのじゃないかという
気がします。三十六年度の当初予算に
比べれば、大きい感じがするでしょう
が、実際において、三十六年度の当初
予算とこの予算では、大きい数字の狂
いを持つておりますが、この実績に比
べてみましたら、日本の経済の伸びに
、速度に対応する予算規模であるとい
う面から考えても、私はそう大きい
ものではないという気がいたします。

○木村義八郎君 それは、大型である
か大型でないかの判定の基準はいろい
ろあると思いますが、まず国民所得に
対する基準が一つありますね。私は、
補正後の、昭和三十三年以来の財政規
模、予算規模——一般会計ですが、こ
れの国民所得に対する比率を計算しま
すと、昭和三十三年は四・四、三十
三年が四・七、三十四年が四・五、
一、三十五年が一四・九、三十六年が
一五・五、三十七年は一六・九です。
今までの間に、約一七％の国民所得に
対する比率です。これは大型と言え
ないですか。また、国民所得の伸びに
対して、本年度の予算の膨張というも
のが二・四・三％じゃないですか。国民
所得の伸びは、大体経済成長率五・
四％と見ますと、その程度低いと思
うのですが、これは大型でないという理
由がどうもわからないのです。

それから、景気を刺激しないように
いろいろの措置を講じたと言いますけ
れども、それだけでは、さつきお話が
あったことだけでは、私は、繰り越し
明許その他は前年度においても行なっ
ているのですから、毎年々々行なっ
ているのですから、それだけでは私は説

明にならぬと思う。結局もつと財政規
模を小さくするために減税を行なう
べきであるのに、なぜ減税しなかつた
か、もつと大幅に。それから、三十六
年度にこれからまだ自然増収が大体ど
のくらいあります。二千億近く私は
あると思うのでありますが、ですか
ら、三十六年度、年度内の減税をなぜ
やらなかつたか。さつき大蔵大臣は、
減税に財源を向けたほうが歳出に計上
するよりは景気を刺激する程度は少な
い。——ですから、減税を多くすれば
景気調整に役立つという考えと承りま
したが、ですから、景気調整を考へる
なら、なぜ減税をもつと大幅にしな
かつたか、この点を伺いたいのです
が。三十六年度も、年度内減税をや
べきだったのではないのでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 三十六年
度の年度内減税がやれなかつた理由
は、一つは実際問題、技術的な問題、
一つは、今の経済情勢のこういふとき
であつて、まだほんとうの見通しのつ
かない時期というふうな本質的な問題
から来ておりますが、技術的な問題か
らいいますと、三十六年度の年度内減
税をやるためには、御承知のように、
十二月前の国会でこの法律をきめてい
ただかなければ実際にはできない。
で、十二月以前にきめるというときに
は、この減税案は当然三十七年度の減
税案との関連をもつたものでなければ
ならぬ。こういうことになりまとい
うと、御承知のように、十二月の国会
があつたことと終つておりますので
、実際において減税案を出す時期も
なかつたこととすし、またやうとし
てもことしはむすしかつたという問
題で、私もいろいろ検討しました

が、これはできないという結論でござ
いました。それと同時に、経済の、九
月から始めた総合施策を今実施したと
きでございまして、その経済が
一——三月あたりはどういう形で動い
てくるかというふうな見通しも十分で
きないときの減税政策というものにつ
いては、いろいろ異論がございまし
て、イギリスのように急な調整をと
るというためには増税をもつて臨むの
が本筋じゃないかというふうな議論も
非常に出ておるときでございまして
で、あの暮れにおいて年度内減税とい
うものをきめるということについて
異論も相当ございまして、そういう
ものも考へて、私も三十七年度
にまとめて大幅の減税をやることとい
い、しかも年度内は見合せて、むし
ろその金を使わないうでたな上げする
いうことの方が一番効果のある措置
なんじゃないか、こういうことから、
年度内減税を私もはやらないことに
したわけですが。

○木村義八郎君 それはまあ、やる意
思があればできるものであつて、技術
的な問題は、私はこれは、政府がやる
思ひがあれば解決し得る問題だと思
うのです。減税幅を少なくしたとい
うことがこれからの、これからあとで
質問いたしますが、今後の景気の見通
しに非常に重要な関係をもつてくる
もので、それはあとでまた質問いたし
まして、さらに税制の面で景気調整
について考へられたかどうか、また今
後考へていくかどうか、この前、私は
大蔵委員会で質問したと思うのであ
るが、税制調査会の答申、前の答申
等ありますが、たとえば租税特別措置
なんかの取り扱ひですね、たとえば
特別償却とか

ああいうものを一時ストップすると
か、税制調査会としてもいろいろや
つていて、いろいろですが、そういう
税制の面で景気調整というものを今
後考へていく御意思があるかどうか。
これまでも御意思があるかどうか。
その設備投資を税制の面で調整する
ということも必要じゃないかと思
う。そういう点、大蔵大臣、どうお
考へになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) これはや
はり考へるべきこととございまして、
私もその検討はいたしまして、
が、日本経済の内在的な要請と申し
ますが、差し迫つた問題は、やはり自
由化を前にして、ここで急速に必要な
合理化はやらなければならぬ、こうい
う必要に迫られておるときでござい
ますので、施設の近代化、技術の革
新、設備の合理化というふうなものに
迫られておるときでございまして、
それとやらせるための政策的な措置
がいわゆる租税の特別措置といふこ
とになって、特別措置を要する事情
というものは前よりも増してござい
ます。決して必要性は減つてゐるこ
とでございませんで、そういう意味
から、景気を押さえるというために
本質的なそういう措置を停止、廃止
することは、やはり実際問題として
問題がございします。そのまゝでは
やらない。税制調査会でそういう問
題も十分審議して、三十六年度の税
制でもこの措置の大きい整理をや
つたときでもございします。その
程度にとどめる。しかし、当面の
問題に対処するために、期限の
来たものの延長措置とか、あるいは
さらにいろいろな必要に迫られて

機械類の指定追加という要望も主管官
庁から盛んに参つておりますが、こ
の際はその設備投資を抑えるという
方向に対応した策として一切見合
わせるといふような措置を、昨年六
月からそういう措置をとることによ
つて景気調整のなことに役立てよう
という程度にとどまつた運営を今
しているわけですが、基本的にはど
うしても合理化を急がなければなら
ぬという問題がある以上、その簡単
にこの特別措置をさわるというこ
とは私はやはり問題だらうと思つて
おります。

○木村義八郎君 それは考へようです
が、設備投資が行き過ぎているん
です。それを調整するのにはやはり税
制面から、特別措置等かなり設備
投資を促進させているんですけれ
ども、それはやはり景気いかによ
るものであつて、設備投資の行き
過ぎは景気、国際収支の赤字をもた
らしたんです。私はやはりこの点
は研究する必要があると思ひます。
時間がありませんから、次に移り
ますが、そうしますと、結局三十七
年度において景気調整策としては、
さつきの予算に計上しても資金的、
基金金的なもので使われないもの
が約千億ある、それ以外には考慮
してない、こういうこととございま
す。

○国務大臣(水田三喜男君) そういう
景気調整の考へは、ひとり財政
的な立場からばかりではいけません
ので、金融政策とあわせて考へる
べきこととございまして、金融政策
については御承知のようなき締め
め政策を今堅持しておるところで
ございまして、それで呼応した財
政政策として、両面でやつていく
なら、ある程度目

的を果たせるのじゃないかと、こう思っております。

○木村福八郎君　そうしますと、大型予算の財政インフレの影響は金融デフレ的な政策で調整していき、こういうお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君)　これはやはり、財政、金融政策というものは関連して考えるべきものであつて、そういう点もあろうかと思ひます。

○木村福八郎君　そうですか。そうすると、三十七年度は大体、国際収支改善対策として償還費その他一割繰り延べ、そういうことはまあおやりにならぬわけですね。三十七年度は、お考えになつていないですね。

○国務大臣(水田三喜男君)　その問題はこれから問題でございまして、予算の執行段階に入りまして、私どもはやはりこの支出の自主的調整、いろいろ弾力的な運営方法を、これは執行段階においては考えたいと思つております。

○木村福八郎君　ああ、そうですか。今、財政面のインフレの影響を金融面のみでデフレ的に調整しようというま、言葉は適当でないかもしれませんが、金融引き締めによつて調整していくというお話ですが、そうすると、この影響が非常に問題になつてくると思ふのです。金融引き締めは、非常に選別的ですからね。昭和三十三年、三十三年の例でも、合理化投資のほうは押えないというのです。むしろ、これは積極的にやらせるといふのでしよう。他面において、不急不要のほうの投資を抑えなければならぬ。それを金融のほうで押えていくということになると、中小企業はほうにうんと

しわが寄つていくと思ふのです。そういう景気調整的なやり方はいかかかと思ふのです。財政面のはうの大型化によるインフレの影響を、金融をうんと締めて、そつちのほうのデフレ政策によつて調整をつけていくというこ、これはその影響が非常に問題だと思ふのです。この点、大蔵大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君)　この、見込み得る歳入も使わないでいこうという財政政策ですから、財政が非常にインフレ的な姿勢をとつていふものではないのにも、これは私はすぐに言えないのじゃないかと思ひます。それから、もう一つは、今、設備投資の抑制を金融のみにたよつておるといふお話でございまして、私どもは実際はそうはやつていませんで、何らの手を尽くさずに金融引き締め政策だけでやううとしましたら、これは中小企業にもう文字どおりしわが寄つてしまふというこは、過去の経験でも十分承知しておりますので、今度はこの行政指導を相当行なつておまして、審議会を通ずる吟味や、あるいは金融機関を通ずる吟味によつて、この引き締め政策を行なつても、業界が強気で、一たん立つた計画は崩すくでもやつてしまふのだというような形を抑えておかなければこれはいけない問題だと思ひます。この各社の計画を、一割程度計画を繰り延べる指導というふうなものを先に回してやつておきますが、これがなかなか十分にいかないために、引き締め政策というものを力をかけて設備の抑制ということをやることにはしたわけではございますが、ただ、無条件に無準備でやつたわけではございません

で、相当そういうものの手を回して、根回しをしておいてからこの引き締め政策をやつたために、そのまゝ中小企業へ金融のしわ寄せがいくという事態は、ある程度避けられていゝと思つております。

○木村福八郎君　まあ政府は景気調整のために、財政面で支出を調整したり、あるいはまた減税措置を講じた、いろいろまあそういう政策をこれまでとつて、まあよろうとしておることはわかつておられますが、その際問題になるのは財政法との関係なんです。今まあ財政法を建前としますと、これから財政は景気調整との関係等もあつていゝゆる弾力的な運営をせざるを得なくなつてきていゝわけですね。この点はわれわれも疑われないわけ。ところが、今の財政法はそれに対応した財政法になつていないと思ふのです。特にこの前予算委員会でも質問いたしました。三十七年度の約七百億の繰り越し明許ですか、あれについて私は非常に疑問があると思ふのです。それで、あの繰り越し明許は、言ひまでもなく、財政法の十四条の三です。これに基づいてやつていゝわけですが、しかし、あれはもうあの規定にあるとおりであつて、やむを得ない事由によつて繰り越し場合に明許して繰り越すのであつて、国際収支改善対策としての財政措置ですね、約一割繰り延べ、ああいうものはこれは含まれるのじゃないかと思ふのです。

それで、これに関連して予算委員会でもこの点質問したときに、林法制局長官が私に対してこういふ答弁をしていゝのです。この点重要でございまして、大蔵大臣の見解をひとつ承つて

おきたいのです。林法制局長官はこういふことを言つておるのです。『国会の御議決は、もちろんこれは究極にいはば、法律的にいへば、予算の執行金額の限度をきめたものでありまして、その範囲内においてもちろん国会の御意思に反するようない使用方法はできません。けれども、それを全部使わなければならぬという性質のものでもないわけ。それは予算実行上、そこに問題があるいは繰り越す、これは起こり得ることだ、かように考えます。』、こう言つていゝのです。そうしますと、これは憲法八十三条との関係が出てくると思ふのです。それで、旧憲法のもので、予算が成立した後に生じた事情に依つて、内閣限りで、自由に、成立した予算の範囲内において編成がえをして実行したわけ。これが実行予算でございまして、実行予算等が生じたことは御承知のとおりです。この実行予算の考へ方は、その予算に対する国会の議決は、その支出の限度を国会が承認するものであつて、その金額を支出する義務を内閣に命じたものではないのです。こゝろ考へ方からいゝと、これは旧憲法の考へ方ですね。

ところが、憲法八十三条は、御承知のように、『国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行行使はなければならぬ。』と、こゝろなつていゝのです。『国の財政を処理する権限』というの、単にその支出の限度を国会が承認するといふようなものではないと思ふのです。これはどうして予算の実行に關しても国会の議決を必要とするといふことに解すべきじゃないかと思ふのです。で、新憲法

あるいは財政法の精神はそこにあると思ふのです。この点、大蔵大臣、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君)　新憲法で『国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行行使はなければならぬ。』、こゝろにことになりまして、その趣旨を尊重してこの財政法の二十九条二項ができていゝのだらうと思ひます。で、明治憲法でしたら、追加予算の規定ばかりであつて、そのほかのことは政府の権限でできるといゝのでしたが、そうじゃなく、新憲法のこの規定がありますから、ひとり追加予算だけじゃなく、重大な修正を加へるという場合には、やはり国会の議決を経て運営すべきといふふう、この趣旨に基づいてできたものでございまして、その場合、この予算がやはり国の支出権を、政府の支出権を認めるものである以上、やはり最高限度を認めたいという解釈をするのが私はやっぱり正しいと思ひます。で、きめたとおり政府が使わなければならぬといふ問題じゃなく、その範囲内において政府が極力費用を節減したり、予算を効率的に使うといふ義務を持つわけではございまして、これがやむを得ない事情で執行できないときには、繰り越しに立つ場合があるし、不用に立つ場合があつていゝるべきであつて、これがいかぬといふ建前ではないのです。から、やはり国の支出権の最高限度をきめたものと解釈して運営して差しつかえないと思ひます。これは明治憲法も新憲法においても、その点は同じじゃないかと思ひます。問題は今度の措置ですが、重大な修正を加へたとかなんとかいふことでし

あ継続費とか繰り越し明許等は予算單一主義の原則の例外になるのですが、それは私は例外を認めないわけじゃないのです。それは実際の運営として必要であるから、例外を認めているのです。認めなければ、そんな驚愕の規定にしばられては財政の運用はできないということはわかっておられますけれども、だんだんそれは乱用される危険があるんじゃないか、そういう点をわれわれは指摘している。われわれは納税

者の立場に立つておるのですし、政府のほうはなるべく弾力的な運用をしたという考えですから、その点は立場

の点はわれわれやつぱり嚴格に、何となくいいまして、監視をしなければならぬといふであります。ただだん繰り越し明許とか継続費とか、そういう形で、何か昔の実行予算的な、そういうような考えで予算を運用されたのでは、これは新憲法の精神に沿いませんし、まあそういう点で質問したわけです。

る時間があと十分しかございませんので、次の問題に移りたいと思います。

第二の問題は、今後の景気の見通しなんですが、政府は、政府の見通しでは、今後六、七月ごろまで鉱工業生産は下がっていくだろう、そうしてまあ七月ごろに底をついて、それから回復過程に転ずるのではないかというの

が、大體の政府の三十七年度經濟見通しのようであります。ところで、さつき大藏大臣に御質問したように、三十七年度の予算はかなり大型である。それで、景氣調整の措置は講じてあるといつても減税幅が非常にわずかであつたために、歳出規模は非常に大型化して、景氣刺激的な要因がかなりあると

思ふのです。その上に、日銀の金融のほうは、これは参議院の選挙対策もあつて、そんなに引き締めできないと思ふのです。ですから、鉱工業生産は、上期においてはそんなに落ちないのじゃないか。そうすると、国際収支は政府が予定しているように年度内一億ドルの赤字程度にとどまらないうで、七月、八月ごろになると、かなり国際収支が悪くなるという見通しになつてくるんじゃないか。そうなる、金融をもつとすると締めなければならぬような情勢になるかもしれない、さつき大蔵大臣がちょっとお述べになつたのですが、予算の使用において、三十六年度に行なつたように、また一割ぐらい繰り延べるというよりなこともやらざるを得なくなつてくるのではないか。そういう点、むしろ三十七年度の下期において、景気が回復するのではなくて、景気はかえつて悪くなる、そういうふうに見られるのですが、この点は今後の税収見込み等とも関連してかなり重要な問題と思われまふので、大蔵大臣はどういうふうにお考えになつていますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 経済の推移の見通しにつきましては、年じゅう政府部内で資料を持ち寄つて検討をやつておりますが、今のところ各省の一応一致した意見というものは、四、五月、五、六月ごろまで生産は鈍化の傾向をたどつていく。そしてそれ以後生産が伸びるという形によつて、やはり年率五・何%というような形になるのではなからうか。その間在庫の見方その他についていろいろ問題がございますが、今のところ政府の見込みはそういうことになつておりますが、ただ、御指摘のように、生産が私どもの想像したように落ちないという傾向が今出ておりますので、いすれにしても、政府の今までのつての引き締め政策を堅持して、ゆるめる方向の策はとれないと思ひますが、今の程度の推移から見まして、大體の見通しの方向としては、私はまだ間違いないのではないかと。進うといつても訂正するほどの今資料の変化というふうなものもございませんので、今のところは大体そういうふうな見込みで、またその見込みが実現できるような政策の堅持をやつていくよりほか仕方ないというふうに思つております。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ
○木村福八郎君 昨年九月から金融を引き締めて、政府の予想としてはその後鉱工業生産が落ちるだろう、そういう予想だつたわけですね。ところが、鉱工業生産は十、十一、十二とずつと上がつていく。今後ともそう落ちそうにない。そういうことになる、これは非常に見通しが狂つてくると思ひます。まあ池田総理は常に、長い目で見る、長い目で、と言ひますけれども、それは、短期的な要素も政策の運営上非常に重要で、経済界に大きな影響を与えるんですから、その点私は非常に重要だと思ひます。最近の鉱工業生産の推移をちょっと聞かしていただきたい。
○国務大臣(水田三喜男君) 九、十、十一と生産は確かに上がつておりまし

て、十二月にこれははつきり下がりました。これが横ばいしないしもう少し鈍化するといふことを一応私どもは予想してはいたんですが、一月の実績では、これはまたそういう方向に行つていないといふのを今心配してゐるんです。が、しかし、まだそれによつて動向をきめてしまふのは早いんで、二、三、四といつて、これが今よりも生産が上がつていくという方向には私どもはやはりならないだろうと思つておるんですが、一月の様子を少し予想をはずれてゐるというだけでございします。これがずつとしまひまで続く動向だといふふうにはどうしても考えられないのでございします。
○木村福八郎君 今後さらに下がるとして、六、七月ごろ、七月ごろを底として、これはあとで経済企画庁長官が多少修正したやうですね。最初その作業は、大型予算が出てくる前の作業だつたけれども、予算も大型化したんで、底をつく時期は多少ズレるだろう、九月ごろになるんじゃないかというふうに訂正されたやうに聞いておりますが、しかし、そこから今度は上昇にどうして転ずるのか、上昇に転ずると見る契機をどこに見てゐるのか。
○説明員(池田智君) かわつて申し上げます。現在までの企画庁の予想しておりましたところは、先ほど大臣が申し上げましたように、大體六月ごろまで一応下がる。その下がる割合でございしますが、これは今御指摘にありましたやうに、初め見ておりましたものよりもやや下がり方が鈍化したしまして、年率にして九%程度と、まあ一年間下がりますと九%下がると、そういうふうなカーブでございします。その年

率九%程度の下げ勾配に下がりました。そして六月ごろを底にいたしまして、今度は十二%程度の勾配で上がるというところで、一応見通しに見ております本年の平均に對しまして、三十七年度の平均が五・五%ふえるという形に一応なる。その曲線を一応そういうふうな工合に想定しているわけでございします。
今御質問の、上がるのは一体どういふことで上がるかという点につきましては、やはりその三十七年度の経済成長といふものは、輸出と、あとは国民消費、あるいは財政面の支出といふようなものが考えられますので、大體この時期あたりから輸出が伸びてくる。輸出の伸びと、それから今までの在庫等に対する調整も一応一段落をして、これは輸入在庫といふよりも国内の在庫全部含めての語でございしますが、そういう在庫手当てというやうなものも伸びつづける。それと、やはり堅実に伸びてくる消費といふやうなものを契機にして、一応五、六月、六月ごろから経済としては上昇、鉱工業生産指数としては指数は上がつていく、そういう形をたどるであらう、こういうふうな見通しでございします。
○木村福八郎君 根拠がはつきりしないのですが、時間がございませぬから。季節的に下期は輸出がふえて景気が上昇する過程へ入るといふことが大きな前提になつてくるわけですか。
○説明員(池田智君) そりです。
○木村福八郎君 季節的に。説明員(池田智君) 季節的という意味ではなくて、やはり本年の末から明年度初めにかけましての調整、その経済調整の過程が一応その辺で一段落するといふやうなことで、在庫面等でも今までも詰めて在庫補充をやらないう、あるいは原材料等についても在庫手当をしないといふやうな形で来たものが、あらためてまた一巡をして、そういう補充を必要とするというやうなこともなりました。ことに輸出面の伸び等によつて生産も上がつてくる、こういうふうな想定するわけでございします。
○木村福八郎君 輸出は相手もあることですね、だから、輸出については、まあ国内的に引き締め政策による輸出ドライブの力と、それから海外市場ですね、海外市場でどの程度まあ日本品の購入がふえるかという二つの面から、輸出をまた考えなければならぬわけですね、しかし、非常にばく然として、よくわからないのですが、これは時間がございませぬから、議論してもしょうがありませんから、最後に一つだけ、もう時間がございませぬから、お伺ひします。
減税と物価の問題について、大蔵大臣にひとつ伺ひたいのです。減税と物価の関係を大蔵省はどうお考えになつておるか。減税の場合は、物価のことなんか全然無視して減税といふものをやるのかどうか。たとえば基礎控除一万円引き上げますね。本人と配偶者について一万円ずつ引き上げる、そういう場合に、物価といふものをどういうふうにか考へるか。それから、基礎控除といふものの意味です。基礎控除といふものは何を意味するものか。それから、具体的に一つ例をあげますが、これは新聞でも出てたのですが、Aという人が、夫婦子供二人で月

○国務大臣(水田三喜男君) 物価が、三十七年度に消費者物価がどのくらい上がるか、なかなかはっきり見通せま

しかし、一方において所得が倍ひており、また、一方において所得が半減してしまふ。したがって、その伸びた後の所得、それを實質所得で換算しまして

もつて今度は三十七年度の計算をいたしますと、先般企画庁から発表になり

○政府委員(村山達雄君) これは二つございますが、一つは、何といたしますか。

ば、もう少し実態に合うように、十五
円で、どういふ内容、どういふ生活

するの、その内容、何かあるのですか。ありましたら、資料をひとつ出していただきたい、参考のために。

○政府委員(村山達雄君) これは税制調査会の答申に、課税最低限計算の基礎というのをずっと出してあります。大体三つか四つの角度から計算してございます。その一つは、いわゆるマーケット・バスケット方式というやつですね。一番榮養を安い値段で買った場合にはどれくらいになるかという、例の積み上げ計算でございます。それから、もう一つは、いろいろな実際の事例をとりまして、そのうち最低生活費と思われるものをいろいろ推計してみようというやり方、それからもう一つは、貯蓄が始まる階級はどこから始まるか、これは実証的に出るわけでございます。かなり最低生活以下の生活をやつて貯蓄が出ているかどうか、そここの間に疑問がございます。そういう貯蓄はどの階級から始まっているのかというのは累年とつてございます。今度のものでも、答申ではその間の過程が出ておまして、いずれもそれら三者のやり方から見た理論的生活費より相当程度上回つておる、現在の最低限は、昭和十五年、これが例の中央地方を通ずる根本的な税制改正のあつたときの問題でございます。あのときの課税最低限、今の物価で換算してみても、現在の方が最低限が上つております。あのときよりはすでに高くなつております。ただ昭和十、十一年よりは低い、こういうような数字が出ると思ひます。ただ、昭和十、十一年になりますと、あのころは公債で約四割くらいまかなつておつた時代でございます。したがつて、税収

に求めるものは比較的少なくなつたといふこと。それから所得の分布が全く違ひまして、〇・二〇の人員が全体の所得税の五〇％以上負担しておつた。したがひまして、残つたものは非常に少なくて済んだ。今の所得の分布が全く違ひますので、なかなかそういうわけにはいきかねる。そういうような詳細な資料が答申に出ております。もし何でございまして、また後刻御説明いたしたいと思つております。

○木村福八郎君 まだいろいろ質問ございますけれども、時間がありませんから、これでやめます。

○須藤五郎君 時間もないことですが、私はなるべく質問を短くしてやります。私の質問は三つあるのですが、一々質問していると時間がかりますから、三つ続けて、三つについて述べますから、お答えを願ひたいと思ひます。

大臣は、今度の国会における財政演説の中で、こういうふうな述べていらつしやうと思ひます。「金融の引き締めが経済的に弱い面にしや寄せられないよう、中小企業金融対策としては、昨年末に、総額八百億圓に上る財政資金による手当をいたしました。さらに、適宜、所要の財政資金を追加し、政府関係金融機関の資金量の増加をはかるほか、中小企業向け貸出し促進のため、市中における金融債等の買入れを行ないたいと、こういうふう述べておられるわけですね。政府はこれによつて中小企業金融についても十分手を打ちつたといふポーズを示したつもりでいらつしたようです。が、先日私は大阪に参りまして大阪の中小企業家と話合つたところにより

ますと、年末の金融難は実にひどかつた、こう言つておりましたが、市中銀行からも、また政府中小企業金融機関からも締め出された中小企業家は、やみ金融に依存せざるを得ず、日歩三十銭あるいは五十銭とる、べらぼうな高金利がもたらした横行するといふ状態だつた。こう申し上げておられます。これは明らかに「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」の第五条一項に明白に違反する行為であります。が、もっと重要なことは、こんなやみ金融を横行させている一番大きな原因は政府の金融政策にあると考へます。そこで質問したいのですが、大臣はこのことを御存じかどうか、またこれに對してどういふ措置をとられたか、お聞きしたいと思ひます。これが第一点です。

第二点、私は、中小企業を占める零細企業の調査だけでなく、中小企業の中間クラス以上のところ調査も行なつたのでありますが、このクラスは一流大企業の下請業者になつていて、ところが多く、名実ともに独立した企業は少ないといふのが実情であります。また、このクラスは、金融的には市中銀行及び政府関係中小企業金融機関の融資に依存することが可能なクラスであります。ところで、このクラスに對する金融状況はどうなつておるかとおししますと、ことしの一月から二月になつても、大企業の支払いは依然百二十日から百五十日の長期手形であつて、この状態が慢性化しているのが現状であります。こういう状況下で、一体政府関係中小企業金融機関はどういう役割を果たしているのか。一言でいへば、一流企業の資金繰りを緩和して

やるために、つまり、これら一流企業の振り出した長期手形を割り引いてやるための道具となつておるのが実情であります。逆にいいますと、一流企業は、政府関係中小企業金融機関の資金が、政府関係中小企業金融機関の資金が拡大すればするほど、安心して長期手形を出すことができるし、それによつて浮いた資金で設備投資計画を着実に進めることができるという仕組みになつておるわけでありまして。だから、私の会つた中小企業家たちは、政府の中小企業金融対策を本心からありがたひなんている人は一人もおりません。そこで、大臣に質問いたします。

第三点、最後に私は、昨年の暮、大蔵省が八幡製鉄、富士製鉄、東芝の三社に對して増資払い込み期限を行政指導によつて四月に繰り延べさせた結果、どういふ事態が起つたかについて触れたいと思ひます。大蔵省の行政指導の結果、八幡製鉄、富士製鉄、東芝の三社は、大蔵省のお声がかりで増資払い込み資金が四月まで繰り延べられたといふ錦の御旗を振りかざしまして、公然と下請業者あるいは外注業者への

支払いを四月まで延ばすという態度に出たわけですね。現に、富士製鉄は下請業者に對して百八十日の長期手形を出しているといわれまして、大きな話題にさへなつておるようです。もし事実だとするならば、これは下請代金支払延滞等防止法第四二条の違反だと考へます。このように、大企業は政府の金融引き締め方針を自分の都合のよいように逆用し、盛んに抜け道を切り開こうとしておられます。政府はそれを百も承知してはいるが、防止しようとしなければならぬ、むしろ結果的に促進さしているといふ感じがするわけですね。その結果中小企業者がまともにしや寄せをされておるし、たまたまのではありません。こういう感じが中小企業家の本音であります。一体、政府は、大企業のこのような勝手なやり方に対して、どういふ措置を具體的にとらうとしておられるのか。

以上、三つの質問に對しまして、お答えを願ひたいと存じます。

○国務大臣(水田三喜男君) 中小企業といふのは、もう本来金融力の少ないものでございまして、しかも中小企業の業態は多種多様でございまして、なかなか一律の取り扱いの金融対策といふものはむずかしいと思ひます。が、要するに、こういう引き締めが行なれていない前の状態、これを維持してやるということが一番施策として必要なことと思ひますので、引き締め政策をとるについては、中小企業への金融が今どうなつておるかという実態を押えて対策を立てる必要があります。

で、中小企業の金融というものは、市中銀行、そのほかの金融機関、たとえば相互銀行、信用金庫というよりなもの貸し出しは、六兆円以上に現在上っておりますので、中小企業の金融の主力というものは、何といつても、今民間の金融機関になっております。で、政府資金は、政府関係の金融機関の資金というものは、民間に比べてたゞ一割もない資金量でございますので、比重は非常に軽い、こういうことになってまいりますので、まず一番最初に中小企業金融対策として、何をしておいても、この民間の貸し出し比率をやはり落とさないという点を重点に対策を立てるよりないと思ひます。その引き締めをやりましては、私ども、あの指導をいたしました、金融機関が協力的に御承知のように、あの引き締め以前のこの貸し出し比率というものを現在落とすといない。実績としてはつきり出てきますので、この点は割合に、一般は引き締めながらも、中小企業については引き締め方というもののついては、ある程度、まぐいっているのじゃないかと思ひます。しかも、中小企業専門の相互銀行と信用金庫とかいうようなものの貸し出しを見ますと、昨年の同期に比べてみんな三割から四割も貸し出し量をふやしておりますのが実績に出ておりますので、まずその点の指導を十分に私どもはやつたということ、今度は政府関係資金の手当でございますが、これは国民金融公庫はやはり小口の営業資金、生業資金の貸し出しでございますから、この資金をふやすことはこう事態に立つての中小企業者、特に

零細企業者には役に立ちますので、この資金量をふやすという措置と、それら商工中金は商工組合に対する金融でございますので、この組合に入つておる組合員というものの実態は、やはりこれは中小企業のうちでも大きい企業者じゃございませんので、この資金強化という点も必要でございますし、そのいう点を十分に見まして、昨年八百億、今年度に入りましてさらに二百六十億円の資金増加をやるという方針をきめておりますが、これが大企業の金融にどれだけ寄与することになつておるかという点は、つきりはいいたしませんが、私どもの聞いておる範囲内におきましては、むしろそういう手当のほ

たという事実を御存じなんでしょう。どうなんでしょうか。
○国務大臣(水田三喜男君) 大体存じています。
○須藤五郎君 それは違反でしょう。法違反ですね、これは実質的に。だから、知つていらつしたら、それに対してどういう対策を立てられたかという点を私は聞きたいのです。知つておつて、中小企業の一人や二人死んだつて、かまうかと油田さんおっしゃつたが、その伝で、知つておつてもほうつておけなかつたのか。やはり対策を立てられたと思ふのですか、どういふ対策を立てられたのですか、そういう市中に横

ばならない責任がありますよ。大臣の責任ですよ。だから、どういふ手を打たれたのか。それは地方機関にまかしておいたから私は知らないじゃ、済まされないじゃないですか。
○国務大臣(水田三喜男君) これは一般の金融機関に対する監督行政が貸し金業者には行なわれておりませんので、これはあるいはもつとわれわれが地方長官との連絡においていろいろの措置をとるのがよかつたかもしれませんが、私どもとしては、たゞ、いろんな財務局を通じての報告はとつておるものでございますが、特にこれに対して今回の場合、法定利率どおりに行なわれているか、この実態調査、その監督をしてほしいというより特別な措置は、今度は別にとつておらないようでございます。

のような時期でもございしますので、これも私も早いときから検討して、いろいろの施策を今とつておるときでございまして、情勢を見て、情勢々々でこれはむしろ弾力的ないろいろな措置はとるつもりでおりますが、今のところはなかなか私どもそれ以上やれぬというくらいまで、この問題には氣を使つて今日までやつてきておるつもりでございます。

○須藤五郎君 私は具体的に事実をあげて、そして大臣に、こういう法違反が公然と行なわれておるが、それに対してどういふ措置をとられるのかという質問をしたんです。
それから、中小企業に対する融資が大企業の長期の手形振り出しにおいて逆に大企業の金融を援助するような形になつておつて、実質的に中小企業は何ら利益を得ていない、これが実態だといふことを申し上げたのですが、大臣はこの年末などに三十銭とか五十銭というべらぼうな金利が市中に横行し

○須藤五郎君 おそらく政府の考えは、こういうことは金融機関が自主的にやることで、政府がどうこうすることとは現在の自由経済原則のもとではやれない、そういう意向でいらつしやうたのでないかと思ひますが、そうなる、大企業のしりぬぐいの役割を果たしていることをあなたたちみずから認められたことになるんじゃないでしょうか。いわゆる中小企業に対する金融が、大企業の長期の手形に使われて、何ら中小企業を潤してない。中小企業は高い金利で、とにかく年の瀬をやつとこき越した。それに大臣が手を打たなかつたといへば、これは政府は大企業のしりぬぐいの役目を果たしてきた、こういう結果になる。それをあなた自身が認めたといふことになりませんが、それでいいのですか。

業者免許という、免許証なんです。これは。要するに日本の飛行機、いわゆる全日空ですが、全日空が沖繩へ鹿児島から行くについて、アメリカの許可を得なくちゃならぬ、免許を得なくちゃならぬ。そこで、日本政府を通じてアメリカ政府にその許可を願ひ出した。ところが、アメリカから、よろしい、鹿児島から沖繩に来てよろしいという免許証が来た、これだけのことなんです。何でもないことです。それを、協定ができて、その協定によってやっている、こういうふうな答弁であつたので、私はいささか不満であつたわけです。

で、これは何ですか、全日空の依頼で、全日空の利益をはかるためにこういう免許証を出したのですか、アメリカに對して。

○政府委員(福益繁君) 利益と申しますか、全日空が沖繩航路に従事したいという意図をもちまして、運輸省に定期航空運送事業の免許申請をして参りまして、これに基づきまして、先ほど申しました日米間の基本的な航空運送協定、その中に、政府が指定をするということがあります。この規定に基づきまして、日本政府が指定をいたしました、これを相手方に通知して、相手方がこれを許可した、こういうことになるわけでございます。

○須藤五郎君 しかし、この免許証をよく見てみますと、この免許証は、いわゆる全日空が沖繩に行くことの免許であつて、アメリカが日本、いわゆる鹿児島に来る免許ではないと思ふのです。ところが、開港すると、アメリカ民間機も来れるようになるのですか、どうですか。この免許証では、アメリカ

の飛行機は日本に來れないのです、建前は。民間機は來れないのです。來れないのが建前です。ところが、開港した場合に來れるのかどうか。

○政府委員(福益繁君) 開港しただけでは、向こうは当然にはこちらへは來る權利はないわけでありまして、基本的な先ほど申しました協定によりまして、今度アメリカ側が、向こうの民間航空会社の申請に基づきまして、免許を求め、指定をして、日本政府の許可を求めている、こういうことになります。

○須藤五郎君 不開港には來れないといふことなんですね。

○政府委員(福益繁君) 通常は來れないわけでございます。

○須藤五郎君 通常來れないとおつしやるのは、來れるのはどういふ場合ですか。通常來れないといふのなら、絶対來れないのとちよつと意味が違ふと思うのですが、どういふことですか。

○政府委員(福益繁君) 正確には何と申しますか、國際的な慣行ではなからうか。この点は外務省からお答えいたしますが、緊急避難といつたような場合でございます。緊急の事態でそういった場合には不開港でもできる、かように考えます。

○政府委員(中川融君) 地位協定の第五條の付屬議事録によりますと、合衆國の船あるいは飛行機が日本の港、飛行場に入出入りすることができるとは、「通常開港」をいふことになつておられます。したがつて、原則として開かれた港または飛行場に着陸する、あるいは入るというところでございます。ね。例外的にはそうでない港に入るといふことも不可能ではないわけでございます。

○須藤五郎君 不可能ではないといふ根拠はどこなんですか。

○政府委員(中川融君) 地位協定に付屬いたしました合意議事録に、この第五

條にいう港とは「通常開港をいふ」という規定があるわけでございます。したがつて、通常開港であるといふふうには了解されているわけでございます。通常でありますから、例外もないではないといふことでございます。

○須藤五郎君 そうすると、開港であるが何であらうか、「通常」といふ言葉をどういふふうな拡大解釈して、「通常」だから、開港でないところも例外として入れるのだといふことになれば、何でもかでも全部入れるということとじやないですか。そんなばかなことはおかしいじやないですか。何のためには開港という規定があるんですか。開港という規定をしておいて、そういうすぐ例外規定のやうな、あやふやなわけのわからない規定をするのは、何のためですか。おかしいじやないですか。

○政府委員(中川融君) 「通常」でございますから、それが原則でございます。しかし、例外として、開港でない港に入るといふこともないではないといふことでございますが、これはどんな場合かといふと、結局考えられますことは、緊急避難式の場合といふことであらうかと考えているわけであります。

○須藤五郎君 あらうかと想像しているだけで、あるといふふうには、はつきり何か文書になつていないのですか。あなが想像しておるのでは、困るじやないですか。外務官僚が一人で合点しているといふのでは、これはたいへんなことです。アメリカの軍艦でも飛行機でも、日本の港や飛行場に、開港であらうが非開港であらうが、自由自在

に入出入りできるという、そんなべらぼうなことが實際に行なわれたら、たいへんなことです。それこそ共產黨のいう、日本に独立ありやいなやといふことになつてくるわけだ。

○政府委員(中川融君) この安保条約は日本とアメリカとの間の信用といふことを基礎にして實はできておるものでありまして、したがつて、この不信、信頼しないといふことを基礎にいたしましたすれば、いろいろの場合が考えられるのでございしますが、やはり兩國間の信用といふことが基礎でございしますので「通常開港をいふ」と書いてありますので、これは原則として大部分の場合、ごく例外の場合を除いては、この開港に入つてくる。また實際のやり方もそのやうにやつておるのでございまして、ごく例外的な緊急避難式以外の場合には、開港に入つてくるやり方になつております。

○須藤五郎君 そんなことをしたら、日本の飛行場はどここの飛行場の周辺だつて、安心して眠つておるわけにいきません。ちよつと天氣が悪いといつたら、アメリカの飛行機はどこにいつたら、飛び込んでくるかわからないですよ。そして民家に墜落するかわからないですよ。そういうことが平氣で承認されておる。アメリカと日本の信用問題だと。信用とかさういふ一人勝手なこととさういふことをやらねえ、これは日本人としてたいへんなことだと私は思ひます。それじや、さういふ非開港の場合に入つてくる場合に、どんな手続をして入つてくるのですか。

○政府委員(中川融君) 港に入ります際には、当然その港を管理しておる

当局に通告をして入ってくるわけでございます。

○須藤五郎君 これまでそういう非開港のところに飛び込んできた例はどのくらいありますか。

○政府委員(中川融君) ただいま具体的な数はここに手元にごさいますせんが、例外的な場合として若干の例はあるようにございます。

○須藤五郎君 まあ外務省の考え方と私たちの考えは全く違つておつて、要するに、今の話を聞いておると、日本はアメリカに対しては港も空港も、開港であるが非開港であるが、原則としては開港だということになっておるが、特例はちゃんと備えておいて、どんな場合にもちゃんとこころへでも、理由さえつくなれば出入りは自由だ、こういうことになっておる。そういうふうには私たちは確認するわけですか。

○政府委員(中川融君) 行政協定によつて裏づけされて、とにかく日本は全土すつて開港して、アメリカの前に、そういうことに私は理解しておきます。あなたと押し問答しても切りがなさそうだから、その程度でその問題は終わらうと思ひます。

○須藤五郎君 先日、同僚荒木君が密輸のことで質問されましたが、関税局長も税関行政の立場から努力することを言明されたわけですか。沖縄との密輸のことを、ところが、米軍と麻薬とのことが密接な関係がありとするならば、どのようにしてとにかく防止をすることが出来るか。アメリカの軍用機ならば自由に入入り出来るわけですか。今度、鹿児島が開港になれば、それも自由に入入り出来る。その場合、アメリカの軍隊が密輸しないという保証は

どこにもないわけですか。先日、関税局長は、私が質問したら、アメリカの兵隊でも検査しますと、こうあなたは答えておる。そうじゃないですか。アメリカの軍隊の場合、どうしますか。あらためて聞きます。

○政府委員(稲益繁君) 税関検査の点につきましては、この合衆国軍隊の地位に関する、先ほど外務省から申し上げておられます協定の第十一条第五項によりまして、「税関検査は、次のものの場合には行なわれないものとします。」と、行なわれない場合を限定しております。

それによりまして、「命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊」、第二は、「公用の封印にある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物」、第三は、「合衆国政府の船舶証券により船舶積みされる軍事貨物」ということでございまして、これ以外の場合には税関検査が適用になるわけでございます。したがって、通常軍人、軍属でありましても、個々の個人として出入りします場合に、個々の個人として出入りします場合、こういう場合には税関で検査をいたしております。

○須藤五郎君 軍人が移動する場合、旅行する場合に、命令によらない旅行とか移動というものはどういふ場合ですか。

○政府委員(稲益繁君) 軍人が申しますか、個々の個人としては、たとえば休暇で帰国するとか、その休暇の期間が切れてまた入国するとかいふ場合であります。

○須藤五郎君 軍人が休暇で移動するのは、やっぱり許可、命令を受けなければ、軍人は動けないはずですよ。白

分勝手に軍人は移動できないはずでしよう。

○政府委員(稲益繁君) その点は、先ほど申し上げましたように、検査を免除されます場合は、そういう命令により入国した場合は出国する合衆国軍隊の部隊といたしましてあります。したがって、個々の個人として出入りする場合には検査をします、こういうこととさせていただきます。

○須藤五郎君 部隊とは、何人から部隊なんですか。

○政府委員(中川融君) 部隊と申しますと、兵員が隊を組みまして指揮官の指揮のもとに行動する、それが部隊と考えております。

○須藤五郎君 それでは、指揮官と兵卒一人で、二人の場合でも、これは部隊と称するのですか。

○政府委員(中川融君) その具体的の場合について考えなければいけません。指揮官の、部隊として行動することが、要するに、一人の兵隊といふことがはたしてあるかどうか知りませんが、複数の軍要員が公の命令によつて動いておると、こういう場合が、これが部隊であると考えております。

○須藤五郎君 そうすると、将校であろうが兵卒であろうが、軍の命令によつて単独で、一人が入国する場合は検査の対象となるのですか、どうですか。

○政府委員(中川融君) 一人で動いておるといふ場合には部隊とは考えられません。一人の場合には単独の軍の構成員となります。

○須藤五郎君 だから、検査をしますとおっしゃるのですか。

○政府委員(中川融君) 税関検査を免除しないわけでございますから、税関検査をするわけでありまして、

○須藤五郎君 それでは、二人、三人の場合は部隊とすれば、計画的に二人、三人が部隊だと称して沖縄から密輸品を日本に持ち込む場合は、これは検査の対象にならぬということになると思ひますが、関税局長、どうですか。

○政府委員(稲益繁君) 部隊と申しますと、大体常識的に……

○須藤五郎君 今はつきり外務省の中川局長が、部隊とは二人でも部隊だとはつきり言っているのですよ。部隊ではないと言っていない。部隊と言っているのです。

○政府委員(稲益繁君) 部隊とはつきり認定できません場合には、検査は除外されるわけですか。

○須藤五郎君 それでは、密輸は、アメリカ軍には無条件で密輸の道が開かれておるといふことになりはしませんか。アメリカの兵隊が二、三人で日本に密輸品を持っていく、そういうことがあつても、日本の税関はそれを取り調べることはできないということになるのじゃないですか。どういふふうにして取り調べますか、その場合、取り調べることはできませんと、あなた、おっしゃるなさい。それなら、私はそれで認めるだけだ。

○政府委員(稲益繁君) 先ほど申し上げました合衆国軍隊の地位に関する協定、第十一条の八項であります。が、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並び

にそれらの家族に与えられる特権、いろいろの特権がございますが、その「特権の適用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ」と、これは合衆国軍隊に対してそういう必要な措置をとるといふことを規定してあるわけでありまして、その「必要な措置」でありまして、九項で、幾つかその「必要な措置」のことを規定しております。読み上げますと、まず第一は、「日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなればならぬ」と、こういう規定があるわけでありまして、また次に、「合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならぬ」と、なお引き続いて、そういう意味の協力と申します。援助の規定いたしました「合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならぬ」と、こういう規定がございまして、

○須藤五郎君 まあそんな規定は聞いても聞かぬでもないんですよ。僕の質問は端的なんです。合衆国の軍隊が部隊と称して、複数以上は部隊といふのだから、二人、三人でやつてくると、そのとき麻薬をポケットの中に忍び込ませてやつてくると、その場合には検査をできるのか、できないのか。できないといつて答弁するか、できるか、できないのか、どちらかを僕は求めているの

です。そんな条文読んでくれと言つて
いやしない。できるか、できないか、
二つです。

○政府委員(稲益繁君) 先ほど申し上げ
ましたように、部隊でありますれば
できません。

○須藤五郎君 それでは、アメリカの
兵隊が二人でも三人でも、とにかく複
数で部隊だと称してやつてくるなら
ば、それが麻薬を持っておりうが禁制
品を持っておりうが、とにかく検査が
できない、それが日本の税関法とい
うことですね。そうでしょう。そう理
解していいですね。アメリカ軍にはそ
ういう特権を与えておると、こう理解
していいんですね。

○政府委員(稲益繁君) 正確には、先
ほどから申し上げましたように、部隊で
ある限りは検査をいたしません。

○須藤五郎君 あなた、もう少し大胆
に答えないか。二人以上は部隊だか
ら、それがどういふものを持つてこよ
うと、日本にはそれを検査する権利が
ないので、はつきり日本人らしく
答えないか。あなたは日本の官吏
じゃないか。アメリカの官吏じゃない
のだから。日本に不利なことがたくさ
んあるわけですよ。それを私は追及し
ているんだから、不利だと認めるなら
ば、やはり正直に、できませんならで
きませんと、こう簡単に答えないさい。

それを回りくどく法令など読んでごま
かそうというような、そんな意見はよ
くないですよ。

それじゃ、もう一べんあらためて確
認しておきます。アメリカの兵隊が二
人以上日本にやつてくる場合は、それ
が何を保持してよりと禁制品を持っ
ていようが——ピストルなんかはアメ

リカの兵隊から日本の市内に流れ込ん
でいるんですよ。それが日本ではい
ろ悪いことに使われているんですよ。
麻薬もそうです。そういうことがわ
かっておつても、とにかく検査するこ
とはできません、それが日本の税関
法だ、こういうふうには私は理解して
おきます。そして次の質問に移ります。
この税関関係基本通達集の第七節で
す。はつきりいいますと、「在日合衆
国軍隊の個人、貨物、航空機及び船舶
の出入国について」という、その第
七節、「船舶及び航空機」という条項の
第七節のところにどういふ条項がある
んです。第七節の「船舶及び航空機」の
第四項の注にどういふことがあるん
です。「大韓民国の軍用機及び船舶の日
本への入港については、在日合衆国軍
内規11-8(韓国軍用機、海軍艦船及
び軍要員の日本入国について)に規定
されている」とありますが、その内規
の内容を示していただきたいと思ひ
ます。関税局長、あなたのこの本に書
いてあるんだから、あなた答えないけ
れない。

○政府委員(稲益繁君) 内規について
は、ただいま手元に持ち合わせござい
ません。

○須藤五郎君 どういう重大な問題
が、重大な質問の核心に触れてくる
と、ないといつて答えないんですよ。
そうすると、私は内規を示してもらわ
なければこの質問を続行することはで
きません。すると、きょうもこれで打
ち切りにならずにちやならぬ。

委員長、取り計らって下さい。ここ
は重大な問題なんです。韓国の兵隊、
軍用機、艦船が日本に自由に入出入り
できるようになっていふ。どういふ法的

な根拠でやるか。アメリカ軍の内規に
よつてできる。何ですか。日本は独立
国ですよ、完全じゃないけれども。内
規を出して下さい。(それは条約局長、
答弁しなさい)

○政府委員(中川融君) 今の内規は、
われわれ承知していない内規と思ひま
す。大蔵関係の内規でございませ
んか。

○須藤五郎君 そうです。だから、大
蔵省に要求している。この次までに出
して下さるなら、これで質疑を打ち切
りましょう。こんな重大な問題がアメ
リカ軍の内規で左右されているとい
うのは、私は黙認できませんよ。

○政府委員(稲益繁君) ただいま御指
摘いただきました在日合衆国軍内規、
この内規は、実は協定の改定に伴いま
して、現在では廃止されておるそうで
あります。したがうして、実はこの私
どもの通達自体が抹消すべきものなん
です。現在生きているおとせんから、
さよう御了承いただきます。

○須藤五郎君 ほんとに。現に韓国の
飛行機は日本へ来ているんですよ。あ
なた、それじゃ、何によつて来ている
かというところになるじゃないですか。
この内規があるから、僕ら来ていると
思っている。内規を抹殺したといつた
ら、何をもつて来るんですか。それは
よくよくたいへんなことになってく
る。言ひのがれしやいかぬよ。でた
らめ言つちやいかぬよ。関税局長、
内規を抹殺したなんて、うそを言つ
ちやいかぬよ。

○政府委員(稲益繁君) 韓国のそう
いったあれが入つて参ります場合に
は、これは廃止されておりますから、
個々について外務省が入国について

許可を与えておる、こういうことでご
ざいます。

○須藤五郎君 関税局長、この通達は
今日生きている通達ですよ。死んでい
る通達じゃないですよ。今日使われて
おる通達ですよ。あなた個人で、そん
なものを抹消されていると言つても、信
用できると思ひますか。できません
よ。ちゃんと活字となつて出ているん
ですよ。それじゃ、大蔵大臣でも呼
びましょう。

○政府委員(稲益繁君) たいへん申し
わけないわけなんです、これは内部
の通達規定でございまして、実は整理
漏れだということでありまして、実は
先ほど申し上げたのとおりでございま
す。

○須藤五郎君 僕は、政府の刊行して
いる通達集にどういふ条項が今日も生
きているので、生きてゐるから、これ
を借りてきて、それを根拠にして今日
やつておる。それは抹殺されておるま
す、そういう無責任な答弁で……こ
んな重要な文書ですよ。しかも、それ
をこつそりと個々に書かないで、(注)
というところに入れて込んでいふ。
(注)というところ、そういう姑息なやり
方をしておつて、国会で問題にされ
て、追及されると、困つて、それはも
う抹殺してあります……。どこに抹殺
したという文書が入つておりますか。
今、頭から抹殺するだけでしょ。ど
こに抹殺した証拠がありますか。抹殺
した証拠を出しなさい。

○政府委員(稲益繁君) 実は、その
お手元に持ちになつておりますよう
に、膨大な通達集でございまして、順
次整理をして参るわけでございまして、
私どもも今根本的にこの通達の改正を

やつておりますので、全面的に改めま
して、その際にどういふものをきちん
と整理したいということで、その整理
が実はおくれおつた次第でありま
す。

○須藤五郎君 それでは、まだ抹殺さ
れていないんだ。もしもすでに抹殺し
たという証拠があるならば、文書で抹
殺したという証拠を示して下さい。見
せて下さい。まだ問題はたくさん残つ
ておりけれども、まず、それからやりま
しょう。抹殺した証拠を見せなさい。

○政府委員(稲益繁君) お答え申し上
げます。この内規自体が合衆国のほう
で廃止されておるわけなんです。した
がつて、実定規定がないものでござい
ますから、条文としては、私どももた
ま整理漏れということにはなつてお
りますが、実体はないということなん
でございまして。

○須藤五郎君 僕は、あなたのその言
葉をそのまま信用はできないんですよ。
よ。だから、大蔵大臣なり責任者が来
て、政府の。実は間違いで、そういう
ことはなくなつてゐるんだと、はつき
り大蔵大臣が言つて、それとともに抹
殺したという証拠を見せてもらひた
い。あなたの口だけでは信用できな
い。だつて、われわれは今日生きてい
る文書として、資料として借り出し、
その資料によつて僕は討論している。
それが、都合が悪いと、それはどうに
抹殺するのが抹殺漏れになつて済みま
せんでは、僕は、ああそうですか、と
いうわけにいかぬじゃないですか。こ
れは重要な政府の文書ですよ。抹殺し
たら抹殺したという通達がなくなつた
らぬ。出しましたか、抹殺したとい

したがって、アメリカの飛行機は直接
沖縄から東京に来るのだけが認められ
る、そのほかの日本の飛行場に来るこ

考えられますが、どうもそれより近いところに着陸する路線を設定するといふことは、私、いわばしろうとでござ

○荒木正三郎君 この航空路は全日空だけに限っているのかどうか。

る法律案

一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

一、酒税法等の一部を改正する法律案
一、物品税法案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

正する法律

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務は、この会計の負担とする。

第三条中「及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、「合計額」の下に「から千七百六十四億円及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第号）附則第二項の規定により一般会計に帰属する貸付金の元金の額を控除した額」を加える。

第四条中「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」の下に「第一条第三項に規定する債務の元金及び利子」を加える。

附則中第十六項以下を一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16 政府は、昭和三十七年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、一般会計から、二百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則

1 この法律中附則第十五項の次に一項を加える改正規定及びこれに係る改正規定は公布の日から、その他の規定は日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律（昭和二十七年法律第四十二号）附則第三項の規定により当該貸付金に係る償還義務を承継した一般会計に帰属するものとする。

財政法の一部を改正する法律案
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。
第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

附則第七條第二項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同条第七項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 審議会の臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附則第七條第六項を同条第七項とし、同条第五項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

附則第七條に次の一項を加える。
10 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（補正予算）に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第四十条を次のように改める。

3 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の十一の見出しを「（補正予算）に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条の十一第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第三十九条の十二を次のように改める。

4 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。
第三十条の見出しを「（補正予算）に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正を「補正予算」に改め、同項を同条第二項とする。

5 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（補正予算）に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第十条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第十一条を次のように改める。

6 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「補正予算」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ

第二十八條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同条第二項とする。

7 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「補正予算」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を、事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができらる。

第五十条第二項中「追加予算」を
「補正予算」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 山林所得の課税の特例(第三十条―第三十条の三)」を「第一款 山林所得の課税の特例(第

款 市街地開発等に係る資産の買換
海外移住の場合の譲渡所得等の

えの場合の譲渡所得の課税の特例
課税の特例(第三十八条の六)
(第三十八条の三—第三十八条の

五)を「第四款市街地開発等に係る第五款海外移住の場合の資産の買換えの場合等の譲渡所得

譲渡所得等の課税の特例(第三十八
条の特例(第三十八条の三―第三十八
条の八))

の「第二款 市街地開発の特例（第六十五條の三・第六十五條の特例）」に、

の四」を「第二款 市街地開発等に係る資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の三―第六十五条

の七」に、「第五章 登録税法の特
例(第七十一条―第八十四条)」を「第
五章 登録税法の寺列(第七十二

条―第八十四条の二〕に改める。
第二条第一項中第九号を第十号と

し、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 内国法人又は外国法人 それ
ぞれ所得税法第一条第五項に準

しない法人」を「外国法人」に、「同法
第十七条、第十八条第二項並びに第
四十一条第一項及び第二項の規定
は、適用しない。」を「所得税を課さ
ない。」に改める。

第七条を次のように改める。
(国等の特殊の外貨借入金)の利子の非課税)

第七條 國又は日本銀行が、非居住者又は外國法人から借り入れる外國通貨による借入金で、その借入

れが国の外貨資金の状況に照らし
緊急の必要性があるものとして政
令で指定するものにつき、当該非

居住者又は外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、当該非居住者又は

外国法人が所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する

事業を有する場合には、当該利子で当該事業に帰せられるものについて、この限りでない。

第七條の次に次の一條を加える。
(特殊の外貨借入金等の利子の税率の軽減)

第七条の二 昭和三十七年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで
の間に支払う次の各号に掲げる利

子に対する所得税法第十七条第一項、第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適

用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。ただし、当該

各号に規定する非居住者又は外国法人が同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に

規定する事業を有する場合には、

六条第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものうち、同項第六号に規定する非居住者から支払を受けるものをいう。以下第二十三条までにおいて同じ。を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。」を加え、同項第十号中「運送」の下に「政令で定める用船契約により船舶を用船した

者の締結した再運送契約に基づく運送にあつては、当該再運送契約に基づく運送のほか、当該用船契約に基づく運送を含む。以下この項及び第四項において同じ。」を加え、同項第十一号中「(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下第二十三条までにおいて同じ。)」を削り、同項第十二号中「提供」の下に「(第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合に、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引)」を加え、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一項第十号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づき同項第十号から第十二号までに掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料

として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第二十一条第四項中「当該取引に係る物品が輸出され」の下に、若しくは同項第一号の工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡され、若しくは提供されを加え、又は当該運送を又は当該取引が同項第十二号に掲げる運送に、が対外支払手段を対価としてされたものであるを、であつたに改める。

第二十一条の三第一項中「対外支払手段を対価として行なう工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。の譲渡又は提供(以下第二十三条の二までにおいて「技術輸出取引」という。))を「対外支払手段を対価として行なう自己の研究(その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究を含む。以下この項において同じ。))の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供(第二十一条第一項第一号の規定に該当するものを除く。又は対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡若しくは提供のためにする当該譲渡若しくは提供を行なう者への自己の研究の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供(以下第二十三条の二までにおいて「技術輸出取引」と総称する。))に改め、対外支払手段による支払」の下に「(対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡又は提供のためにする技術輸出取引(以下第二十三条の三までにおいて「間接技術輸出取引」という。))については、当該取引の対価

の支払」を加え、「その各年中」を「当該期間内の日の属する各年の当該期間内に改め、同条第二項中基礎となる技術輸出取引の下に「間接技術輸出取引を除く。」を加える。

第二十二條第一項中「又は第二十一条の二第一項を、第二十一条の二第一項又は前条第一項に、又は第五号から第九号までに掲げる取引を、若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に改め、「規定する物品」の下に「間接技術輸出取引に係る工業所有権等を含む。以下第二十三条の三までにおいて「物品等」という。))を、これらの号に掲げる取引」の下に「間接技術輸出取引を含む。以下第二十三条の三までにおいて「取引等」という。))を加え、当該物品が輸出されたことを輸出されたこと(間接技術輸出取引については、対外支払手段を対価として当該取引に係る工業所有権等の譲渡又は提供がされたこと。以下この条において同じ。))に、「物品の取引に係る」を「物品等の取引等に係る」に、「これらの号に掲げる取引」に、「第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引」に改め、同条第二項中「又は第二十一条の二第一項を、第二十一条の二第一項又は前条第一項に、又は第五号から第九号までに掲げる取引を、若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に、「これらの号に掲げる物品のうちこれらの号に規定する取引を「物品等」のうちに

取引等」に、「当該物品が輸出」を「輸出」に改める。

出に、「物品の取引」を「物品等の取引等」に改める。

第二十三條の二第二項中「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第二十三條の三第一項第一号中「又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうち当該取引を、若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引に係る物品等」のうちこれらの取引に、「物品に係る取引の行われた日の属する年において当該取引」を「物品等に係る取引等の行なわれた日の属する年において当該取引等」に改める。

第二十八條第一項中「所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人」を「外国法人」に、「同法第十七條」を「所得税法第十七條第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該非居住者又は外国法人が同法第一条第三項第一号又は法人税法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該使用料で当該事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りではない。

第三十條第一項中「昭和二十一年三月三日を昭和二十七年十二月三十一日以前」に、「第十條の四第一項」を「第十條の五第一項」に改め、同条第二項中「包括遺贈、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」を「遺贈又は贈与」に、「又は包括遺贈者」を「受遺者又は受贈者」に、「昭和二十五年四月一日

から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈(包括遺贈を除く。))により取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間を「昭和二十八年中」に改め、「包括遺贈により取得した山林」の下に、「同年一月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間の遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九條までにおいて同じ。))若しくは贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九條までにおいて同じ。))により取得した山林又は昭和二十七年一月一日以後に当該遺贈若しくは贈与により取得した山林で所得税法第五條の二第三項の規定の適用を受けなかつたもの」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「山林の譲渡により通常課税されるべき再評価額を考慮に入れ」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十條の二を削り、第三十條の三を第三十條の二とする。

第三十一條第一項第三号中「権利につき」を「権利(以下この条及び次条において「土地等」という。))」につき、「当該土地又は土地の上に存する権利」を「当該土地等」に改め、同項第四号中「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第一項(前項におい

て準用する場合を含む。の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第二号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分）について、収用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一 土地等が土地収用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。）において、当該土地等を使用させることが所得税法第九条第一項第八号の不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為（以下第三十八条の五までにおいて「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）に該当するとき。

二 土地等が第一項第一号から第三号まで又は前号若しくは次条第一項第二号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定に基づく収

用をし、又は取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき。

第三十二条第一項中「及び資産再評価法第八條第二項又は第九條」を削り、「土地又は土地の上に存する権利を土地等」に、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）及び（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）」を削り、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、「及び資産再評価法第八條第二項又は第九條」を削る。

第三十三条第一項中「該當することとなつた場合」の下に「（第三十一条第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。以下次項において同じ。）」を加え、「第三十八條の六」を「第三十八條の八」に改め、同条第三項中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に改める。
第三十三條の二の見出し中「場合の」の下に「更正の請求」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第三十一條第二項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する期間内に代替資産を取得した場合において、その取得価額が同項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過大となつたときは、当該代替資産を取得した日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その収用換地等のあつた日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができ、

第三十四條第一項各号列記以外の部分中「譲渡」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）」に改め、同項第二号中「その額以下の金額で」を削り、「税務署長の承認」を「代替資産の取得価額の見積額（当該補償金等の額以下のものに限る。）につき税務署長の承認を受けた場合（前条第四項の規定による更正の請求をした場合を除く。）における当該承認」に改め、同条第二項を削る。

第三十五條第一項中「採掘用財産を譲渡し」を「採掘用財産の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この款において同じ。）をし」に、「譲渡した」を「譲渡をした」に改め、同条第二項中「財産を譲渡し」を「財産の譲渡をし」に改め、同条第三項中「譲渡した」を「譲渡をした」に、「譲渡価額」を「譲渡による収入金額」に改める。
第三十六條第一項中「採掘用財産を譲渡し」を「採掘用財産の譲渡をし」に、「譲渡した」を「譲渡をした」に改める。

第三十七條中「譲渡した財産」を「譲渡をした財産」に改める。

第三十八條第一項中「又は資産再評価法第八條第二項若しくは第九條」を削り、同条第二項中、若しくは資産再評価法第八條第二項若しくは第九條に規定する再評価を行なうときを削る。

第三十八條の二第一項中「ものを譲渡し」を「ものの譲渡をし」に、「権利を譲渡し」を「権利の譲渡をし」に、「敷地に供されていた土地」を「敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利」に、「敷地となつてゐるもの」を「敷地の用に供されてゐるもの」に、「をその災害のあつた日から一年以内に譲渡した」を「の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした」に、「対して譲渡」を「対して譲渡をし」に、「第三十八條の六」を「第三十八條の八」に改め、同条第二項中「資産を譲渡」を「資産の譲渡をし」に改める。

第二章第四節第四款の款名中「場合」を「場合等」に改める。
第三十八條の三第一項中「第一号の場合にあつては同号」を「第一号又は第一号の二の場合にあつてはこれらの規定」に、「以下この条において」を「以下第三十八條の七までにおいて」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 土地等が、第三十一條第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第二号の買取り及び同条第三項第一号の使用を含む。）を行なう者によつて当該収用の対価に充てられた

め買い取られる場合 所得税法の施行地にある他の土地等
第三十八條の五中「譲渡」を「譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）」に改める。
第三十八條の六を第三十八條の八とする。

第二章第四節第四款中第三十八條の五の次に次の二条を加える。
（防災建築物造成の場合の譲渡所得の金額の計算）
第三十八條の六 個人が、防災建築物造成法第二條第二号に規定する防災建築物の建築のため同法第四條に規定する防災建築物造成組合（以下この条において「組合」という。）に土地等を出資し、当該出資の日の属する年の十二月三十一日までに出資の払戻し（解散による残余財産の分配を含む。以下次条までにおいて同じ。）としてその出資した土地等の全部又は一部を取得した場合においては、当該取得した土地等の出資による譲渡所得の計算については、その譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、個人が、同項に規定する防災建築物の建築のため組合に土地等を出資し、その出資の日の属する年の翌年一月一日からその出資の日以後二年を経過した日までの期間内に、出資の払戻しとしてその出資した土地等の全部又は一部を取得する見込である場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得し

た土地等」とあるのは、「取得する見込みである土地等」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、土地等を出資した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに当該出資した土地等の出資価額、出資の払戻しにより取得した又は取得する見込みである土地等の明細及びその出資の時ににおける価額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

(出資の払戻し)として土地等を得た場合の更正の請求、修正申告等)

第三十八条の七 前条第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつた場合に於ては、当該出資の払戻しのあつた日から四月以内に、同項に規定する出資の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることが出来るものとし、同号に該当する場合で不足を生ずることとなつた場合又は第二号に該当する場合に於ては、当該出資の払戻しのあつた日又は同号の期間が経過した日から四月以内に、同項に規定する出資の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。

一 前条第二項に規定する期間内に、出資の払戻しとして土地等を取扱った場合において、その取扱った土地等が同項に規定する税務署長の承認を受けた取得す

る見込みであつた土地等に対して過不足があるとき。

二 前条第二項に規定する期間内に、出資の払戻しとして土地等を取扱しなかつた場合

2 前条第二項の規定の適用があつた場合(次項ただし書の規定の適用があつた場合を含む)において、当該出資につき同条第二項に規定する期間内に譲渡、遺贈又は贈与(以下この条において「譲渡等」という。)があつたときは、当該出資のあつた日において当該譲渡等をした出資に係る土地等の譲渡等があつたものとみなす。

3 前項の規定に該当する場合には、当該譲渡等をした者(遺贈の場合に於ては、当該遺贈をした者に係る相続人(包括受遺者を含む。))は、当該譲渡等をした日から四月以内に、当該出資をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。ただし、所得税法第五条の二第三項の規定の適用を受けた場合には、この限りでない。

4 第三十六条第四項の規定は、第一項又は前項の規定により修正申告書を提出しなければならない場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

5 第三十三条の二第三項の規定は、第一項又は第三項の規定による修正申告書又は前項において準用する第三十六条第四項の規定による更正により納付すべきこととなつた所得税額について準用する。この場合において、第三十三

条の二第三項中「第三十三條の二第一項」とあるのは、「第三十八條の七第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

6 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けた個人が、出資の払戻しとして土地等を取扱した場合において、当該出資の払戻しにつき第六十五条の七第一項の規定の適用があるときは、当該出資の払戻しによる所得の計算については、当該出資の払戻しがなかつたものとみなす。

第三十九條第二項中「前條第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

第四十條第一項中「並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條」を削り、同条に次の二項を加える。

3 大蔵大臣は、第一項後段の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した者又は当該承認を受けていた者に通知しなければならない。

4 第一項後段の承認をしないことの決定があつた場合には、その者の納付すべき所得税額で当該処分に係る財産の贈与又は遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額についての所得税法第五十四條の規定の適用については、同条第一項第二号中「について、当該提出期限」とあるのは、「について、租税特別措置法第四十條第一項後段の承認をしないことの決定の通知をした日」とする。

第四十六條第一項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

第五十五條第一項第一号中「物品の輸出の下に(他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。以下第五十六條までにおいて「工業所有権等」という。))の譲渡又は提供を受け、対外支払手段(第二十一條第一項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下第五十七條までにおいて同じ。))を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。」を加え、同項第十号中「運送」の下に(政令で定める船舶契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づく運送にあつては、当該再運送契約に基づく運送のほか、当該船舶契約に基づく運送を含む。以下この項及び第五項において同じ。))を加え、同項第十一号中「(第二十一條第一項第十一号に規定する対外支払手段をいう。以下第五十七條までにおいて同じ。))」を削り、同項第十二号中「提供」の下に「(第三号を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合に、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引)」を加え、同条第四項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一項第十号に規定する船舶契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づき同

項第十号から第十二号までに掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該船舶契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第五十五條第五項中「当該取引に係る物品が輸出され」の下に、若しくは同項第一号の工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡され、若しくは提供され」を加え、「又は当該運送」を「又は当該取引が同項第十二号に掲げる運送」に、「が対外支払手段を対価としてされたものである」と改める。

第五十五條の三第一項中「対外支払手段を対価として行なう工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。))の譲渡又は提供(以下第五十七條の三までにおいて「技術輸出取引」という。))を「対外支払手段を対価として行なう自己の研究(その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究をいう。以下この項において同じ。))の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供(第五十五條第一項第一号の規定に該当するものを除く。))又は対外支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡若しくは提供のために、当該譲渡若しくは提供を行なう者への自己の研究の成果である工業所有権等の譲渡若しくは提供(以下第五十七條の三までにおいて「技術輸出取引」と総称する。))に改め、「対外支払手段による支払」の下に「(対外

支払手段を対価として行なう工業所有権等の譲渡又は提供のために技術輸出取引(以下第五十七条の四までにおいて「間接技術輸出取引」という。)については、当該取引の対価の支払)を加え、「その各事業年度中」を「当該期間内の日を含む各事業年度の当該期間内」に改め、同条第二項中「基礎となる技術輸出取引」の下に「間接技術輸出取引を除く。」を加える。

第五十六条第一項中「又は第五十五条の二第二項」を「第五十五条の二第二項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に改め、「規定する物品」の下に「(間接技術輸出取引に係る工業所有権等を含む。以下第五十七条の四までにおいて「物品等」という。)」を、「これらの号に掲げる取引」の下に「(間接技術輸出取引を含む。以下第五十七条の四までにおいて「取引等」という。)」を加え、「当該物品が輸出されたこと」を「輸出されたこと(間接技術輸出取引については、対外支払手段を対価として当該取引に係る工業所有権等の譲渡又は提供がされたこと。以下この条において同じ。)」に、「物品の取引に係る」を「物品等の取引等に係る」に、「これらの号に掲げる取引に關し」を「第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し」に改め、

同条第二項中「又は第五十五条の二第一項」を「第五十五条の二第一項又は前条第一項」に、「又は第五号から第九号までに掲げる取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は間接技術輸出取引」に、「これらの号に掲げる取引」を「取引等」に、「当該取引に係る物品」を「当該取引等に係る物品等」に、「物品の取引」を「物品等の取引等」に改める。第五十七条の二に次の一項を加える。

2 第五十六条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十七条の三第二項中「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第五十七条の四第一項第一号中又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうち「当該取引」を「若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に係る物品等のうちこれらの取引」に、「物品に係る取引」を「物品等に係る取引等」に改める。

第六十四条第一項第三号中「権利につき」を「権利(以下第六十五条の七までにおいて「土地等」という。))につき」に、「当該土地又は土地の上に存する権利」を「当該土地等」に改め、同項第四号中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第

二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、前項の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第二号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産(同号に規定する補償金が当該資産の価額の全部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分)について、取用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一 土地等が土地取用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合(土地等について使用の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。))において、当該使用に伴い当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当するとき。

二 土地等が前項第一号から第三号まで又は前号若しくは第六十

五条第一項第二号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地取用法等の規定に基づき取用をし、又は取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき。

第六十四条の二第二項中「場合」の下に「同条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとす。」を加え、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六十五条第一項中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「土地、土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第四項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六十五条の二第二項中「該当することとなつた場合」の下に「(第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。以下次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に改める。

第三章第六節第二款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第六十五条の三第一項中「第一号の場合にあつては同号」を「第一号又は第一号の二の場合にあつてはこれらの規定」に改め、「譲渡直前の帳簿価額の下に」を「譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「土地又は土地の上に存する権利(以下この条において「土地等」という。)」を「土地等」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 土地等が、第六十四条第一項第一号に規定する土地取用法等に基づく取用(同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。)を行なう者によつて当該取用の対価に充てるため買取り取られる場合 法人税法の施行地にある他の土地等

第三章第六節第二款第六十五条の四の次に次の三条を加える。

(防災建築街区造成の場合の課税の特例)

第六十五条の五 法人が、防災建築街区造成法第二条第二号に規定する防災建築物(以下第六十五条の七までにおいて「防災建築物」という。))の建築のため同法第四条に規定する防災建築街区造成組合(以下第六十五条の七までにおいて「防災建築街区造成組合」という。))に土地等を出資し、当該出資の日を含む事業年度終了の日までに出資の払戻し(解散による残余財産の分配を含む。以下第六十五条の七までにおいて同じ。))としてその

出資した土地等の全部又は一部を取得した場合において、当該法人が、当該取得した土地等につき、その出資直前における当該出資した土地等の価額に対する帳簿価額（当該土地等の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額）の割合（以下次条において「記帳割合」という。）を当該取得した土地等の当該出資直前の価額に乗じて計算した金額（当該金額がない場合には、一円とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該土地等の当該取得の時ににおける価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。
（防災建築街区造成のための出資に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の六 法人が、防災建築物の建築のため防災建築街区造成組合に土地等を出資した場合において、当該出資の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から当該出資の日以後二年を経過した日ま

での期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該出資の払戻しとしてその出資した当該土地等の全部又は一部を取得する見込みであり、かつ、当該出資の日を含む事業年度において、当該取得する見込みである土地等の出資直前の価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が指定期間内に当該出資の払戻しとして当該土地等の全部又は一部を取得した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは、「当該土地等を取得した日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、第一項の特別勘定として経理した金額のうち、前項に規定する土地等の第一項の出資直前の価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、当該土地等を取得した日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当

することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一 指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第三号までにおいて「特別勘定の金額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取替した金額

二 指定期間を経過した日において、特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額

三 指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき 当該金額

5 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により損金に算入する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「明細書」とあるのは、「明細書その他大蔵省令で定める書類」と読み替えるものとする。

6 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合に、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、こ

れを当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。
（防災建築街区造成組合等の課税の特例）

第六十五条の七 防災建築街区造成組合が土地等の出資を受けた日から二年を経過した日までの期間内に当該出資の払戻しとしてその出資者に対し当該土地等を交付した場合において、当該土地等のその払戻しの時における価額がその出資として受け入れた価額をこえるときは、そのこえる金額は、当該組合の当該出資の払戻しをした日を含む事業年度の所得の計算上又は清算所得の計算上、益金又は残余財産の価額に算入しない。

2 前項の出資者たる法人が同項の出資の払戻しとして取得した土地等の当該取得の時ににおける価額のうち同項に規定するこえる金額に相当する金額は、法人税法第九条の六第二項第一号又は第二号に掲げる金額に含まれないものとする。

3 第一項の規定は、確定申告書等又は法人税法第二十二條の二から第二十二條の四までの規定による申告書（これらの申告書に係る同法第二十三條の規定による申告書を含む。）に同項の規定により益金又は残余財産の価額に算入されない金額のその不算入に関する申告の記載があり、かつ、これらの申告書にその益金又は残余財産の価額に算入されない金額の計算に関

する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第六十六条の二第一項中「法人税法第十二條の二第一項」を「法人税法第十三條第一項」に改め、同条第四項中「第十二條の二第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第六十六条の三第一項中「第十二條の二第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第六十六条の四「第十二條の四」を「第十五條」に改める。

第六十六条の六第三項中「差額に相当する金額」を「差額に相当する金額を下らない金額」に改める。

第六十六条の八を第六十六条の九とし、第六十六条の七を第六十六条の八とし、第三章第八節中同条の前に次の一条を加える。
（国等の特殊の外貨借入金金の利子の非課税）

第六十六条の七 国又は日本銀行が、法人税法第一条第一項第二号に掲げる法人で同法の施行地に同条第四項第一号に掲げる事業を有するものから借り入れ外国通貨による借入金で、その借入れが国の外貨資金の状況に照らし緊急の必要性があるものとして政令で指定するものにつき、当該法人に対して支払う利子で当該事業に帰せられないものについては、各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

第七十二条第一項中「昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新築した住宅」を

「個人が昭和三十三年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に新築した自己の住宅に、

「当該期間内」を「当該家屋の新築後一年以内」に改め、同条第二項中「家屋につき前項に規定する期間」を「個人が自己の住宅の用に供する家屋につき適用期間」に、「同項」を「前項」に、「当該期間内」を「当該増築後一年以内」に改める。

第七十三条中「昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間」を「昭和三十三年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、

「当該期間内」に「当該期間内に登記を当該家屋の新築後一年以内に登記」に、「地方公共団体が当該期間内」を「地方公共団体が当該期間内」に改める。

第七十四条中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に、「取得した場合」を「個人が取得し、自己の住宅の用に供した場合」に、「当該期間内」を「当該取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定め

る期間内、以下次条において同じ。）に改める。

第七十五条中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に、「当該期間内に登記」を「当該新築又は増築後一年以内に登記」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（防災建築街区造成組合の取得する土地の取得登記の税率の軽減）
第七十五条の二 防災建築街区造成法第四条に規定する防災建築街区造成組合が同法第二条第二号に規定する防災建築物を建築するため取得する土地の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十九条第一項中「千分の二」を「千分の一」に改め、同条第二項中「貸し付けられる場合」の下に「又は当該船舶の対価の支払方法が延払いによる場合」を加え、「貸付に係る債権」を「貸付け又は延払いに係る債権」に、「千分の三」を「千分の一・五」に改める。

第七十九条の二の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「地方公共団体が、」を「地方公共団体又は港湾法（昭和二十五

年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港湾局が、」に、「所有権の取得」を「所有権の保存又は取得」に改める。

第八十一条の二の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条中「合併した場合」の下に「又は農業協同組合が漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の規定による勧告を受けて合併した場合」を、

「存続する農業協同組合」及び「設立した農業協同組合」の下に「若しくは漁業協同組合」を、「不動産の権利」の下に「又は漁船」を加え、「同法施行の日」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

第五章中第八十四条の次に次の一条を加える。

（農林債券等の登記の税率の軽減）
第八十四条の二 農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する農林債券又は商工債券でその払込みがあつた日（売出しの方法により発行した場合）には、売出しの満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込みの登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

第九十二条中「昭和三十三年四月一日」を「昭和三十三年四月一日」に、「百分の二十の税率は、百分の十」を「百分の十の税率は、百分の五」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第三条第五項及び第七項（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）並びに新法第二十八條第一項の規定は、昭和三十三年七月一日以後に支払を受けるべき利子所得、配当所得又は同項に規定する使用料について適用し、同日前に支払を受けるべき利子所得、配当所得又は当該使用料については、なお従前の例による。

3 新法第七条及び第六十六条の七の規定は、昭和三十三年一月一日以後支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子について適用する。

4 改正前の租税特別措置法第二十条又は第五十四条の規定による輸出損失準備金を有していた個人又は法人（法人税法昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十三年以前に年又は昭和三十三年一月一日を含む事業年度の直前事業年度以前の事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。

5 新法第二十一条から第二十三条の三まで及び第五十五条から第五十七条の四までの規定は、昭和三十

七年四月一日以後に行なわれる新法第二十一条又は第五十五条第一項に規定する輸出取引及び新法第二十一条の三第一項又は第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引（これらの取引のうち新法第二十一条第一号又は第五十五条第一項第一号に規定する工業所有権等の提供を目的とするもの（以下この項において「工業所有権等の輸出取引」という。）については、当該取引で同日以後の収入金額に係る部分）について適用し、同日前行なわれたこれらの取引（工業所有権等の輸出取引）については、当該取引で同日以前の収入金額に係る部分）については、なお従前の例による。

6 個人又は法人が昭和三十三年又は同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」という。）において、前項の輸出取引又は技術輸出取引をした場合において、これらの取引のうち新法の規定により同日以後新たにこれらの取引に該当することとなつたもの（以下この項において「新取引」という。）又はこれらの取引に該当しないこととなつたもの（以下この項において「旧取引」という。）が含まれているときは、これらの者の改正初年度についての第二十一条の二第一項、第二十三条の二第一項若しく

は第二十三条の三第一項又は第五十五條の二第一項、第五十六條の二第一項、第五十七條の二、第五十七條の三第一項若しくは第五十七條の四第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する指定期間に係る基準輸出金額は、次に掲げる金額の合計額とみなす。

一 基準輸出金額から新取引又は旧取引に相当する取引の金額を控除した金額を基準輸出金額とみなして第二十一条の二第一項若しくは第二十三条の二第一項又は第五十五條の二第一項若しくは第五十七條の三第一項の規定により計算した金額

二 前号の新取引に相当する取引の金額に改正初年度の期間のう

ち昭和三十七年四月一日以後の期間の月数乗じてこれを十二で除して計算した金額

三 第一号の旧取引に相当する取引の金額に改正初年度の期間のうち昭和三十七年三月三十一日までの期間（法人については、昭和三十六年十月一日から昭和三十七年三月三十一日までの期間）の月数乗じてこれを十二で除して計算した金額

7 新法第三十條の規定は、昭和三十七年分以後の山林所得に係る所得税について適用し、昭和三十六年分以前の山林所得に係る所得税については、なお従前の例による。

8 新法第三十一条から第三十三条まで、第三十四条から第三十八条の五まで及び第六十四条から第六十五条の三までの規定は、昭和三十七年四月一日以後に、これらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一条第三項若しくは第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとする行為を含む。）が行なわれた資産に係る所得税又は法人税について適用し、同日前に当該譲渡が行なわれた資産に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

9 新法第三十三条の二第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後

に同項の更正の請求の期限が到来する場合について適用する。

10 新法第四十條第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に同項に規定する通知があつた場合について適用する。

11 新法第七十四條及び第七十五条の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用する。

12 新法第七十九條及び第七十九条の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

13 新法第八十一条の二の規定中漁業協同組合に係る部分は、漁業協

同組合整備促進法第十四條第一項の規定による勧告を昭和三十七年四月一日以後に受けて合併した漁業協同組合のする登記に係る登録税について適用する。

14 新法第八十四條の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後に払い込み、又は売出しが満了した農林債券又は商工債券の登記に係る登録税について適用する。

15 新法第九十二条の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する航空機の旅客運賃に係る通行税について適用し、同日前に領収した当該運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律
第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「〇二〇四 鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）」

〇二〇四 鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）
一 鯨肉
二 その他のもの

改める。

同表第三類注中「1 この表において魚類には、その肝臓及び卵、なまこ、くらげ並びに」

「1 この表において魚類には、次の物品を含む。」

(1) 魚類の内臓及び卵
(2) なまこ、くらげ、うに並びにこれらの内臓及び卵

改める。

一 キログラムにつき七
円 一〇%」

に を

同表第五類注2(1)中「及び動物の血」を、「動物の血及びつばめの巣」に改め、同表第五〇九号の品名の欄中「及びホエールボーン（他の号に掲げるものを除く。）」を、「ホエールボーン」に改め、同表第七類注1中「わさび」を「わさび大根」に改め、同表第七〇二号の品名の欄中「冷凍野菜」の下に「（焼き、又は煮た後に冷凍したものを含む。）」を加える。

同表第八類中
「注1 この表において果実には、ナットを含む。」
2 この類の各号に掲げる物品は、生のままつぶし、又はすり卸したものを含み、食用に適するもの（苦扁桃仁を含む。）に限るものとし、糖類を加えたもの、粉及び果汁並びに焼き、又は煮たもの（別段の定めがあるものを除く。）を含まない。

改める。

同表第八〇一号中「一 バナナ

一 バナナ

改める。

二〇%」を
三〇%」に

同表第八〇二号中「二 オレンジ		二〇%	を
二 オレンジ		二〇%	に
(一) 毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの		四〇%	に
(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの		四〇%	に
改める。			
同表第一一〇二号の品名の欄中「加工をした穀物」の下に「セモリナその他これに類するミールを含む。」を加え、「及びコーンミール」を「コーンミール及び小麦又は米のミール」に改め、同表第一一〇四号の品名の欄中「又はナット」を削る。			
同表第一二〇七号中「一 セメンシナその他サントニン採取用の植物		一五%	を
二 槐花		一〇%	に
一 セメンシナその他サントニン採取用のもの		一五%	に
二 槐花		無税	に
改める。			
同表第一二一〇号の品名の欄中「乾草」を「飼料用乾草」に改め、同表第一三類注の(1)中「糖類」を「しよ糖」に改め、同表第一三〇二号の品名の欄中「セラック」の下に「その他の精製ラック」を加える。			
同表第一四〇一号中「(一) その他のもの		一〇%	を
(二) その他のもの		無税	に
改める。			
同表第一四〇三「一四〇三」ほろき又はブラシの製造用の植物性材料(漂白し、染色し、又はコームしたものを含む。)		五%	を
一四〇三		五%	に
ほろき又はブラシの製造用の植物性材料(漂白し、染色し、又はコームしたものを含む。)		無税	に
一 パルミラファイバー及びメキシカンファイバー		五%	に
二 その他のもの		無税	に
改める。			
同表第一四〇五号中「三 その他のもの		一〇%	を
三 雁皮		無税	に
四 その他のもの		一〇%	に
改める。			
同表第一五〇七号中「七 やし油		一〇%	を
七 やし油		一〇%	に
改める。			
同表第一五二三号の税率の欄中「一五%」を「二五%」に改める。			
二〇〇六		三五%	を
調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)		三五%	に
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの		三五%	に
(一) バイナップル		三五%	に
(二) その他のもの		三五%	に
(三) パイナップル		三五%	に
(四) その他のもの		三五%	に
二 その他のもの		三五%	に
(一) パイナップル		三五%	に
(二) その他のもの		三五%	に
同表第二一〇一号の品名の欄中「(いり、又は調製したものに限る。)」を「(調製したもの及びコーヒー増量物を含むものとし、いつたものに限る。)」に改め、同表第二五〇四号の税率の欄中「一〇%」を「一五%」に改める。			
改める。			
同表第二五一一「重晶石及び毒重石(焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。)		無税	を
二五一一		無税	に
重晶石及び毒重石(焼いたものを含むものとし、精製酸化バリウムを除く。)		無税	に
一 重晶石		無税	に

(一) 粉末のもの
イ 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの
ロ その他のもの
(二) その他のもの
二 毒重石
無税
無税
無税
に

同表第二五三〇号の品名の欄中「乾燥状態」を「天然のものに限るものとし、乾燥状態」に改める。
同表第二六類注1(2)中「りんを含有する鉱さい」を「トーマスりん肥」に改める。
同表第二六〇一号中
四 モリブデン鉱及びアンチモン鉱
五 その他のもの
無税
無税
無税
を

四 マンガン鉱
五 タングステン鉱
六 モリブデン鉱
(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以外のもの
(二) その他のもの
七 アンチモン鉱
八 その他のもの
無税
無税
無税
に

「3 この部の各号に掲げる物品で、投与量にしたもの又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。
改める。
同表第六部注中
から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
に

「3 第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。
改める。
同表第六部注中
から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
に

「3 この部の各号に掲げる物品で、投与量にしたもの又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。
改める。
同表第六部注中
から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
に

「3 第三〇〇三号から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品でこの部の他の号に同時に該当するものを投与量にし、又は小売用に包装したものは、1本文又は2に規定する物品を除き、当該他の号に掲げる物品に含まない。
改める。
同表第六部注中
から第三〇〇五号まで、第三二〇九号、第三三〇六号、第三五〇六号、第三七〇八号又は第三八一一号に掲げる物品を含む。
に

同表第二八類注1(3)中「溶液(水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む)」を「水溶液以外の溶液(保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く)」に改める。
同表第二八〇五号中
四 その他のもの
一〇%
一〇%
を

「四 金属リチウム
五 その他のもの
二〇%
一〇%
に

改める。

同表第二八二八号中
(一) その他のもの
イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
ロ その他のもの
無税
無税
無税
に

同表第二八二九号中
二 その他のもの
三 ふつ化リチウム
三 その他のもの
一〇%
二五%
一五%
に

同表第二八三八号中
一 硫酸カリウム
(一) 乾燥状態において、酸化カリウムとして計算したカリウムの含有量が全重量の五三・五%に満たないもので塩素の含有量が全重量の〇・〇三%以上のもの
(二) その他のもの
無税
一〇%
に

改める。
同表第二八四二号中
六 その他のもの
一五%
を

「六 重炭酸カリウム
(一) 粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が乾燥状態において全重量の〇・一%以上のもの
(二) その他のもの
無税
一五%
に

改める。
同表第二八四三号の税率の欄中「五%」を「一五%」に改める。
同表第二八五七
物(他の号に掲げるものを除く)。
水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く)。
一 水素化リチウム
二 その他のもの
二〇%
一五%
に

「二八五七
水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く)。
一 水素化リチウム
二 その他のもの
二〇%
一五%
に

同表第二九類注1(2)中「同一の示性式で表示される有機異性体の二以上の混合物」を「同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物」に改め、同類注1(4)中「溶液(水溶液及び特定の用途に適するものを除くものとし、単に保全又は輸送のために溶液としたものを含む)」を「水溶液以外

改める。

の溶液（保全又は輸送のためのものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）に改め、同類注5中「この類の各号の下に（細分に関する規定を除く。）」を加え、同類注6中「スルホハロゲン化合物の特性を与える硫黄又はハロゲン化合物若しくはスルホハロゲン化合物のハロゲン」を「ハロゲン化合物（これらの複合化合物を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲン」に改め、同類注7(5)中「アルジミン」を「アルドイミン」に改める。

同表第二九〇一号中

- 改める。
- (四) ベーターメチルナフタリン
- (四) その他のもの

二〇%
五%
二〇%
に

同表第二九〇二号中

- 改める。
- 三 クロルデン、ヘプタクロル及びアルドリン
- 四 その他のもの
- 三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン（ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロテンド・エキソジメタナフタリン（アルドリン）
- 四 トリクロルモノフルオルメタン
- 五 その他のもの

二〇%
二〇%
二五%
二〇%
に

同表第二九〇三号中

- 改める。
- 一 ニトロ化合物
- (一) キシレンムスク及びシメンムスク
- (一) その他のもの
- 一 キシレンムスク及びシメンムスク

二五%
二〇%
二五%
に

一 非環式化合物

- (一) 酢酸
- (一) ステアリン酸及びオレイン酸
- (二) 酢酸エステル
- イ 酢酸アミル、酢酸リナリル及び酢酸テルビニル
- ロ その他のもの
- (四) プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル
- (四) その他のもの
- 二 還式化合物
- (一) 酢酸ベンジル、安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アミル
- (二) 一六―デヒドロプレグネノロンアセテ

一〇%
一五%
二五%
二〇%
二五%
二〇%
二五%
を

ト、デルター・四・九―一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナトリエン―三・二〇―ジオン及び一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナン―三・一―二〇トリオン
その他のもの

一〇%
二〇%

- 一 酢酸
- 二 ステアリン酸及びオレイン酸
- 三 酢酸エステル

- 改める。
- 四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル
- 五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アミル
- 六 一六―デヒドロプレグネノロンアセテト、デルター・四・九―一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナトリエン―三・二〇―ジオン及び一七アルファ―ヒドロキシ―二―アセトキシプレグナン―三・一―二〇トリオン
- 七 その他のもの

一〇%
二〇%

一 非環式化合物

- (一) しゅう酸
- (一) アジピン酸
- (二) その他のもの
- 二 環式化合物
- (一) フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸
- (二) テレフタル酸
- (二) その他のもの
- 一 しゅう酸
- 二 アジピン酸
- 三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸
- 四 テレフタル酸
- 五 その他のもの

一五%
二〇%
二〇%
二〇%
二〇%
一五%
二〇%
に

四 その他のもの

(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

イ 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）

ロ その他のもの

一〇％
二〇％

改める。

同表第三九〇三号の品名の欄中「酢酸ビニル樹脂」の下に「（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含むものとし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものに限る。）」を加え、同表第三九〇五号の品名の欄中「天然樹脂を熱変性したもの及び」を「天然樹脂（ロジンを除く。）を熱変性したもの及び」に改め、同表第三九〇六号の品名の欄中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同表第四〇類注4中「その他次の要件を備えている物品」を「その他の合成物質で次の要件を備えているもの」に、「縮重合物」を「重縮合物」に、「加硫され、その後熱可塑性を失うこと」を「加硫したもの」が熱可塑性物質でないことに改め、「同表第四〇〇六号の品名の欄中」並びに「天然ゴム又は合成ゴムをしみ込ませた糸及び絶縁テープその他紙、織物その他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた物品（加硫してないものに限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）」を「（天然ゴム又は合成ゴムを塗布し、又はしみ込ませた糸及び織物並びに絶縁テープその他紙、人造プラスチックその他の支持物に天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着用の物品を含み、加硫してないものに限るものとし、前五号に掲げるものを除く。）」に改める。

同表中

「四二〇四 コンベアベルト（ベルトを含む）、カードクロージングレザ、ピッカー、ガスケットその他機械用又は工業用の製品（革製又はコンポジションレザ製のものに限る。）

「四二〇四 革製品及びコンポジションレザ製品（機械用又は工業用のものに限る。）

一 ベルト（バルチングを含む）、コーミングレザ及びインスターギルレザ

二 その他のもの

一五％
二五％
一五％

改める。

同表第四類注1中「使用する木材」を「使用する木材で粉、チップ、小片その他これらに類する形状のもの」に改め、同表第四四〇五号の品名の欄中「もみ属」の下に「（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバシフィックシルバーファーを除く。）」を加える。

同表第四四一三号中

二 その他のもの

一五％

二 桐のもの

三 松属、もみ属（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバシフィックシルバーファーを除く。）と、ひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）

四 その他のもの

五％
無税

改める。

同表中 「四四一八 再生木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）

「四四一八 再生木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）

一 板状のもの
二 その他のもの

一五％
二〇％
一五％

改める。

同表第四六類注1(5)中「馬毛」の下に「牛毛」を加え、同表第四六〇一号の税率の欄中「一〇％」を「二〇％」に改め、同表第四八〇六号の品名の欄中「一 紙」を「一 紙及び一平方メートルの重量が三〇グラム以下の板紙」に、「二 板紙」を「二 その他のもの」に改め、同表第四八一四号の品名の欄中「封かん葉書、郵便葉書」を削り、同表第四八一五号の品名の欄中「試験紙の下に（理化学用又は工業用のものに限る。）」を加え、同表第五一類注1(2)中「縮重合物」を「重縮合物」に改め、同表第五一〇二号の品名の欄中「アセテート繊維のもの又は」を「アセテート繊維のもの及び」に改め、同表第五一〇四号の品名の欄中「アセテート繊維」の下に「（これらのものの原料から製造したストリップ、管その他これらに類する形状の物品を含む。）」を加え、同表第五三類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改め、同表第五五〇五号の品名の欄中「カタン糸」の下に「ししゅう糸」を加え、同表第五九一〇号の品名の欄中「織物類」を「基布」に改め、同表第六〇類注5中「裁断くず」を「切断くず」に、「五〇センチメートル」を「羊毛製又は織獣毛製のものについては五〇センチメートル、合成繊維製のものについては三〇センチメートル」に改め、同表第六〇〇一号の品名の欄中「羊毛製又は織獣毛製のものに限る。」を「羊毛製、織獣毛製又は合成繊維製のものに限る。」に改める。

同表第六〇〇三号中

「一 合成繊維製のもの
(一) 女子用の長くつ下
(二) その他のもの

「一 合成繊維製のもの
(一) 女子用の長くつ下（二）に掲げるものを除く。）
(二) くず（修理又は改造によりくつ下として使用することができないものに限る。）
(三) その他のもの

三〇％
二五％
三〇％
無税
二五％

改める。

同表第六三類注1中「織物類の裁断くずで織物類として使用することができないものを」を「織物類又は繊維製品の切断くずで反毛用、溶解用その他これらに類する用途（解舒用を除く。）のみに適するもの」に改め、同類注2中「裁断くず」を「切断くず」に改める。

同表第七一〇二号中

二 機械用又は工業用に供するために形作つたもの

五%

二 その他のもの

（一）機械用又は工業用に供するために形作つたもの

イ ダイヤモンドのもの（伸線用にあなけ加工をしたものに限る。）

ロ その他のもの

一五%

改める。

同表中「七一一六 身辺用模造細貨類

七一一六 身辺用模造細貨類

一 貴金屬をめつきしたもの

二 その他のもの

四〇%

改める。

同表第七三類注1(3)及び(4)中「次に掲げる元素の含有量」を「次に掲げる元素のいずれか一の含有量」に改め、「同類注1(5)中「〇・〇七%以下のもの」の下に「(4)の規定に該当するものを除く。」を加える。

同表第七三一五号中

二 その他のもの

一五%

（一）バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の

一〇%をこえるものに限る。）

（二）その他のもの

二五%

改める。

同表第七四〇一号の品名の欄中「塊及びくず」の下に「並びにセメントカッパー及び自然銅を、「マット」の下に、セメントカッパー及び自然銅」を加える。

同表中「七四〇二 マスターアロイ

七四〇二 マスターアロイ

一 ベリリウム銅のもの

改める。

（二）その他のもの

一五%

（一）銅（合金を除く。）のもの

イ 貴金屬をめつきしたもの

ロ その他のもの

三〇%

同表第七四〇三号中

（一）黄銅又は青銅のもの

イ 貴金屬をめつきしたもの

ロ その他のもの

（二）その他のもの

イ 貴金屬をめつきしたもの

ロ その他のもの

三〇%

二〇%

一五%

三〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二 黄銅又は青銅のもの
三 その他のもの
(一) ペリリウム銅合金の中空棒
(二) その他のもの
改める。

同表第七四一三号中 二 その他のもの
二 二〇%
(一) スネークチェーン
三 三〇%
(二) その他のもの
二 二〇%

同表第七五〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。」を加え、同表第七八〇三号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改め、同表第七九〇三号の品名の欄中「帯、はく」の下に「浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。」を加え、同表第八二〇三号の品名の欄中「ピンセット」を「やつ」とに改める。

同表第一六部注中 類及び電気機器をいう。
「7 1から6までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。
「7 1から6までにおいて「機械」とは、この部の各号に掲げる機械類及び電気機器をいう。

8 この部において「自蔵する」とは、内蔵し、又はマウントしていることをいい、「付き」とは、自蔵し、又は同床にあることをいう。
改める。

同表第八四類注1中「ポンプその他の機械類及びこれらの陶磁製部分品」を「機械類及び機械部分品」に、「そのガラス製部分品」を「機械部分品」に改め、同表第八四〇七号の品名の欄中「ペルトン水車及びこれらの部分品」を「及びその部分品」に改め、「及びペルトン水車」を削り、同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のもの」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四二一号の品名の欄中「液体用のものを除く。」を「(気体用のものに限る。)」に改め、同表第八四二二号の品名の欄中「湿度の調節機構の付いたもの」を「湿度を変化させる機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四二五号の品名の欄中「冷凍機構付きのもの」を「冷凍機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四二九号の品名の欄中「自動包装機」を「オートマチックラッピングマシン」に改め、同表第八四三六号の品名の欄中「紡績機」を「紡績機械」に改め、同表第八四四〇号の品名の欄中「電気せんたく機」を「電気洗たく機」に改め、同表第八四四一號の品名の欄中「(ミシン用テーブルを含む。)」を削り、同表第八四四二號の品名の欄中「なめし機」の下に「仕上げ機」を加え、同表第八四四五號の品名の欄中「第八四四九號を「前号、第八四四九號」に改め、同表第八四四九號の品名の欄中「ニューマチックツール及び電気式

でない原動機付きのもの」を「電気式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツール」に改め、同表第八四五〇号の品名の欄中「処理するものに限る」を「処理するものに限るものとし、軟ろうを用いてろう接するものを除く」に改め、同表第八四三三號の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同表第八四三七號の品名の欄中「フィラメントの取付けその他の組立て」を「ガラス部分との組立て」に改め、同表第八四六三號の品名の欄中「伝動軸」の下に「クランク」を加え、同表第八五〇五號及び第八五〇六號の品名の欄中「電動装置付きのもの」を「電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八五一五號の品名の欄中「音声再生機付きのもの」を「音声再生機を自蔵する」に改める。

同表中 八五二三 絶縁電線及び絶縁ケーブル(棒状、帯状その他これらに類する形状のもの、エナメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接線子を取り付けたものを含む。)
二 二五%
二 合成ゴムで被覆したもの(一に掲げるものを除く。)
三 二〇%
改める。

同表第八七〇二號の品名の欄中「スポーツカー」を「レースカー」に、「輪距」を「ホイールベース」に改める。

同表第八九〇四号中 一 貨物船、油槽船及び上陸用舟艇
二 二%
二 その他のもの
三 三%
二 貨物船(一に掲げるものを除く。)
一 一・二%
三 輸送航空母艦
一 一・五%
四 その他のもの
二 二・三%

改める。
同表第九一〇二號の品名の欄中「置時計及び掛時計(ウォッチムーブメントを有するものに限る。)」を「時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、前号又は次号に掲げるものを除く。)」に改め、同表第九二類注1(3)中「ラジオ受信機付きの」を「ラジオ受信機を自蔵する」に改め、同表第九五〇八號の品名の欄中「穀粉、でん粉」を削る。

同表第九八〇三号中 (一) その他のもの
二 二五%
(二) その他のもの
二 二〇%
を

三

一 第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品については、関税定率法別表の税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額

三 第八条第二項の関税定率法別表の税率の適用を受けた物品については、当該関税定率法別表の税率により計算した関税の額と当該物品に係る別表の税率により計算した関税の額との差額

第十一條中「第七条の二又は」を「第七条の二若しくは」に、「関税を免除し、又は軽減した場合」を「関税を免除した場合、第七条の四若しくは第七条の五の規定により関税の還付をする場合又は第八条第二項の軽減税率若しくは関税定率法別表の税率を適用した場合」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条の四及び第七条の五又は第八条第二項の規定に係る場合には、関税法第五條第一項第五号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ「関税の還付に係る貨物」又は「軽減税率若しくは関税定率法別表の税率の適用を受けた貨物」と読み替へるものとする。

第十二條の見出しを削り、同条第二項中「第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二又は第七条の三の規定により免除又は軽減を受けた関税」を「第十条第一項各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税」に改め、同条を第十二條の二とし、第十一条の次に次の一條を加える。

(罰則)

第十二條 偽りその他不正の行為により第七条の四第一項又は第七条の五第一項の規定による関税の還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該還付金の額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第十四條中「前二條」を「前三條」に改める。

第十五條中「前三條」を「前四條」に改める。

別表中第四〇二号の前に次のように加える。

〇二〇四 鳥獸肉類(生鮮又は冷凍のものに限るものとし、

他の号に掲げるものを除く。)

一 鯨肉

一〇%

昭和三十七年九月三〇日

同表第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号及び第七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同表第七〇五号の次に次のように加える。

〇八〇一 バナナ、パイナップル、なつめやしの実、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(殻を除いたものを含むものとし、生鮮又は乾燥のものに限る。)

一 バナナ

(1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの

(2) 昭和三十七年六月五日から昭和三十八年九月三〇日まで輸入されるもの

〇九〇一 コーヒー(いつたもの及びカフェインを除いたものを含む。)、コーヒードの殻及び皮並びにコーヒード代用物でコーヒード含有するもの

一 コーヒー

(1) コーヒード(いつてないものに限る。)

同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

一 大豆

同表第一二〇一号中

二 落花生

三 菜種及びからしの菜の種

七 サフラワールの種

二 落花生

三 菜種及びからしの菜の種

改め、同号の次に次のように加える。

一三〇二 ラック、ガム、樹脂(ロジンを除く。)、ガムレジン及びバルサム

二 シードラック

(1) 当該年度における国内需要見込数量から

一〇%	昭和三十七年三月三十一日	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
一〇%	昭和三十七年三月三十一日	一〇%	昭和三十七年三月三十一日
五%	昭和三十七年三月三十一日	五%	昭和三十七年三月三十一日
無税	昭和三十七年三月三十一日	無税	昭和三十七年三月三十一日
一〇%	昭和三十八年三月三十一日	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
五%	昭和三十八年三月三十一日	五%	昭和三十八年三月三十一日

に を

国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		一〇%	昭和三十九年三月三十一日
(2) その他のもの		二五%	昭和三十九年三月三十一日
三 セラックその他の精製ラック			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		一五%	昭和三十九年三月三十一日
(2) その他のもの		三〇%	昭和三十九年三月三十一日
一三〇三 樹液、植物性エキス、ペクチン、寒天その他植物性原料から滲出し、又は抽出した物品		二五%	昭和三十九年三月三十一日
六 除虫菊エキス			

同表第一四〇五号の品名の欄中「三 その他のもの」を「四 その他のもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

一五〇四 魚類、軟体動物又は海棲哺乳動物の油脂	(一) 魚油のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇% (その率が一キログラムにつき八円未満の従量税率より低率ときは、当該従量税率)	昭和三十九年三月三十一日
-------------------------	---	---	--------------

同表第一五〇七号中			
一 大豆油	二〇%	昭和三十七年三月三十一日	
二 落花生油	二〇%	昭和三十七年三月三十一日	
三 菜種油及びからし種油	一五%	昭和三十七年三月三十一日	
四 ごま油	一五%	昭和三十七年三月三十一日	

一 大豆油	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
二 落花生油	二〇%	昭和三十八年三月三十一日
二 菜種油及びからし種油	一五%	昭和三十八年三月三十一日
四 ごま油	一五%	昭和三十八年三月三十一日
五 綿実油のうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二〇円五〇銭	昭和三十八年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

一五〇六 植物性ろう(着色したものを含む。)	一 カルナバろう	五%	昭和三十八年三月三十一日
調製した果実(砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)			
一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの			
(一) バイナッブル			
(1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの			
(2) 昭和三十七年六月五日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの			
二 その他のもの			
(一) バイナッブル			
(1) 昭和三十七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの			
(2) 昭和三十七年六月五日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの			
二五〇四 黒鉛(天然のものに限る。)			
一 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第一八五			

号) 第一七条に規定する日本工業規格をい う。以下同じ。) による一〇五ミクロンの標 準ふるいを通過するもの		一〇%	昭和三十七年 九月三〇日
二 その他のもののうち粉状のもので昭和三七 年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日ま でに輸入される次に掲げるもの			
(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以 下のもの	一〇%		
(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円を こえ、四九円五〇銭以下のもの			
二五〇五 砂(着色したものを含む、天然のものに限るもの とし、金属鉱を除く。)		一キログ ラムにつ き、課税 価格と四 九円五〇 銭との差 額	
一 けい砂のうち昭和三十七年一〇月一日から昭 和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税		
(2) その他のもの	一五%		
同表第二五二三号の品名の欄中「コランダム以外のものを」を「コランダムサンド以外のものに 改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号 の次に次のように加える。			
二五二〇 石膏(無水のもの及び焼いたものを含む。)及びこ れをもととしたプaster (着色したものを含む ものとし、歯科用に調製したものを除く。)			
一 石膏			
(一) 焼いてないものうち昭和三十七年一〇月 一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸 入されるもの	無税		
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を 基準とし、国際市況その他の条件を勘 案して政令で定める数量以内のもの	一〇%		
(2) その他のもの			
二六〇一 金属鉱(精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつて は、焼いたものに限る。)			
四 マンガン鉱のうち昭和三十七年一〇月一日か ら昭和四〇年三月三十一日までに輸入される もの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税		
(2) その他のもの	一〇%		
五 タングステン鉱のうち昭和三十七年一〇月一 日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入さ れるもの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税		
(2) その他のもの	一〇%		
六 モリブデン鉱			
(一) その他のもの	無税		
七 アンチモン鉱のうち昭和三十七年一〇月一日 から昭和四〇年三月三十一日までに輸入され るもの	無税		昭和三十七年 九月三〇日
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの	無税		
(2) その他のもの	一〇%		
同表第二七〇四号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に 改める。			
同表第二七一〇号中			
(五) 潤滑油(流動パラフィンを含 む。)			
ロ その他のもののうち伸展油 (スチレン及びブタジエン を原料として合成ゴムを製			

造する際に混入して使用するものに限る。

四 重油及び粗油のうち製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。）

（四）潤滑油（流動パラフィンを含む。）

ロ その他のものうち伸展油（スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。）

改める。

「同表第二七一四号中」 二 石油コークス

「二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が全重量の三%以上のもの」

改め、同号の次に次のように加える。

二八〇五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属（イットリウム及びスカンジウムを含む。）及び水銀

三 水銀のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの

（一）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

（二）その他のもの

二八一八 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

二八一九 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令

無税
昭和三十七年
三月三十一日

一キロ
リットル
につき五
三〇円
昭和三十八年
三月三十一日

無税
昭和三十八年
三月三十一日

無税
昭和三十七年
三月三十一日

無税
昭和三十八年
三月三十一日

に

を

に

二八二七 定める日から二年六月の間に輸入されるもの
酸化鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

二 五酸化バナジウム

（一）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

（二）その他のもの

同表第二八二八号中

三 三酸化モリブデン

（一）その他のもの

改め、同号の次に次のように加える。

二八二九 ふつ化物及びフルオロシリケート、フルオロボレートその他のふつ素錯塩

二八三五 硫化物（多硫化物を含む。）

一 三硫化アンチモンのうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの

（一）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

（二）その他のもの

同表第二八四二号中

五 塩基性炭酸鉛のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

一六%

一八%

無税

五%

無税

一五%

無税

一〇%

無税

一八%

昭和三十八年
三月三十一日

昭和三十八年
三月三十一日

昭和三十七年
九月三〇日

昭和三十七年
九月三〇日

昭和三十七年
九月三〇日

昭和三十七年
九月三〇日

昭和三十七年
三月三十一日

に

を

に

を

改め、同号の次に次のように加える。

二八四三	無機シアン化物及びシアン錯塩	5%	昭和三十七年九月三〇日
二八四九	一 シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム 貴金属のコロイド及びアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一でない化合物を含む。）のうち貴金属のアマルガムで昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの	25%	
二八五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（他の号に掲げるものを除く。）	15%	昭和三十七年九月三〇日
二八五八	一 水素化リチウム 無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水及びアマルガムを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）のうちアマルガムで昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの	25%	

同表第二九〇一号の次に次のように加える。

二九〇二	炭化水素のハロゲン化物 四 トリクロロモノフルオルメタン	20%	昭和三十七年九月三〇日
------	---------------------------------	-----	-------------

同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九一六号中	（四）くえん酸カルシウム	無税	昭和三十九年三月三十一日
（一）	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
（二）	その他のもの	20%	昭和三十九年三月三十一日
（三）	その他のものうちコール酸	無税	昭和三十八年三月三十一日

に改める。

同表第二九三一号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第二九三五号中	三 メチルピニルピリジン	無税	昭和三十九年三月三十一日
-----------	--------------	----	--------------

三	メチルピニルピリジン	無税	昭和三十九年三月三十一日
七	その他のもののうち次に掲げるもの	10%	昭和三十八年三月三十一日
（一）	キノリン	無税	昭和三十九年三月三十一日
（二）	一・三・ジメチル二・六・ジオキソ・四・アミノ・五・ホルミルアミノピリミジン	無税	昭和三十九年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

二九四二	アルカロイド及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体（合成のものを含む。）	無税	昭和三十九年三月三十一日
三	その他のもの	無税	昭和三十九年三月三十一日
（三）	その他のものうちテオフィリンカルシウム	無税	昭和三十九年三月三十一日
三一〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	無税	昭和三十七年九月三〇日
三	カルシウムシアナミド	無税	昭和三十七年九月三〇日
（二）	その他のもの	無税	昭和三十七年九月三〇日

同表第三二〇三号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

同表第三二〇五号中	六 建築め染料 （一）その他のものうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	10%	昭和三十七年三月三十一日
一一	反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	10%	昭和三十七年三月三十一日

六 建築め染料		
(二) その他のものうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
一〇 けい光白色染料のうちアルファ・ベータ・ジ「ベンゾキザゾリル」(二) エチレン化合物を主体とするもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日
一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇%	昭和三十八年三月三十一日

改め、同号の次に次のように加える。

三二〇七	顔料その他の着色剤(他の号に掲げるものを除く。)及び無機物のルミノホア	三二〇七	昭和三十七年九月三〇日
三五〇三	ゼラチン(正方形又は長方形のもの、着色したものと及び型押しその他の表面加工をしたものを含むものとし、ゼラチンポストカードを除く。)及びゼラチンタンネットその他のゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス	三五〇三	昭和三十七年九月三〇日
三八〇一	(1) ゼラチン (2) にかわ 人造黒鉛及びコロイド状黒鉛(油に懸濁しているものを除く。)	三八〇一	昭和三十七年九月三〇日
	(一) 人造黒鉛 全重量の六〇%以上のものが日本工業規格による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの		昭和三十七年九月三〇日
	同表第三八四号の品名の欄中「四エチル鉛剤及び四エチル鉛剤」を「テトラアルキル鉛剤とするアンチノック剤に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同表第三八九号を削り、同表第三九〇一号の品名の欄中「ポリウレタン、シリコーン」を「ポリウレタン」に、「縮重合物」を「重合縮合物」に改め、「重付加物」の下は「シリコーン」を加え、「厚さが〇・〇一ミリメートルから〇・〇一七ミリメートルまでは〇・〇二二ミリメートルから〇・〇二八ミリメートルまで」を「厚さが〇・〇〇八ミリメートルから〇・〇四二ミリメートルまで」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」に改め、同表第三九二号の次に次のように加える。		
	一 ベルト(ベルトを含む)、コミーンダリーザー及びインターギルレザー		昭和三十七年九月三〇日
	同表第四四五号の品名の欄中「もみ鼠」の下に「(カリホルニヤレッドファー、グラファール、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)」を加え、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える		昭和三十七年九月三〇日
	四四一八 再生木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)		昭和三十七年九月三〇日
	一 板状のもの		昭和三十七年九月三〇日

四八〇九 建築用ボード（纖維素パルプその他の植物纖維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日まで輸入されるもの	二五%
同表第五六〇三号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改める。	
イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	一五%
ロ その他のもの	一五%
イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	二五%
ロ その他のもの	二五%
イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	二五%
ロ その他のもの	二五%
イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	二五%
ロ その他のもの	二五%
イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	二五%
ロ その他のもの	二五%
イ ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	二五%
ロ その他のもの	二五%

七三〇二	フェロアロイ 二 フェロマンガンのうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるもの 四 フェロニッケルのうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの 五 その他のもののうち次に掲げるもの (1) フェロモリブデンのうち昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの (2) フェロタンングステンのうち昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日までに輸入されるもの	五%	昭和三十七年九月三〇日
七三〇三	一 合金鋼 (一) 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上、タンングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。) ロ その他のもの	一五%	昭和三十七年三月三十一日
七四〇一	一 合金鋼 (一) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。) 改め、同号の次に次のように加える。 七四〇一 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカップバー及び自然銅 二 塊 (一) 銅(合金を除く。)のものうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。) 年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までに政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの	一五%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇二	マスターアロイ 一 ベリリウム銅のもの	一〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇三	銅の棒、形材及び線 一 棒及び形材 (一) その他のもの イ ベリリウム銅合金の棒 二 線 (一) その他のもの イ ベリリウム銅合金のもの	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇四	銅の板及び帯 三 その他のもの (一) ベリリウム銅合金のもの	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇六	銅の粉及びフレーク 銅の管及び中空棒 三 その他のもの (一) ベリリウム銅合金の中空棒	一五%	昭和三十七年九月三〇日
七四〇七	銅製のくさり及びくさり部分品 二 その他のもの (一) スネークチェーン	二五%	昭和三十七年九月三〇日
七四一三	銅製のくさり及びくさり部分品 二 その他のもの (一) スネークチェーン	二〇%	昭和三十七年九月三〇日
七四一四	銅製のくさり及びくさり部分品 二 その他のもの (一) スネークチェーン	二〇%	昭和三十七年九月三〇日

同表第七五〇一号中

- 二塊
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
ロ その他のもの
(二) ニッケル合金のもの

(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに入されるもの	無税
(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに入されるもの	一キログラムにつき三五〇円
(一) ニッケル合金のもの	一〇%
(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに入されるもの	五〇%
(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに入されるもの	五〇%
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	五〇%
(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに入されるもの	五〇%
(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに入されるもの	五〇%
(一) ニッケル合金のもの	一〇%
(1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日までに入されるもの	五〇%
(2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三十八年三月三十一日までに入されるもの	五〇%

無税

一キログラムにつき三五〇円
昭和三十八年三月三十一日
五〇%
昭和三十八年三月三十一日

に

を

- 三
くす
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(二) ニッケル合金のもの

- 一 棒及び形材
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(二) ニッケル合金のもの
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(二) ニッケル合金のもの

五〇%	昭和三十八年三月三十一日
五〇%	昭和三十八年三月三十一日
無税	昭和三十八年三月三十一日
一五%	昭和三十七年三月三十一日
無税	昭和三十八年三月三十一日
一五%	昭和三十七年三月三十一日

を

- 一 棒及び形材
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに入されるもの
(二) ニッケル合金のもの
(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに入されるもの
二線
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの
(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに入されるもの
(二) ニッケル合金のもの
(1) 昭和三十七年四月一日から同年九月三〇日までに入されるもの
(2) 昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日までに入されるもの

無税	昭和三十八年三月三十一日
三〇%	昭和三十七年三月三十一日
一五%	昭和三十七年三月三十一日
二五%	昭和三十七年三月三十一日
無税	昭和三十八年三月三十一日
三〇%	昭和三十七年三月三十一日
一五%	昭和三十七年三月三十一日
二五%	昭和三十七年三月三十一日

に

同表中		「七五〇三」		「七五〇四」	
ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレイク		ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレイク		ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレイク	
一 板及び帯		一 板及び帯		一 板及び帯	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの		(一) ニッケル(合金を除く。)のもの		(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	
(二) ニッケル合金のもの		(二) ニッケル合金のもの		(二) ニッケル合金のもの	
二 はく、粉及びフレイク		二 はく、粉及びフレイク		二 はく、粉及びフレイク	
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの		(一) ニッケル(合金を除く。)のもの		(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	
(二) その他のもの		(二) その他のもの		(二) その他のもの	
(1) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(1) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(1) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの	
(2) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(2) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(2) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの	
無税		無税		無税	
昭和三十八年三月三十一日		昭和三十八年三月三十一日		昭和三十八年三月三十一日	
一 キログラムにつき三五〇円		一 キログラムにつき三五〇円		一 キログラムにつき三五〇円	
一五%		一五%		一五%	
五〇%		五〇%		五〇%	
一五%		一五%		一五%	
無税		無税		無税	
三〇%		三〇%		三〇%	
一五%		一五%		一五%	
に		を		に	
同表第七五〇四号中		改める。		同表第七五〇四号中	
一 ニッケル(合金を除く。)のもの		一 ニッケル(合金を除く。)のもの		一 ニッケル(合金を除く。)のもの	
(1) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(1) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(1) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの	
(2) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(2) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの		(2) 昭和三十七年四月一日から昭和四〇年九月三〇日まで輸入されるもの	
無税		無税		無税	
昭和三十八年三月三十一日		昭和三十八年三月三十一日		昭和三十八年三月三十一日	
一五%		一五%		一五%	
三〇%		三〇%		三〇%	
一五%		一五%		一五%	
無税		無税		無税	
一〇%		一〇%		一〇%	
二五%		二五%		二五%	
二五%		二五%		二五%	
に		を		に	

改める。

二 その他のもの

- (1) 昭和三十六年六月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの
- (2) 昭和三十六年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日まで輸入されるもの

無税

一キログラムにつき三五〇

一キログラムにつき三五〇

昭和三八年三月三十一日

を に

改め、同表第七六〇一号の次に次のように加える。

七六〇二 アルミニウムの棒、形材及び線

- 一 棒及び形材のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの
- 二 線のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

二五%

二五%

二五%

七六〇四

アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

二五%

七六〇六

アルミニウムの管及び中空棒のうち昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

二五%

七六二二

アルミニウム製のより線、綱、組むもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）のうちより線で昭和三十七年一〇月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの

二五%

七八〇一

鉛の塊及びくず

(一) 鉛（合金を除く。）のもののうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの（鉛の含有量が全重量の九五％をこえ、九・八％以下のもので電解精製用のものを除く。）

一キログラムにつき三三〇

(二) 鉛合金のもののうち昭和三十七年一〇月一日から昭和三八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの

(1) アンチモンを含有するもの

二〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

七八〇五 鉛の管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用手 一 管及び中空棒のうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から四年六月の間に輸入されるもの 二五%	七九〇一 亜鉛の塊及びくず 一 塊 (一) 亜鉛(合金を除く)のもののうち亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもので昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの 二五%	(二) 亜鉛合金のもののうち昭和三十七年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日から二年六月の間に輸入されるもの (1) アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの (2) その他のもの 一キログラムにつき一五円 一キログラムにつき一五円 一キログラムにつき一五円 一キログラムにつき一五円 一五%	八一〇四 卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く) 二 塊、粉、フレーク及びくず (一) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレークで昭和三十七年一月一日から昭和四〇年三月三十一日まで輸入されるもの 一五%
(一) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの (2) その他のもの 一五% 昭和三十八年三月三十一日	同表第八四〇五号中 イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの 一五% 昭和三十七年三月三十一日	イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの (1) 出力が二〇万キロワットに満たないもの (2) その他のもの 一五% 昭和三十八年三月三十一日	同表第八四一〇号の品名の欄中「積算液量計の付いた電動式のもの」を「積算液量計及び電動装置を自蔵するもの」に改め、同表第八四四五号の品名の欄中「第八四四九号」を「前号、第八四四九号」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改める。 (1) 計算機本体(カード式の入力機又は入出力機を使用することのできるもの)のうち、記憶容量が三五、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限り、これと一組を構成するカード式入力機、出力機、カード式入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機 (2) その他のもの 一五% 昭和三十七年三月三十一日

改める。

同表第八四五三号の品名の欄中「機構付きのもの」を「機構を自蔵するもの」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十七年九月三〇日」に改め、同号の次に次のように加える。

(1)	計算機本体(カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができ、そのうち、記憶容量が五〇、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれとともに輸入するカード式入力機(処理速度が毎分五五〇枚以上のものに限る。)、ラインプリンター(印刷速度が毎分五五〇行以上のものに限る。)、記録機(磁気テープ式で記憶速度が毎秒二〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限る。))並びにこれらに附属する制御機	無税	昭和三十八年三月三十一日
	(2) その他のもの	一五%	昭和三十八年三月三十一日

に

同表第八五〇一号中

一 発電機	(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三十七年三月三十一日
	二 電動機		
	(二) その他のもの	一五%	昭和三十七年三月三十一日
	三 変圧器		
(二) その他のもの		一五%	昭和三十七年三月三十一日
	四 整流機		
(一) シリコン整流器		一五%	昭和三十七年三月三十一日

を

改める。

同表第九〇一六号中「二 計測用又は試験用の機器及びその部分品」
一 製図機器、けがき用具、計算用具及びこれらの部分品のうち計算尺(人造プラスチック製のものに限る。)で昭和三十七年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの
二 計測用又は試験用の機器及びその部分品

一 発電機	(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三十八年一月三十一日
	(2) 出力が二〇万キロワットに満たないもの	一五%	昭和三十八年三月三十一日
二 電動機	(一) その他のもの(うち重量が一、〇〇〇キログラムをこえるもの)	一五%	昭和三十七年九月三〇日
	(二) その他のもの(うち容量が一、〇〇〇キロボルトアンペアをこえるもの)	一五%	昭和三十七年九月三〇日
三 変圧器		一五%	昭和三十七年九月三〇日
	四 整流機		
(一) シリコン整流器		一五%	昭和三十七年九月三〇日

に

を

に

を

同表第九一〇一号中

一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの(うち昭和三十九年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの(ストップウォッチを除く。))		三〇%及びつぎ六〇円	昭和三十九年三月三十一日
	(1) 金側又は白金側のもの	五〇%	昭和三十九年三月三十一日
(2) その他のもの		三〇%	昭和三十九年三月三十一日

「一 課税価格が一個につき、六、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチを除く。）

三〇％及び
一個につき
六〇〇円
昭和三十九年
三月三十一日
に

改める。

「一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（昭和三十九年一月一日から昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）

三〇％及び
一個につき
五〇〇円

「二 その他のもの（課税価格が一個につき五、〇〇〇円をこえるものとする。）

三〇％

「一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）

三〇％及び
一個につき
五〇〇円

昭和三十九年
三月三十一日
に

を

改め、同号の次に次のように加える。

九二一一 時計の部分品（他の号に掲げるものを除く。）

三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ、又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限り。）及びウォッチムーブメント用の地板

二五％及び
一セツト又は一
個につき
四〇〇円
昭和三十九年
三月三十一日

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 関税定率法別表第八〇一号に掲げるバナナ及び同表第二〇〇六号に掲げるパイナップルについて、特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第二百七十七号）第二条第一項の規定により特別輸入利益を納付した者が、当該納付に係る物品を昭和三十七年六月五日から同年十二月三十一日までに輸入する場合には、当該物品に課する関税については、なお従前の例による。

理由

貿易自由化の繰上げ等に対処して、関税率について所要の調整を行なうとともに、石油化学等特定の用途に供される石油の関税につき暫定的に還付措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法等の一部を改正する法律案

酒税法等の一部を改正する法律案

第一条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第六条の三）

第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七―第二十一条）

第三章 課税標準及び税率（第二十二―第二十五条）

第四章 免除及び税額控除等（第二十三―第三十条）
第五章 申告及び納付等（第三十一条―第三十三条）
第六章 納税の担保（第三十四条―第三十六条）
第七章 酒類審議会（第三十七条―第三十九条）
第八章 雑則（第四十条―第五十三条の二）
第九章 罰則（第五十四条―第六十二条）
附則
第二条第一項中「アルコール専充法（昭和十二年法律第三十二号）」

の規定の適用を受けるアルコールを「アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するもの以外のもの」に改め、同条第二項中「濁酒及び」、白酒を削り、「果実酒」を「果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類」に、「九種類」を「十種類」に改める。
第三条第四号中「アルコール」の下に「（次号の規定（アルコール分）に関する規定を除く。）に該当する酒類でアルコール分が三十六度以

上四十五度以下のものを含む。第九号及び第八号第四号を除き、以下同じ。」を加える。
第三条第五号を次のように改める。
五 「しやうちゆう」とは、アルコール含有物を蒸留した酒類（これに水を加えたものを含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が四十五度以下（連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。以下同じ。）により蒸

留したものについては、アルコール分が三十六度未満のもの）をいう。
イ 発芽させた穀類又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を原料の全部又は一部としたものの
ロ しらかばの炭その他政令で定めるものでしたものの
ハ 含糖質物（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第二条第一項第一号の

第一種甲類の砂糖を除く。)を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

第三号中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、同条第九号ハを削り、同号を同条第七号とし、同条第十号中「果実酒」を「果実酒類」に、「酒類」をいう。

但し、イに掲げるものの以外のものについては、エキス分五度未満のものに限る。」「酒類でエキス分二十一度未満のものをいう。」「に改め、「イ 果実」の下に「又は果実及び水」を、「ロ 果実」の下に「又は果実及び水」を、「除酸剤を加えて発酵させたもの」の下に「(イ又はロに該当するものを除く。)」を加え、ニを次のように改める。

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー(第九号ホからリまでに掲げる酒類をいう。)、アルコール若しくはしよりちゆう(以下この号において「ブランデー等」という。))又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの(ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量(既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール

ル分の総量を加えた数量)が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十をこえるものを除く。以下ホにおいて同じ。)

第三号第十号にホとして次のように加え、同号を同条第八号とする。

ホ イからニまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの。

第三号第十二号を削り、同条第十一号中「濁酒及び」、白濁酒を削り、「及び果実酒」を、「果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキニール類」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の前に次の三号を加える。

九 「ウイスキー類」とは、次に掲げる酒類をいう。ただし、イ、ロ、ホ、ヘ又はチに掲げるものについては、第五号ロからニまでに掲げるもの(政令で定めるものを除く。)に該当しないものに限る。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したものを又は発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

ロ 発芽させた穀類を原料の一部としたアルコール含有物

物(発芽させた穀類及び果実を原料の一部としたアルコール含有物については、発芽させた穀類の重量が果実の重量をこえるものに限る。))を蒸留したもの。ただし、その原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の百分の十五未満のもの及びイに掲げる酒類に該当するものを除く。

ハ ウイスキー原酒(イ又はロに掲げる酒類をいう。以下同じ。))にアルコール、スピリッツ(次条第一項に規定するスピリッツをいう。))しよりちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がウイスキー原酒に類似するもの

ニ アルコール、スピリッツ又はしよりちゆうに香味料、色素又は水を加えてウイスキー原酒又はハに掲げる酒類を模造したもの

ホ 果実(そのしよりかすを除く。以下同じ。))若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は果実酒(次条第一項に規定する果実酒をいう。))果実のしよりかすを原料として製造したものを除く。))を蒸留したもの

ヘ 果実を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したもの。ただし、その原料中果実の重量が水以外の原料の重量の百分の十五未満

のもの、ロ及びホに掲げる酒類に該当するものを除く。

ト ブランデー原酒(ホ又はヘに掲げる酒類をいう。以下同じ。))にアルコール、スピリッツ、しよりちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がブランデー原酒に類似するもの

チ 果実のしよりかす若しくは果実酒かす又はこれらと糖類、炭酸石灰その他の政令で定める物品若しくは水を原料として発酵させたアルコール含有物若しくは果実酒かすを蒸留したもの若しくはこれにアルコール、スピリッツ、しよりちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で、香味、色沢その他の性状がブランデー原酒に類似するもの

リ アルコール、スピリッツ又はしよりちゆうに香味料、色素又は水を加えてブランデー原酒、ト又はチに掲げる酒類を模造したもの

十三 「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるものと並びにこれらにこうじを混和したもの(製薬用、製パン用、しよりちゆう製造用その他酒税の保全上支障がないものとして大蔵省令で定める用途に供せられるものを除く。))をいう。

十四 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの(酒類の製造の用に供することができるものに限る。))でこし又は蒸留する前のもの(こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの)をいう。

十五 「こうじ」とは、でんぶん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの(当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。))で、でんぶん質物を糖化させることができるものをいう。

第三号から第九号までに掲げる酒類及び麦芽を原料の一部とした酒類で発芽性(有するものを除く。))をいう。

第三号中第十三号を第十六号とし、同号の前に次の三号を加える。

第十三 「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるものと並びにこれらにこうじを混和したもの(製薬用、製パン用、しよりちゆう製造用その他酒税の保全上支障がないものとして大蔵省令で定める用途に供せられるものを除く。))をいう。

第十四 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの(酒類の製造の用に供することができるものに限る。))でこし又は蒸留する前のもの(こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの)をいう。

第十五 「こうじ」とは、でんぶん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの(当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。))で、でんぶん質物を糖化させることができるものをいう。

第四号 次の表の上欄に掲げる種類の酒類は、同表の中欄に掲げる品目に分け、その各品目の定義は、同表の下欄に掲げるものとする。

種 類	品 目	定 義
しょうちゆう	甲類 乙類	蒸留の方法が連続式蒸留機によるしょうちゆう しょうちゆう甲類以外のしょうちゆう
み り ん	本 直 し 本 み り ん	エキス分十六度以上のみりん 本みりん以外のみりん
果 実 酒 類	果 実 酒 甘 味 果 実 酒	前条第八号イからニまでに掲げる果実酒類（同号 ロからニまでに掲げる酒類については、エキス分 が七度以上のもの及び政令で定めるものを除く。） 果実酒以外の果実酒類
ウイスキー類	ウイスキー ブ ラ ン デ ー	前条第九号イからニまでに掲げるウイスキー類 ウイスキー以外のウイスキー類
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ 原 料 用 アル コ ー ル	原料用アルコール以外のスピリッツ類 前条第五号の規定（アルコール分に関する規定を 除く。）に該当する酒類でアルコール分が四十五度 をこえるスピリッツ類
雑 酒	発 ぼ う 酒 そ の 他 の 雑 酒	麦芽を原料の一部とした酒類で発ぼう性を有する 雑酒 発ぼう酒以外の雑酒

2 酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。以下この項において同じ。）を加えた酒類の種類及び品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該炭酸ガスを加える直前の酒類の種類及び品目とする。

第五条第一項中「第一級、準一級及び第二級」を「一級及び二級」に改め、同条第二項中「雑酒」を「ウイスキー類」に、「第一級及び第二級」を「一級及び二級」に改め、同条第三項中「特級、第一級及び準一級並びに雑酒」を「及びウイスキー類」に改め、同条第四項中「清酒」の下に「特級及び一級を加え、同条第五項中「第一級又は準一級」を「特級又は一級」に改める。

第六条中「酒類の数量に応じ」を「酒類につき」に改める。

第一章中第六条の次に次の二条を加える。

（移出又は引取り等とみなす場合）
第六条の二 次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下「酒類等」という。以下本条において同じ。）をその製造場から移出し

たものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。

一 酒類等が酒類等の製造場において飲用されたとき。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。

二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人につき第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該期限の経過又は第十七条第一項の規定による申請に基づく免許の取消しと同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

三 第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定により酒類等の製造免許を取り消された者が第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

四 酒類等の製造場に現存する酒類等（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類等を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

2 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第三十条の二、第三十四条及び第四十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。以下第四項において同じ。）を適用する。

3 酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。

4 酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなして、この法律を適用する。

5 酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合においては、当該酒母又はもろみは、その他の雑酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の雑酒の製造者とみなす。

6 酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類を詰め替え又は改裝して当該場所から販売のため移出した場合において、当該酒類の当該移出の時に

おける価格（当該者が第二十二条の三第一項第一号に規定する者として同号の規定により算出した金額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をいう。）が、当該酒類の第二十二条の二に規定する従価税の非課税最高限度額に第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をこえるときは、当該酒類又は改裝をした者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所を当該酒類の製造場とみなす。

（収去酒類等の非課税）

第六条の三 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七条第一項（臨検検査等）の規定により収去される酒類

二 薬事法（昭和三十三年法律第四十五号）第六十九条第一項（立入検査等）の規定により収去される酒類

三 その他前二号に類する酒類で政令で定めるもの

第七条第一項中「しよりちゆう及びみりんについては、類別、雑酒を」を「品目のある種類の酒類」に改め、同条第二項中「毎酒造年度を」を「免許を受けた後一年間」に、「みりんの各類又は二以上の品目の雑酒を製造しようとする場合には、みりんの各類又は雑酒の」を「品目のある種類の酒類（しよりちゆうを除く。）を製造しようとする場合には、」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、同項第九号中「果実酒」を「果実酒類」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

ハ ウイスキー類 六キロリットル

九 スピリッツ類 六キロリットル

第七条第二項中第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 リキュール類 六キロリットル

第七条第三項第一号中「濁酒」を削り、「みりん又は白酒」を「又はみりん」に改め、同項第二号中「又は白酒」を削り、同項第五号中「毎酒造年度を」を「免許を受けた後一年間」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「毎酒造年度を」を「免許を受けた後一年間」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 果実酒類の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

第八条中「（酒類の製造の用に供することができるものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第四号中「アルコール専売法」の下に「昭和十二年法律第三十二号」を加える。

第九条第一項中「（しよりちゆう及びみりんについては、類別、雑酒については、品目）の酒

類」を「（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類」に改める。

第十一条第一項中「酒類の製造数量又は販売する酒類の種類（雑酒の品目を含む。）若しくは卸売、小売の別」を「製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法」に改める。

第十二条第四号中「三酒造年度」を「三年」に改め、同条第五号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第十九条第一項中「相続の開始」を「相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）」に改め、「販売業をしようとする相続人」の下に「（包括受遺者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「開始」を削り、「被相続人」の下に「（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十三条第一項第二号及び第二十四条第一項第一号において同じ。）」を削り、「免許を受けていた者」の下に「（合併により免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が免許を受けないときは、当該法人を含む。以下本条において同じ。）」を加え、同条第四項中「（こうじの製造）」の下に「及び処分又は移出」を加える。

第三章 次のように改める。

第三章 課税標準及び税率
（従価税の課税標準及び税率）

第二十二条 この法律において別に定める場合を除き、酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に掲げる金額とする。

一 清酒

イ 特級

(1) アルコール分が十六度以上十七度未満のもの 二十五万二千百円

満のもの

(2) アルコール分が十七度以上のもの 二十五万二千百円にアルコール分が十六度を

こえる一度ごとに一万五千七百六十円を加えた金額

(3) アルコール分が十六度未満十二度以上二十度未満のもの 二十五万二千百円からアルコール分が十六度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに、一万五千

(4) アルコール分が十二度未満のもの 七千六百円を引いた金額
十八万九千六百円

ロ 一級

- (1) アルコール分が十五・五度以上十六・五度未満のもの
十五万二千五百円
- (2) アルコール分が十六・五度以上のもの
十五万二千五百円にアルコール分が十五・五度をこえる一度ごとに九千八百二十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五・五度未満十二度以上のもの
十五万二千五百円からアルコール分が十五・五度を下る一度(二度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに九千八百二十円を引いた金額
- (4) アルコール分が十二度未満のもの
十二万二千八百二十円

ハ 二級

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの
八万五千八百円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの
八万五千八百円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに五千七百二十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五度未満十二度以上のもの
八万五千八百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに五千七百二十円を引いた金額
- (4) アルコール分が十二度未満のもの
六万八千六百四十円

ニ 合成清酒

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの
六万二千五百円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの
六万二千五百円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに四千七百七十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五度未満十二度以上のもの
六万二千五百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに四千七百七十円を引いた金額
- (4) アルコール分が十二度未満のもの
四万九千九百九十円

三 しょうちゆう

イ しょうちゆう甲類

- (1) アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの
四万八千六百円
- (2) アルコール分が二十六度以上三十一度未満のもの
四万八千六百円にアルコール分が二十五度をこえる一度ごとに二千七百三十円を加えた金額
- (3) アルコール分が三十一度以上のもの
六万二千二百五十円にアルコール分が三十度をこえる一度ごとに一万三百二十円を加えた金額

- (4) アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの
四万八千六百円
- (5) アルコール分が二十一度未満二十度以上のもの
三万五千元
- (6) アルコール分が二十度未満のもの
四万八千六百円

ロ しょうちゆう乙類

- (1) アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの
三万七千四百円
- (2) アルコール分が二十六度以上三十一度未満のもの
三万七千四百円にアルコール分が二十五度をこえる一度ごとに二千四百円を加えた金額
- (3) アルコール分が三十一度以上のもの
四万七千九百円にアルコール分が三十度をこえる一度ごとに七千四百二十円を加えた金額
- (4) アルコール分が三十六度以上三十七度未満のもの
十万千円
- (5) アルコール分が三十七度以上のもの
十万千円にアルコール分が三十六度をこえる一度ごとに六千七百六十円を加えた金額
- (6) アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの
三万七千四百円
- (7) アルコール分が二十一度未満二十度以上のもの
二万七千円
- (8) アルコール分が二十度未満のもの
三万七千四百円

四 みりん

- (1) アルコール分が十三度以上十四度未満のもの
六万七千七百円
- (2) アルコール分が十四度以上のもの
六万七千七百円にアルコール分が十三度をこえる一度ごとに五千二百十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十三度未満のもの
六万二千四百九十円

ロ 本直し

- (1) アルコール分が二十二度以上二十三度未満のもの 五万五千三百円
- (2) アルコール分が二十三度以上のもの 五万五千三百円にアルコール分が二十二度をこえる一度ごとに二千五百二十円を加えた金額

- (3) アルコール分が二十二度未満十二度以上のもの 五万五千三百円からアルコール分が二十二度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに二千五百二十円を引いた金額

- (4) アルコール分が十二度未満のもの 三万百円

五 ビール

六 果実酒類

- イ 果実酒
- (1) 発酵前のものの糖の総量が転化糖として温度十五度の時において百立方センチメートル中二十六グラムをこえるもの又はエキス分が七度以上のもの 六万三千円

- (2) その他のもの 二万四千円

ロ 甘味果実酒

- (1) アルコール分が十三度未満のもの 四万八千円
- (2) アルコール分が十三度以上のもの 四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

七 ウイスキー類

イ 特級

- (1) アルコール分が四十四度未満のもの 八十四万五千百円
- (2) アルコール分が四十四度以上のもの 八十四万五千百円にアルコール分が四十三度をこえる一度ごとに一万九千六百六十円を加えた金額

ロ 一級

- (1) アルコール分が四十一度未満のもの 三十九万六千百円
- (2) アルコール分が四十一度以上のもの 三十九万六千百円にアルコール分が四十度をこえる一度ごとに九千七百七十円を加えた金額

ハ 二級

- (1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円
- (2) アルコール分が三十八度以上のもの 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

ハ スピリッツ類

- (1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円
- (2) アルコール分が三十八度以上のもの 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

九 リキユール類

- イ アルコール分が十五度以上で、エキス分が二十一度以上のもの

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 十五万円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの 十五万円にアルコール分が十五度をこえる一度ごとに一万円を加えた金額

ロ その他のもの

- (1) アルコール分が十三度未満のもの 四万八千円
- (2) アルコール分が十三度以上のもの 四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

十 雑酒

イ 発ぼう酒

- (1) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七以上のもの 九万五千円
- (2) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七未満二十五以上のもの 六万七千五百円

ロ その他のもの

- (1) アルコール分が十三度未満のもの 四万八千円
- (2) アルコール分が十三度以上のもの 四万八千円にアルコール分が十二度をこえる一度ごとに四千円を加えた金額

- 2 発ぼう性を有する酒類（ビール及び発ぼう酒を除く。）の酒税の税率は、前項に規定する金額に一キロリットルにつき五千円を加えた金額とする。

- 3 次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のもの（発ぼう性を有するものに限る。）に対する酒税の税率は、前二項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒	種類	品目	類	
			級別等	基準税率
清酒	特級	級	基準アルコール分	基準税率
			十六度	二十五万二千百円
			十五・五度	十五万二千百円
清酒	二級	級	十五度	八万五千八百円

合成清酒					十五度	六万二千五百円
しょうちゆう	しょうちゆう甲類				二十五度	四万八千六百円
	しょうちゆう乙類				二十五度	三万七千四百円
みりん	本みりん				十三度	六万七千七百円
	本直し				二十二度	五万五千三百円
果実酒類	果実酒	第一項第六号イ (1)に掲げる酒類 に該当するもの			十二度	六万三千円
	甘味果実酒				十二度	四万八千円
ウイスキー類	特級				四十三度	八十四万五千百円
	一級				四十度	三十九万六百元
	二級				三十七度	十四万八千円
スピリッツ類	スピリッツ				三十七度	十四万八千円
リキュール類					十二度	四万八千円
雑酒	その他の雑酒				十二度	四万八千円

4 前項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる円位未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の度数の一度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。

$$\text{当該酒類の基準税率} = \frac{\text{当該酒類の基準アルコール分}}{\text{当該酒類に対する税率}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数 (当}$$

(從価税の課税標準)

第二十二條の三 從價稅率適用酒類の酒稅の課稅標準は、次に掲げる金額とする。

一 酒類製造者が酒類の製造場から移出した酒類については、その酒類製造者が、当該酒類を当該移出する時において通常の卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で行なうと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における

る当該酒類の販売価格に相当する金額

二 保税地域から引き取られる酒類については、当該酒類につき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条（課税価格）の規定に準じて算出した価格（同法第十条（変質又した価格）（同法第十条（変質又した価格）による減税）、第十五条第二項ただし書（特定用途免税物品に係る関税の追徴）又は第十六条第二項ただし書（外交官用免税貨物等に係る関税の追徴）の規定に該当す

る酒類については、当該価格から同法第十条に規定する価

2 前項第一号に掲げる販売価格は、当該酒類の容器及び包装（当該酒類とともに消費者に入手されるべきものに限る。）の費用を含むものとし、当該酒類に課されるべき酒税額に相当する金額を除いたものとする。ただし、当該酒類の容器及び包装の

費用が政令で定める金額をこえる場合において、政令で定める

3 第一項に規定する金額の計算に關し、必要な事項は、政令で定める。

（小売価格を基準とする酒類の酒税の課税標準の特例）

とにより、酒類製造者がその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該容器及び包装の費用につき政令で定める金額は、前項第一号に掲げる販売価格には含まれないものとする。

類のうち、酒税の保全及び酒類

業組合等に関する法律第七十條の三（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他、の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている酒類に係る前条第一項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該小売価格から当該酒類を販売する者（当該酒類

5 前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める。

(従価税の税率)

第二十二條の二次の表の上欄に掲げる酒類で、その移出価格(次条第一項第一号の販売価格)

又は引取価格（次条第一項第二号の金額）が政令で定める金額（以下「従価税の非課税最高限額」という。）をこえるもの（政令で定める容量以下の容量で製造場から移出され又は保税地域域から引き取られるものを除く。以下「従価税率適用酒類」という。）に係る酒税の税率は、当該酒類の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

酒類		税率
種別	等級	
清酒	特別級	百分の百五十
果実酒類	果実酒類 甘味果実酒	百分の五十
ウイスキー類	ウイスキー特級 ブランデー特級	百分の百五十
スピリッツ類	スピリッツ	百分の百
リキユール類	アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの	百分の百
その他のもの		百分の五十

[illegible]

製造者を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及び費用並びに当

ができる。

ければならない。

前項の確認があつた場合には、その確認に係る酒類でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその酒類の製造場から移出したものに係る酒税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該酒類が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこと

となつた日又は届出があつた
日以後は、この限りでない。

4 第二項の確認を受けた酒類製造者は、その確認に係る酒類につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(税額算定の特例)

第二十二條の五 従価税率適用酒

類のうち、販売価格（前条第一項の規定の適用を受けるもの）については、同項に規定する小売価格から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）が従価税の非課税最高限度額に当該酒類について第二十二条に規定する税率により算出した金額を加えた金額をこえ、当該従価税の非課税最高限度額とこれに第二十二条の二に規定する税率を乗じて算出した金額との合計額以下である場合における当該酒類に係る第二十二条の二の規定による酒税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該酒類の販売価格から当該従価税の非課税最高限度額を控除した金額とする。

2 第六條の二第六項の場合において、酒類製造者とみなされながら納付すべき酒税額は、第二十二條の二又は前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した酒税額から、当該酒類

につき既に納付された又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）に相当する金額を控除した金額とする。

「第四章 酒税の徴収」を「第四章 免税及び税額控除等」に改める。

第二十三条から第二十七条までを次のように改める。

第二十三条から第二十七条まで
削除
第二十八条を次のように改め

る。
(未納税移出)

第二十八條 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所（第二号及び第三号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限り）へ移出する場合において、当該移出が当該移出先の所轄税務署長が政令で定めるところにより、当該移出した酒類を移入する必要があると認めたものに係るものであるときは、当該移出に係る酒税を免除する。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類（政令で定めるものを除く。）当該酒類の製

造場

二 輸出業者(他から購入した酒類の販売を業とする者で當時酒類の輸出を行なうものという。)が輸出するための酒類

(政令で定めるものを除く。)
当該酒類の蔵置場

三 その他政令で定める目的で
政令で定める製造場又は蔵置
場に移入される酒類 当該政

令で定める製造場又は蔵置場
四 前各号に掲げる酒類以外の
酒類を他の製造場又は蔵置場

へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒

類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの
当該他の製造場又は蔵置場

前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出を

した日に属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定

する期限内に提出するものに限る。)に当該酒類の移出に関する明細書並びに当該酒類が同項各

号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証す

る書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項

の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提

出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出

すれば足りるものとする。

第一項の移出をした酒類を同項各号に掲げる場所に移入する

前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合におい

て、政令で定める手続により、その亡失の場所のもよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届

け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定す

る政令で定める書類に代えて用
いることができる。

第一項第四号の承認の申請があつた場合において、酒税の取締り又は保全上特に不相当と認

められる等の事情があるときは、税務署長は、その承認を与

えなことがでる。

6 第一項の規定に該当する酒類

(同項の規定の適用を受けない

こととなつたものを除く)について、当該酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者が当該

酒類の酒類製造者でないときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒

類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

第一項の規定に該当する酒類を同項各号に掲げる場所に移入す。

した者は、政令で定めるところにより、当該酒類の移入の目的（当該酒類が同項第四号に掲げ

る酒類であるときは、当該移入の理由）、税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で

定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第五部

大蔵委員会會議録第九号

昭和三十七年二月二十二日【参議院】

8 税務署長は、取締り上必要があると思へるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に對し、当該移入した酒類を他の酒類と區別して蔵置すべきことを命ずることが出来る。

9 税務署長は、第一項第四号の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、移出される酒類の容器に封を施すことができる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(未納税引取)

第二十八条の二 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取らうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類の製造場

二 酒類製造者が政令で定める

目的に充てるための酒類 当
該政令で定める製造場又は蔵
置場

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄

3 第一項の承認の申請に係る同
税務署長の証明書を提出すべき
ことを命じなければならない。

項各号に掲げる場所につき酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

4 第一項の規定により酒税を免除された酒類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該酒類の酒類製造

者でないときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

5 税務署長は、取締りに必要があると思ふときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた酒類を他の酒類と區別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第一項の承認を受けて引き取つた酒類について、第二項の規定により税関長の指定した期間内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

7 第一項の承認を受けて引き取つた酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の

もよりの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受

けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。

る。第二十九条を次のように改め

第二十九條 酒類製造者が、輸出（輸出免稅）する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出を

した酒類製造者が、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に、当該酒類の移出に関する明細書及び当該酒類が輸出さ

3 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について、準用する。この場合において、令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長と読み替へるものとする。

第二十九条の二を次のように改める。

(免稅酒類の表示)

第二十九条の二 税務署長又は税関長は、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けようとする酒類について取締りに必要

があるとき、該酒類を移出する者若しくは引き取る者又は輸出する者に対し、当該酒類である旨をその酒類の容器又は包装に表示することを、表示する期間を指定して、命ずる。

第三十条を次のように改める。
(もとし入れの場合の酒税額の
控除等)

第三十条 酒類製造者がその製造
場から移出した酒類を当該製造

場にもどし入れた場合には、その者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次項において

同じ。）に記載した同条第一項第五号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を

除くものとし、当該酒税額につきこの項又は次項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の

製造場に移入した場合（前項の規定により控除を受けるべき操業合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場からさらに移出したときは、その者が当

該移出の日の属する月分の次条
第一項又は第二項の規定による
申告書に記載された同条第一項
第五号に掲げる酒税額の合計額
から当該酒類につき当該他の製
造場からの移出により納付し

た若しくは解付すべき又は他の
税地域からの引取りにより徴収
された、若しくは徴収されるべ
き酒税額(延滞税、過少申告加
算税及び無申告加算税の額を除
くものとし、当該酒税額につま

3 前二項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるとき月の次条第一項又は第二項又はこの項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

項の規定による申告書に同条第一項第八号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第三項の規定による申告書の提出があったときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載され

4 酒類製造者が、その製造場から移出した酒類を、その製造の廃止後（第二十条第四項の規定の適用により、酒類製造者と同一

なされる期間が経過した後に限る。当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該酒類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前四項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該酒類のもどし入れ又は移入に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならぬ。

6 相続により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した相続人（第十九条第二項の規定の適用があるものに限る。）がある場合において、その相続人が、当該相続に係る被相続人が当該製造場において製造した酒類で当該製造場から移出したものを、当該製造場にもどし入れたときは、その者を当該移出をした者とみなして、第一項の規定を適用する。

7 前項の規定は、合併により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した法人（当該製造場において当該酒類の製造免許を受けたものに限る。）がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十一年法律第 号）の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

三 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第三十条の次に次の一章を加える。

第五章 申告及び納付等

（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告）

第三十条の二 酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した酒類に係る次に掲げる事項

イ 従量税が課税される酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量

ロ 従価税率適用酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる金額

二 第二十八条、第二十九条又は他の法律の規定により酒税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する酒類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものに係る前号に掲げる事項

三 従量税が課税される酒類については、第一号に規定する課税標準たる数量からそれぞれ前号に規定する課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

四 従価税率適用酒類については、第一号に規定する課税標準たる金額からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに第二号に規定する課税標準たる金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

五 課税標準数量及び課税標準額に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

六 第三十条又は他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額（前号に掲げる酒税額のうち、既に確定

したものを含む。）

七 第五号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

八 第五号に掲げる酒税額の合計額から第六号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九 その他政令で定める事項

2 酒類製造者（第六条の二第五項の規定によりその他の雑酒の製造者とみなされた者を含む。）は、次の各号の一に該当するときは、既にその製造場から移出した酒類既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合において、第六条の二第一項の規定に該当することにより移出したものとみなされた酒類（酒母又はもろみについて、第六条の二第五項の規定によりその他の雑酒とみなされたものを含む。）を含む。）について前項に掲げる事項を記載した申告書を、当該該当することとなつた日から十日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 酒母又はもろみの製造場（酒類の製造免許を受けた製造場を除く。）において酒母又はもろみが飲用されたとき。

二 第六条の二第一項第二号又は第三号の規定に該当するとき。

三 第三十一条第一項の規定により担保の提供又は酒類の保

存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

3 前条第一項のもどし入れをし若しくは同条第二項の移出をし又は同条第四項のもどし入れをした者は、第一項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項から第四項までの規定により控除又は還付を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした又は当該移出をした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（引取りに係る酒類についての課税標準の申告）

第三十条の三 酒類を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る酒類に係る前条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る酒類についての期限内申告による納付）

第三十条の四 第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書を提出した酒類製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第七号に

存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

3 前条第一項のもどし入れをし若しくは同条第二項の移出をし又は同条第四項のもどし入れをした者は、第一項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項から第四項までの規定により控除又は還付を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした又は当該移出をした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（引取りに係る酒類についての課税標準の申告）

第三十条の三 酒類を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る酒類に係る前条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る酒類についての期限内申告による納付）

第三十条の四 第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書を提出した酒類製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第七号に

掲げる酒税額に相当する金額の酒税を国に納付しなければならぬ。

(引取り等に係る酒税の徴収)

第三十条の五 保税地域から引き取られる酒類に係る酒税については、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第六条の二第二項、第三項又は第四項の規定に該当するときは、酒類の製造場又は保税地域の所在地の所轄税務署長又は所轄税関長は直ちにその酒税を徴収する。

(納期限の延長)

第三十条の六 酒類製造者が、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十条の四の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を同条の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書に記載した第三十条の二第一項第七号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

2 酒類を保税地域から引き取りとする者が、第三十条の三の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該酒類に係る酒税額の全部又は一部に相当する担保を

当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

「第五章 納税の担保」を「第六章 納税の担保に改める。

第三十一条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する場合の外、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項を削り、同条第五項中「又は第二項」及び「担保の提供又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二項を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項を「第一項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十一条第一項の規定により酒類の保存をした酒類製造者は、当該酒類の保存を命じた者の承認を受けた場合に限り、保存する酒類を交換することができる。

2 第三十一条第一項の規定により納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときは、国税通則法に規定す

る担保の処分例により当該酒類を処分してその酒税及び処分費に充てる。

第三十四条第三項中「国税徴収法」の下に「昭和三十四年法律第百四十七号」を加え、「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十五条中「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改め、第三十六条中「第二十六条第三項」を「第三十条の二第二項の規定に該当する場合」に、「国税徴収法第四十三条の規定により酒税を徴収する場合」を「国税通則法の規定により酒税の繰上請求をする場合」に改める。

「第六章 酒類審議会」を「第七章 酒類審議会」に改める。

「第七章 雑則」を「第八章 雑則」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第一項中「製成されたとき」の下に「酒類に炭酸ガスを加えたときを除く」を加える。

三 しようちゆう甲類としようちゆう乙類との混和をしたとき。

四 ウイスキーとブランデーとの混和をしたとき。

五 酒類製造者が、政令で定めるところにより、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類(政令で定める種類又は品目の酒類に限る。)と糖類その他の政令で定める物品との混和をしたとき(前各号に該当する場合を除く)。

第四十三条第三項から第六項までを次のように改める。

3 第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他の物品の混和をした酒類は、当該混和前の種類又は品目の酒類とみなす。

4 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしようちゆう甲類との混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たにしようちゆう甲類を製造したものとはみなす。

5 連続式蒸留機以外の蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしようちゆう乙類との混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たにしようちゆう乙類を製造したものとはみなす。

6 第一項の規定にかかわらず、リキニール類と水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにス

ピリッツを製造したものとはみなす。

第四十三条に次の四項を加える。

7 前各項に規定する場合を除くほか、酒類と他の物品(酒類を含む)との混和に關し、必要な事項は、政令で定める。

8 前各項の規定は、消費の直前において酒類と他の物品(酒類を含む)との混和をする場合で、政令で定めるときについては、適用しない。

9 前各項の規定は、政令で定めるところにより、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品(酒類を除く)との混和をする場合(前項の規定に該当する場合を除く)については、適用しない。

10 前項の規定の適用を受けた酒類は、販売してはならない。

第四十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、酒類製造者が自己の他の酒類製造場において免許を受けている酒類の原料(移出する製造場において免許を受けている酒類と同一の種類又は品目の酒類の原料とする場合に限る。)とするための酒類で、かつ、第二十八条第一項の規定の適用を受けて移出する場合については、この限りではない。

五 酒類に水その他の物品（酒類を含む。）を混和しようとするときで政令で定める場合。

第八章中第五十三條の次に次の一條を加える。

二十四条第一項又は第二項」を「第三十条の二第二項又は第二項」に、「怠り、又は偽つた者」を「怠つた

を同条第二項とし、同条第五項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、「第二十六條第一項の

等に関する法律（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「種別」を削り、

「雑酒のうち政令で定めるもの」を「原料用アルコール」に改め、同条第二項中「業とする者」の下に「及び同法第二十八条第六項の規定により酒類製造者とみなされた者でその酒類に自己の商標を表示して販売することを業とする者」を加え、同条第六項を削る。

第六条第一項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。
第八条第一項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。
第九条第一項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。
第十四条第一項中「前酒造年度」を「前年中」に改め、「当該酒造組合の地区内にある製造場」の下に「（酒税法第二十八条第六項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下同じ。）」を加え、「以下本項を以下本項及び第三十八条第二項に改め、同条第二項中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。

第二十九条第一項第三号中「製造」を「製造、移出」に改める。
第三十八条第二項中「前酒造年度」を「前年中」に改め、「（当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。）」を削る。

第四十二条第五号中「製造又は」を「製造、移出又は」に改め、同号イ中「製造する」を「製造し又は移出する」に改め、同号ロ中「製造する」を「製造し又は移出する」に改め、同号ハ中「製造する」を「製造し又は移出する」に改める。

又は移出する」に改め、同号ホ中「規格」を「品種」に改め、同条七号中「組合員の製造」を「組合員の製造し、移出」に、「その製造」を「その製造、移出」に改める。
第八十二条第一項第四号中「組合員の製造」を「組合員の製造し、移出」に、「その製造」を「その製造、移出」に改める。
第八十四条第一項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改め、同項第五号中「規格」を「品種」に改める。

第八十六条の三第一項中「しよりちゆう及びみりんについては、類別、雑酒」を「品目のある種類の酒類」に改める。
第八十六条の五中、「類別及び級別その他」を「その他の」に改め、「（酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）」を削り、「第二十八条第一項」の下に「第二十八条の二第一項」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、他に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第五条第四項又は第五項の規定により第一級又は第二級と認定された清酒で、この法律の施行の際、現に当該認定の効力を有するものについては、改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）

（第五号第四項又は第五項の規定により、それぞれ、特級又は一級と認定された清酒とみなす。）

4 この法律の施行の際、旧酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際、旧酒税法により酒類の製造免許を受けている者に対する新酒税法第十二条第

四号の規定の適用については、その必要の数量は、当分の間、なお従前の例による。

6 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

旧酒税法第二十八条第一項
旧酒税法第二十九条第一項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項

同法第二十八条第六項
同法第二十九条第五項
同法第五條第三項
同法第七條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第八條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

7 この法律の施行前に旧酒税法第二十八条第一項の承認を受けて酒

類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で、

この法律の施行の際、その移入先若しくは引取先に現存し、又はこの法律の施行の日以後にその移入先若しくは引取先に移入されるもの（旧酒税法第二十八条第二項に規定する期限内に同項に規定する証明書の提出がなされないものを除く。）については、これを新酒税法第二十八条第六項又は第二十八条の二第四項に規定する酒類とみなして、これらの規定を適用する。

8 旧酒税法第三十一条第二項の規定により担保の提供を命ぜられた者又は酒類の保存を命ぜられた者は、新酒税法第三十一条第一項の規定により担保の提供を命ぜられた者又は酒類の保存を命ぜられた者とみなす。

9 この法律の施行の際、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において、合計一キロリットル以上の酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、当該酒類を所持する酒類のうち当該酒類が所持する酒類のうち当該酒類が所持する酒類をその酒類の製造場から移出したものとみなした場合において新酒税法第二十二條の二第一項に規定する従価税率適用酒類となるものが合計一キロリットル以上であるときは、当該従価税率適用酒類となる酒類については、その酒類の製造者としてこれをこの法律の施行の日以後に製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。この場合においては、新酒税法第二十二條の二の税率により算出した金額と旧酒税法第二十二條の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

10 前項に規定する税額が三万円以下

のときは、昭和三十七年五月三十一日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき

昭和三十七年五月及び六月

税額十万円をこえるとき

同年五月から七月まで

税額三十万円をこえるとき

同年五月から八月まで

税額五十万円をこえるとき

同年五月から九月まで

11 第九項に規定する者は、政令で

定めるところにより、その所持する同項の規定に該当する酒類の貯蔵場所並びに税率の適用区分及び当該区分ごとの価格及び数量を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならぬ。

12 この法律の施行の際、酒類の製

造場又は販売場に現存する酒類で、この法律の施行により当該酒類の原料の範囲が改正されたため旧酒税法の規定による種類又は品目と異なる種類又は品目の酒類となるものに係る新酒税法による当該酒類の種類又は品目は、この法律の施行後一年間限り、政令の定めるところによる。

13 改正後の酒税の保全及び酒類業

組合等に関する法律第八十六条の五の規定によつて行なうべき表示は、昭和三十七年九月三十日まで、は、なお従前の例によることがで

14 この法律の施行前にした行為及

びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

15 日本国とアメリカ合衆国との間

の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第八章」を

「第九章」に改める。

16 租税特別措置法(昭和三十三年

法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十五条から第八十六条まで

を次のように改める。

第八十五条及び第八十六条 削除

第八十七条第一項中「この場合」には、同法第二十九条第六項又は第五十八条第一項第三号の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。を削り、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第三十条の三」に、「第二十六条第二項」を「第三十条の五」に改める。

第八十八条第二項中「第二十四

条第二項」を「第三十条の三」に、

「第二十六条第二項」を「第三十条

の五」に改める。

物品税法案

物品税法

物品税法(昭和十五年法律第四十

号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 課税標準及び税率(第十一

条—第十六条)

第三章 免税、税額控除等(第二十

七条—第二十八条)

第四章 申告及び納付等(第二十

九条—第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条—第四

十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四

十七条)

附則

第一章 総則

(課税物件)

第一条 別表に掲げる物品には、この法律により、物品税を課する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 課税物品 別表に掲げる物品

のうち、第九条の規定により物

品税を課さないものとされる物

品以外の物品をいう。

二 不課税物品 別表に掲げる物

品以外の物品をいう。

三 保税地域 関税法(昭和二十

九年法律第六十一号)第二十九

条(保税地域の種類)に規定する

保税地域をいう。

(納税義務者)

第三条 第一種の物品の小売業者

は、その小売をした当該第一種の物品(課税物品に該当するものに限り)につき、物品税を納める義務がある。

2 第二種又は第三種の物品の製造

者は、それぞれ、当該第二種又は第三種の物品(課税物品に該当するものに限り)で、その製造に係る製造場から移出されたものにつ

き、物品税を納める義務がある。

3 課税物品を保税地域から引き取

る者は、その引き取る課税物品に

つき、物品税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第四条 第二種又は第三種の物品の

製造場が保税地域に該当する場合

には、その製造場で製造されるこ

れらの物品のうち、関税法第二条

第四号(定義)に規定する内国貨物

(同法第五十九条第二項(内国貨物

の使用等)に規定する製品のうち、

外国貨物とみなされたもの以外

のものを含む)に該当するもの

については、この法律の適用上、

その製造場を保税地域に該当しな

い第二種又は第三種の物品の製造

場とみなし、その製造場で製造さ

れるその他の物品については、こ

の法律(第十七条第一項第一号及

び第三十五条第二項を除く)の適

用上、その製造場を第二種又は第

三種の物品の製造場でないものと

みなす。

(第一種の物品の小売業者の小売

等とみなす場合)

第五条 第一種の物品の小売業者

が、第一種の物品につき、販売若しくは買受けの委託を受けてこれを購入者若しくは委託者に引き渡し

た場合において、その購入者若し

くは委託者が消費者であるとき、

又は当該小売業者の媒介により第

一種の物品の小売が行なわれた場

合には、当該小売業者がその引渡

し又は小売の時に当該物品の小売

をしたものとみなす。

2 第一種の物品の小売業者が、他

の者からの委託により、当該他の

者から第一種の物品の材料又は原

料の提供を受け、これを用いて、

自己において又は他に委託して、

当該第一種の物品の製造(加工を

含む)をして、当該他の者に引き渡

した場合において、当該他の者が

消費者であるときは、当該小売業

者がその引渡しの時に当該物品の

小売をしたものとみなす。

3 第一種の物品の小売業者が請負

契約(これに準ずる契約を含む)に

に基づき第一種の物品を引き渡し

した場合(前項の規定に該当する場

合を除く)において、その引渡し

を受けた者が消費者であるとき

は、当該小売業者がその引渡しの

時に当該物品の小売をしたものと

みなす。

4 第一種の物品の小売業者が民法

(明治二十九年法律第八十九号第

四百八十二条(代物弁済)に規定す

る他の給付又は同法第五百五十三

条(負担付き贈与)に規定する贈与

をしたときは、当該小売業者がその

引渡しの時に当該物品の小売をし

たものとみなす。

若しくは同法第五百八十六條第一項(交換)に規定する交換に係る財産権の移転として第一種の物品を引き渡した場合において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該小売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

5 展覧会その他これに類する催し物を行なう場合において、その催し物の主催者が第一種の物品の小売(小売の代理を含む。)をしたときは、その催し物を行なう場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が当該第一種の物品の小売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

6 第一種の物品の入札その他競争の方法により売買された場合(滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合を除く。)において、その落札者が消費者であるときは、当該入札その他競争を行なう場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その落札者が当該第一種の物品の小売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

(移出又は引取りとみなす場合)
第六條 第二種又は第三種の物品がその製造に係る製造場において使用され、又は消費された場合(当該製造場において製造される第二種又は第三種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合を除く。以下次項及び第三項において同じ。)には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造場がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。この法律(第三十條第一項、第二十九條、第三十一條、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

該製造場において製造される第二種又は第三種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合を除く。以下次項及び第三項において同じ。)には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造場がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。この法律(第三十條第一項、第二十九條、第三十一條、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

2 第二種又は第三種の物品が保税地域において使用され、又は消費された場合には、その使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一條第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された第二種又は第三種の物品が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において使用され、又は消費された場合には、当該使用又は消費に係る使用又は消費を保税地域内における使用又は消費とみなして、前項の規定を適用する。

4 第二種又は第三種の物品でその製造に係る製造場に現存するものが滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造場がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

製造に係る製造場に現存するものが滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造場がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

5 第二種又は第三種の物品の製造者がその製造場における第二種又は第三種の物品の製造を廃止した場合において、当該製造場において製造された第二種又は第三種の物品が当該製造場に現存するとき、当該製造場が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る物品については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該物品がその場所に現存するときは、当該製造場がその日の前日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

(製造者とみなす場合)
第七條 第二種又は第三種の物品の製造者又は販売業者が、第二種若しくは第三種の物品の製造に必要な材料若しくは原料のうち主要なもの若しくは当該物品の製造に必

要な資金若しくは労務の全部若しくは大部分を供給して当該物品の製造を委託し、又は当該物品(化粧品その他の政令で定める物品については、当該物品又はその容器若しくは包装)に自己のみの商標を表示すべきことを指示して当該物品の製造をさせる場合には、当該委託又は指示をした者(以下「委託者等」という。)が当該委託又は指示を受けた者(以下「受託者等」という。)の製造した物品で当該委託又は指示に係るものを製造したものとみなす。

2 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により第二種又は第三種の物品の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、当該製造場において製造された第二種又は第三種の物品がその承継の時に当該製造場に現存するとき、その者がこれらの物品を製造したものとみなす。

3 前項の規定は、合併により第二種又は第三種の物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。

4 第二種又は第三種の物品がその製造に係る製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該物品を移出した者が当該物品を製造したものとみなして、この法律(第三十條第一項、第二十九條、第三十一條、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

(製造とみなす場合)
第八條 第二種の物品に該当する家具につき、その製造に係る製造場以外の場所、販売の目的で裝飾のための彫刻、まき絵又は上絵を施した場合において、これらを施した後の物品が第二種の物品に該当するときは、これらを施した者が当該物品を製造したものとみなす。

(非課税)
第九條 別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうち占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造若しくは機能を有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さない。

(適用除外)
第十條 第二種又は第三種の課税物品の製造者(法人を除く。)のうち、自己又は同居の親族の用に供する第二種又は第三種の課税物品のみを製造するものには、この法律を適用しない。

2 第二種又は第三種の課税物品で

その製造に係る製造場以外の場所、販売の目的で容器に充てんし、又は改裝した場合において、その充てん又は改裝をした後の物品が第二種の物品に該当するときは、その充てん又は改裝をした者が当該物品を製造したものとみなす。

見本品として無償で供与されるもの（見本品にのみ適用すると認められるものに限り。）については、この法律（第七條、第八條、第三十五條、第三十六條、第三十七條第三号及び第四十一條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

3 次に掲げる物品で第二種又は第三種の課税物品に該当するものについては、この法律（第三十六條及び同條の規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二十三号）第十七條第一項（臨検検査等）の規定により取去される物品

二 藥事法（昭和三十五年法律第四十五号）第六十九條第一項（立入検査等）の規定により取去される物品

三 その他前二号に類する物品で政令で定めるもの

第二章 課税標準及び税率
（課税標準）
第十一條 物品税の課税標準は、この法律に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる金額又は数量とする。

一 第一種の物品の小売業者が小売をした第一種の課税物品当該物品の小売に係る小売価格に相当する金額

二 第二種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの、その製造者が当該物品を当該移出の時に、おいて通常の卸取引数量によ

り、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で行なりと否とを問はず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該物品の小売価格に相当する金額

三 第三種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの、その移出した当該物品の数量

四 保税地域から引き取られる第一種又は第二種の課税物品 当該物品につき関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四條（課税価格）の規定に準じて算出した価格に当該物品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

五 保税地域から引き取られる第三種の課税物品 その引き取られる当該物品の数量

2 前項第一号及び第二号に掲げる金額は、当該物品の容器及び包装（当該物品とともに消費者に入手されるべきもので政令で定めるものに限り。）の費用を含むものとし、当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いたものとする。

3 第一項第四号に掲げる課税物品が関税率法第十條（変質又は損傷による減税）、第十五條第二項ただし書（特定用途免税物品に係る関税の追徴）又は第十六條第二項ただし書（外交官用免税貨物等に係る関税の追徴）の規定に該当するものである場合には、同号に掲げる金額は、当該金額から、これらの規定に規定する事由による減価の額

及びこれに対応する関税の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

4 前三項に規定するもののほか、第一項第二号及び第四号に掲げる金額並びに同項第三号及び第五号に掲げる数量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（第一種の課税物品の課税標準の特例）
第十二條 第五條第二項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、同項に規定する第一種の物品の小売業者が同項に規定する他の者から委託に係る対価として領収すべき金額（当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いた金額とする。）とする。

2 前項の場合において、当該他の者が提供した同項に規定する第一種の物品の材料又は原料のうちに当該小売業者の小売をしたものがあるときは、同項に規定する領収すべき金額は、当該金額にその小売に係る小売価格（当該小売業者が当該材料又は原料の小売につき納付した、又は納付すべき物品税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くもの）と、第二十八條第一項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第十五條第一項において同じ。）がある場合には、当該物品税額に相当する金額を控除した金額）を加算した金額とする。

3 第五條第三項又は第四項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、当該物品に係る通常のの小売価格として政令で定めるところにより計算した金額（以下次項において「通常のの小売価格」という。）とする。

4 第一種の物品の小売業者が同時に二以上の物品の小売をする場合において、これらの物品のうちに第一種の物品があるときは、当該第一種の物品に係る物品税の課税標準は、これらの物品の小売価格（これらの物品の小売価格（これら物品の小売に係るべき物品税額がある場合には、当該物品税額に相当する金額を除いた金額）の合計額に、それぞれの物品に係る通常のの小売価格の合計額のうちに当該第一種の物品の通常のの小売価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。）とする。

（小売価格を基準とする第二種の課税物品の課税標準の特例）
第十三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條の二（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由によりその製造に係る製造場から移出される時に、おいて小売価格が明らかにされている第二種の課税物品で政令で定めるものに係る物品税の課税標準は、第十一條第一項第二号の規定にかかわらず、当該小売価格から、当該物品を販売する者（当該物品の製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額、当

れる第一種の物品に係る物品税の課税標準は、当該物品に係る通常のの小売価格として政令で定めるところにより計算した金額（以下次項において「通常のの小売価格」という。）とする。

4 第一種の物品の小売業者が同時に二以上の物品の小売をする場合において、これらの物品のうちに第一種の物品があるときは、当該第一種の物品に係る物品税の課税標準は、これらの物品の小売価格（これらの物品の小売に係るべき物品税額がある場合には、当該物品税額に相当する金額を除いた金額）の合計額に、それぞれの物品に係る通常のの小売価格の合計額のうちに当該第一種の物品の通常のの小売価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。）とする。

2 前項の規定を受けた場合には、その確認に係る品目に属する第二種の課税物品でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその製造に係る製造場から移出するものに係る物品税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該物品が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこととなつた日又は届出があつた日以後は、この限りでない。

該物品の製造者が当該物品の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額並びに当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とすることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする第二種の物品の製造者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その適用を受けようとする第二種の課税物品の品目ごとに、その旨を国税庁長官に申請して、当該物品が同項の規定に該当することにつきその確認を受けなければならない。

3 前項の確認があつた場合には、その確認に係る品目に属する第二種の課税物品でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその製造に係る製造場から移出するものに係る物品税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該物品が同項の規定に該当しないこととなつたとき、又は次項の規定による届出があつたときは、その該当しないこととなつた日又は届出があつた日以後は、この限りでない。

4 第二項の確認を受けた第二種の物品の製造者は、その確認に係る第二種の課税物品につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。

5 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用

に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第十四条 物品税の税率は、課税物品の区分に応じ、次に定めるところによる。

一 第一種の課税物品

第一類 物品の価格の百分の二

十

第二類 物品の価格の百分の十

二 第二種の課税物品

第一類 物品の価格の百分の四

十

第二類 物品の価格の百分の三

十

第三類 物品の価格の百分の二

十

第四類 物品の価格の百分の十

第五類 物品の価格の百分の五

三 第三種の課税物品

イ マッチ千本につき一円

ロ 清涼飲料一キロリットルにつき五千円

(第一種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十五条 第五条第二項の場合において、同項規定する第一種の物品の小売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうち、当該小売業者の小売をしたものがあり、かつ、その小売につき納付した、又は納付すべき物品税額があるときは、当該小売業者が当該第一種の課税物品につき納付すべき物品税の税額は、前条の規定にかかわらず、当該物品につき第十二条第一項及び第二項並びに前条及び次項の規定を適用して算出した金額から当該納付した、又は

納付すべき物品税額に相当する金額を控除した金額とする。

2

第一種の課税物品(第九条の規定に基づく政令に、価格が一定の金額未満のものにつき物品税を課さない旨の定めがある物品に該当するものに限る。)の第十一条第一項第一号に規定する小売価格(当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除く前の価格とする。)が当該一定の金額(以下「課税最低限の金額」という。)をこえ、当該課税最低限の金額と当該金額に前条の規定による税率を乗じて算出した金額との合計額に満たない場合における当該物品に係る物品税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該課税最低限の金額と当該小売価格との差額に相当する金額とする。

(第二種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十六条 第二種の物品の製造者が、その製造する第二種の課税物品の材料又は原料とする第二種の課税物品で、次条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けないで当該製造する第二種の課税物品の製造場に移入され、又は引き取られたもの(第二十八条第一項の規定の適用を受けるもの及び古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条第一項(定義)に規定する古物(以下「古物」という。)に該当するものを除く。)について、その適用を受けなかつたことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該製造場の所在地の所轄税

務署長の承認を受けて、当該移入され、又は引き取られた物品を材料又は原料として第二種の課税物品を製造し、これを当該製造場から移出するときは、当該移出に係る物品税の税額は、第十四条の規定にかかわらず、当該物品につき第十一条、第十三条、第十四条及び第三項の規定を適用して算出した金額から、当該材料又は原料として使用され、又は消費された物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、取締り上特に不適当と認められる事情があるときは、その承認を与えないことができる。

3 前条第二項の規定は、第二種の課税物品(第九条の規定に基づく政令に、課税最低限の金額の定めがある物品に該当するものに限る。)について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項第一号」とあるのは、「第十一条第一項第二号」と、「小売価格」とあるのは「販売価格」と、「価格」とあるのは「価格」とし、第十三条第一項の規定の適用を受ける第二種の課税物品については、その小売価格から同項に規定する利殖及び費用に相当する金額並びに同項に規定する運送料に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。」と読み替へるものとする。

第三章 免税、税額控除等(未納税移出)

第十七条 第二種又は第三種の物品の製造者がその製造した第二種又は第三種の課税物品で次の各号に掲げる物品に該当するものを当該製造に係る製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が当該第二種又は第三種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種又は第三種の物品の製造場

二 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で、常時物品の輸出を行なうものという。)が輸出するための物品 当該物品の蔵置場

三 第二十条第一項に規定する輸出品販売場の営業者が販売するため同項に規定する物品 当該輸出品販売場

四 第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者が当該不課税物品の材料又は原料とするための物品 当該不課税物品の製造場

五 前各号の規定に該当するもののほか、製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて他の場所に移入される物品 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種又は第三種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該物品の移出に関する明細書並びに当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限内までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をして第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるときは、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該物品が同項各号に掲げる場所に移入した者の製造に係るものでないときは、当該移入した者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入した日から十日以内に、当該物品の移入の目的（当該物品が同項第五号に掲げる物品であるときは、当該移入の理由）、品名及び品名ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を当該場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入をした第二種又は第三種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

（未納税引取）

第十八条 次の各号に規定する者が第二種又は第三種の課税物品で当該各号に掲げる物品に該当するものを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取りとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第八項の規定の適用

がある場合には、この限りでない。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が当該第二種又は第三種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種又は第三種の物品の製造場

二 第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者が当該不課税物品の材料又は原料とするための物品 当該不課税物品の製造場

三 前二号の規定に該当するもののほか、その引き取りをする者が政令で定める目的に充てるための物品 政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を受ける場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該物品が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書提出すべきことを命じなければならない。

3 税関長は、第一項の承認を受ける場合において、必要があると認めるときは、その承認の申請をした者に対し、その承認を受けて保税地域から引き取る物品に係る物品税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

4 第一項の承認を申請した者が前項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

5 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不適当と認められる事

情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品（第八項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該物品を第一項各号に掲げる場所に移入した者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

8 第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。

9 第一項の承認を受けて引き取つた第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

（輸出免税）

第十九条 第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の物品の製造者が、それぞれ、輸出する目的で、第一種の課税物品の小売

をし、又はその製造した第二種若しくは第三種の課税物品を当該製造に係る製造場から移出する場合

には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の小売業者又は同項の移出をした第二種若しくは第三種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限り。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十七条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「移出をした第二種」とあるのは「小売又は移出をした第一種、第二種」と、同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の移務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

（輸出物品販売場における輸出免税の特例）

第二十条 輸出物品販売場の営業者が、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号（定義に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で

輸出するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品（当該輸出物品販売場において製造されたものに限り。）で輸出するため当該方法により購入されるものを販売するため当該輸出物品販売場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした輸出物品販売場の営業者が、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限り。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が政令で定める日までに当該物品を輸出しないときは、その出港地の所轄税関長（その者が外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号に規定する居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長。以下この項において同じ。）は、既に第二項本文に規定する場合には該当する事実が生じている場

合又は第五項本文の規定の適用があつた場合を除き、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した物品につき、政令で定める手続により、当該税関長の承認を受けた場合には、その物品税を免除する。

4 第一項に規定する第一種又は第三種の課税物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、この法律の施行地において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該物品の所在場所の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 この法律の施行地において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所

持をした者とする。）から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、非居住者に対し第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品を相当量販売するのに適するものであることにつき、政令で定めるところにより、その所在地の所轄税務署長の承認を受けた販売場をいう。（課税済みの物品を輸出した場合の物品税の還付）

第二十一条 第二種又は第三種の物品の製造者が、その製造に係る第二種又は第三種の課税物品（古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。）で、輸出以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場（第七十七条第六項又は第十八条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。）以外の場所から販売のため所持するものを輸出した場合には、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした第二種又は第三種の課税物品の輸出先、品名及び品名ごとの数量

並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品の輸出に関する明細書及び当該物品が輸出されたことその他同項の規定に該当することとを証する書類として政令で定める書類を添附して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種又は第三種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種又は第三種の物品の製造者であるものを除く。）が第二種又は第三種の課税物品で販売のため所持するものを輸出した場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該輸出に係る第二十七条第一項に規定する販売場の所在地」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和三十七年法律第 号）の規定による還付加算金は、附さない。（小売又は移出に係る物品の特殊用途免税）

第二十二條 第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、次の各号に掲げる者に對し、それぞれ、当該各号に掲げる第一種の課税物品で当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法

により購入されるものの小売をし、又は当該各号に掲げる第二種の課税物品で当該用途に供するため当該方法により購入されるものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範圍）に規定する学校その他の政令で定める教育機關 教育の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
二 學術研究機關として政令で定めるもの 學術研究の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第三号から第五号まで（定義）に掲げる事業を行なう者その他の政令で定める社会福祉に係る事業を行なう者 当該事業に係る施設の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

四 国立博物館その他前三号に規定する者以外の者で政令で定めるもの その用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の小売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定

する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が前項各号に掲げる者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 第十七條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項各号に掲げる者で当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入したものは、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量並びに使用場所その他政令で定める事項を記載した書類をその使用場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項に規定する者は、同項の物品を購入した日から二年間は、当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該物品を当該期間内にその用途以外の用途に供し、又は譲り渡すことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、その使用場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第四項に規定する者が前項に規定する期間内に同項の物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡したときは、税務署長は、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額

に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当事実(第三項において準用する第十七条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限内に同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合には、この限りでない。

(引取りに係る物品の特殊用途免税)

第二十三条 前条第一項各号に掲げる者が当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を保税地域からその使用場所に取り取り出す場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第三項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 第十八条第二項から第五項までの規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「同項各号に掲げる場所」とあるのは、「使用場所」と読み替へるものとする。

3 第一項の承認を受けて引き取つた第一種又は第二種の課税物品について、前項において準用する第十八条第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。ただし、既に次項において準用する前条第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の承認を受けて同項に規定する第一種又は第二種の課税物品を引き取つた者について準用する。この場合において、同条第五項中「同項の物品を購入した日」とあるのは「当該物品を引き取つた日」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、第二項本文に規定する場合に該当事実(第三項において準用する第十七条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限内に同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合とあるのは「同条第三項本文の規定の適用があつた場合」と読み替へるものとする。

(課税済みの物品を特殊用途に供した場合は物品税の還付)
第二十四条 第二種の物品の製造者が、その製造に係る第二十二條第一項各号に掲げる第二種の課税物品(古物に該当事実をのぞく。以下この条において同じ。)を該各号に掲げる者に対する販売以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場(第十七条第六項又は第十八条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。)以外の場所で販売のため所持する場合において、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入するものに対してこれを販売するときは、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で

定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の販売をした日から六月以内に、当該販売をした第二種の課税物品の販売先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品の販売に関する明細書及び当該物品が第二十二條第一項各号に掲げる者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種の物品の販売業者(第一項の規定に該当する第二種の物品の製造者であるものを除く。)が第二十二條第一項各号に掲げる第二種の課税物品で販売のため所持するものを、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため第一項に規定する方法により購入するものに対してこれを販売する場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該販売に係る第二十七條第一項に規定する販売場の所在地」と読み替へるものとする。

4 第二十一條第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合

を含む。)の規定による還付金について、第二十二條第四項、第五項及び第六項本文の規定は、第一項又は前項の規定に該当する第二種の課税物品を第一項に規定する方法により購入した者についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第六項本文中「当該物品について第一項の規定による免除に係る物品税額」とあるのは、「当該物品に係る第二十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」と読み替へるものとする。

(製造場内で不課税物品の材料等となる物品の免税)
第二十五条 次の各号に掲げる不課税物品の材料又は原料として当該各号に掲げる第二種の課税物品を使用し、又は消費することについて第六條第一項本文の規定の適用がある場合において、当該不課税物品の製造者が当該第二種の課税物品を当該使用又は消費に充てるときは、当該使用又は消費に係る物品税を免除する。

一 電気計算機その他の電気機器で政令で定めるもの 受信用真空管その他の政令で定める第二種の課税物品
二 通信機器その他の政令で定める不課税物品 政令で定める第二種の課税物品

2 前項の規定は、同項の使用又は消費をした不課税物品の製造者が、当該使用又は消費をした日の属する月分の第二十九條第二項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当

該物品の使用又は消費に関する明細書を添附しない場合には、適用しない。

(保税地域内で不課税物品の材料等となる物品の免税)
第二十六条 前条第一項各号に掲げる不課税物品の材料又は原料として当該各号に掲げる第二種の課税物品を使用し、又は消費することについて第六條第二項又は第三項の規定の適用がある場合において、当該不課税物品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて、当該第二種の課税物品を当該使用又は消費に充てるときは、当該使用又は消費に係る物品税を免除する。

2 税関長は、前項の承認を手える場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる不課税物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

(第一種の物品の販売業者が引き取る物品等に係る免税)
第二十七条 第一種の物品の販売業者が第一種の課税物品(販売のためのもに限る。)を保税地域から引き取る場合において、政令で定める手続により、その者が第一種の物品の販売業者であることについて

の証明書を当該物品を販売し、又は譲渡する販売場(継続して販売業を営む場所をいう。以下同じ。)の所在地(その者が販売場を設けない場合には、その住所)とし、住所がない場合には、その居所)と

する。以下第二十九条第一項並びに第三十五条第一項及び第五項において同じ。の所轄税務署長から交付を受けたものをその保税地域の所在地の所轄税務署長に提出したときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

2 第十九条から第二十一条までの規定の適用を受けずに輸出された課税物品でその輸出につき関税法の規定に基づく許可があつた日から五年以内に輸入されたものを保税地域から引き取る場合において、当該物品の当該引取りの時ににおける性質及び形状が当該許可の時ににおける性質及び形状と変つていないことにつきその保税地域の所在地の所轄税関長の確認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

(返還又はもどし入れの場合の物品税の免除等)

第二十八条 第一種の物品の小売業者がその小売をした第一種の課税物品の返還を受けた場合又は第二種の製造に係る第二種の物品の製造者がその製造に係る第二種の物品又は第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものを当該製造場にもどし入れた場合には、当該物品が当該小売又は移出後使用され、又は消費されたものである場合を除き、その者が当該返還又はもどし入れの日の属する月(その日と当該小売又は移出の日とが同一の月に属する場合)には、その属する月の翌月(以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書(これら

の規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に記載した同条第一項第四号又は第二項第五号に掲げる物品税額の合計額から当該物品につき当該小売又は移出により納付された、又は納付されるべき物品税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税を除く)をのとし、当該物品税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第三項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除に係る月分の次条第一項若しくは第二項の規定による申告書に同条第一項第七号若しくは第二項第八号に掲げる不足額の記載があるときは、又は同条第三項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

3 第二種又は第三種の課税物品の製造者が、その製造に係る第二種又は第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したものを(当該移出後使用され、又は消費されたものを除く。)を当該製造場における製造を廃止した後(第六条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当

該物品を廃棄したときは、前二項の規定に準じて当該物品につき当該移出により納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

4 前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条第一項から第三項までの規定による申告書に当該物品の返還又はもどし入れに関する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならぬ。

5 相続により第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の物品の製造場における製造業を承継した相続人が当該相続において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の小売をした第一種の課税物品の返還を受け、又は当該被相続人により当該製造場において製造された第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造場から移出されたものを当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該小売又は製造及び移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

6 前項の規定は、合併により第一種の課税物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは、その承継した法人(「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」及び「当該被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

7 第二項又は第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間とは、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

- 一次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
 - 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一月を経過する日
 - 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該還付が第一項又は第三項のもどし入れに係るものである場合には、その月の翌月末日)
- 第四章 申告及び納付等
- (小売又は移出に係る物品について)
- 第二十九条 第一種の物品の小売業者は、その販売場ごとに、毎月(第一種の課税物品の小売がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末までに、その販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- その月中において小売をした第一種の課税物品の類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

及び「当該被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

7 第二項又は第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間とは、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

- 一次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
- 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一月を経過する日
- 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該還付が第一項又は第三項のもどし入れに係るものである場合には、その月の翌月末日)

第四章 申告及び納付等

(小売又は移出に係る物品について)

第二十九条 第一種の物品の小売業者は、その販売場ごとに、毎月(第一種の課税物品の小売がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末までに、その販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- その月中において小売をした第一種の課税物品の類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二 第十九条、第二十条、第二十一条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第一種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三 類別ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該類別ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額(以下この項において「課税標準額」といふ。)

四 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五 第二十八条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額(前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七 第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第二種又は第三種の物品の製造者は、その製造場ごとに、毎月(第二種又は第三種の課税物品の当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申

告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場において製造した第二種又は第三種の課税物品で当該製造場から移出したものに係る次に掲げる事項

イ 第二種の課税物品については、類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額
ロ 第三種の課税物品については、品名ごとの課税標準たる数量

二 第二種の課税物品については、類別及び号別ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額
三 第三種の課税物品については、品名ごとの課税標準たる数量

三 第二種の課税物品については、類別ごとに第一号に規定する第二種の課税物品についての課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該類別ごとに前号に規定する第二種の課税物品についての課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四 第三種の課税物品については、品名ごとに第一号に規定する第三種の課税物品についての課税標準たる数量から、それぞれ当該品名ごとに第二号に規定する第三種の課税物品について

の課税標準たる数量から、それぞれ当該品名ごとに第二号に規定する第三種の課税物品についての課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

五 課税標準額及び課税標準数量に対する物品税額並びに当該物品税額の合計額
六 第二十八条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

七 第五号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額
八 第五号に掲げる物品税額の合計額から第六号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九 その他参考となるべき事項
三 前条第一項の返還を受け、又は同項若しくは同条第三項のもどし入れをした者は、前二項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第三項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受け、又は当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

四 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受け

て物品税を免除された課税物品については、適用しない。
（引取りに係る物品についての課税標準の申告）

第三十条 課税物品を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税物品に係る前条第一項第一号及び第三号又は第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（小売又は移出に係る物品についての期限内申告による納付）
第三十一条 第二十九条第一項の規定による申告書を提出した第一種の物品の小売業者は、同項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

第二十九條第二項の規定による申告書を提出した第二種又は第三種の物品の製造者は、同項に規定する申告書の提出期限から一月以内、当該申告書に記載した同項第七号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

第三 前項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき第二種又は第三種の物品の製造者で、当該申告に係る月分の物品税につき国税通則法に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

（引取りに係る物品についての物品税の徴収等）
第三十二条 保税地域から引き取られる課税物品に係る物品税については、その保税地域の所在地の所轄税務署長が、当該引取りの際徴収する。

（移出に係る物品についての納期限の延長）
第三十三条 第二種又は第三種の物品の製造者が、第二十九条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十一条第二項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を同項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した第二十九条第二項第七号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

（営業開始申告等）
第三十五条 第一種の物品の小売業者（第一種の課税物品の小売業者）は、その旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の小売業者が当該小売業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

（引取りに係る物品についての納期限の延長）
第三十四条 第二種又は第三種の課税物品を保税地域から引き取りようとする者が、第三十条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限

の延長についての申請書を同条の税務署長に提出し、かつ、当該物品に係る物品税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

（営業開始申告等）
第三十五条 第一種の物品の小売業者（第一種の課税物品の小売業者）は、その旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の小売業者が当該小売業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

（営業開始申告等）
第三十五条 第一種の物品の小売業者（第一種の課税物品の小売業者）は、その旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の小売業者が当該小売業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

（引取りに係る物品についての納期限の延長）
第三十四条 第二種又は第三種の課税物品を保税地域から引き取りようとする者が、第三十条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限

の延長についての申請書を同条の税務署長に提出し、かつ、当該物品に係る物品税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

（営業開始申告等）
第三十五条 第一種の物品の小売業者（第一種の課税物品の小売業者）は、その旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の小売業者が当該小売業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

（引取りに係る物品についての納期限の延長）
第三十四条 第二種又は第三種の課税物品を保税地域から引き取りようとする者が、第三十条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限

製造者は、前二項の規定により申告した事項で政令で定めるものに異動を生じた場合には、遅滞なくその旨を書面でこれらの規定に規定する税務署長に申告しなければならない。

4 第二種又は第三種の課税物品の製造につき委託者等にならうとする者は、あらかじめ、当該委託又は指示をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

5 第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造者については第三種の課税物品の製造者について相続の開始があつた場合において、当該相続により第一種の物品の小売業者又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造業を承継した相続人があるときは、その相続人は、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該小売業に係る販売場の所在地又は当該製造業に係る製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相続が開始した日において第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

6 前項の規定は、合併により第一種の物品の小売業又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造業を

承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続があつた日」及び「当該相続が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。

(記帳義務)
第三十六条 課税物品の製造者(受託者等を含む。以下第四十一条第一項及び第二項において同じ。)若しくは販売業者又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、当該課税物品又は不課税物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)
第三十七条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合には、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第二十九条第一項又は第二項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記帳の義務
(物品税証紙)
第三十八条 税務署長又は税関長は、物品税の保全のため、政令で定めるところにより、第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又

は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取り取りする者に対し、その製造に係る第二種若しくは第三種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出するもの若しくは保税地域から引き取り取りとする第二種若しくは第三種の課税物品又はこれらの物品の容器若しくは包装(以下「容器等」という。)に、その指定する方法で、物品税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、同項の課税物品又はその容器等に、当該命令をした税務署長又は税関長の指定する方法で、証紙をはり付けなければならない。

3 第一項の命令を受けた第二種又は第三種の課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第二十九条第二項の規定による申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取り取りとする者に対して交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(表示証)

第三十九条 前条第一項の命令を受けた者は、同項の第二種若しくは第三種の課税物品又は当該物品の容器等につき証紙をはり付けることが不適当な特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、同項の税務署長又は税関長の承認を受けたときは、証紙のはり付けに代えて、当該物品又はその容器等に当該物品が課税物品であることをこの表示を受け、又は当該表示を受けた用紙(以下「表示証」という。)をはり付けることができる。この場合において、表示証のはり付けは、当該税務署長又は税関長が指定する方法でなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、表示証について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の命令」とあるのは、「第三十九条第一項の承認」と読み替へるものとする。

(証紙の譲渡制限等)

第四十条 第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者は、証紙又は表示証(第三十八条第一項の命令に基づいてはり付けてあるものを除く。)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、これらの者がその譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地

の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 第二種若しくは第三種の課税物品の製造者、第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者又は第二種若しくは第三種の課税物品の販売業者は、販売の目的で所持する第二種若しくは第三種の課税物品又は当該物品の容器等にはり付けてある証紙又は表示証を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該容器等から取り出して販売するため破る場合には、この限りでない。

3 第二種若しくは第三種の課税物品の製造者又は第二種若しくは第三種の課税物品を保税地域から引き取る者は、第二種若しくは第三種の課税物品(その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限り)若しくはその容器等にはり付けられた証紙若しくは表示証をさらに当該物品以外の第二種若しくは第三種の課税物品について使用し、又は前条第一項の表示を受けた第二種若しくは第三種の課税物品(その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限り)の容器等をさらに当該物品以外の第二種若しくは第三種の課税物品の容器等として使用してはならない。

(当該職員の特権)

第四十一条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、物品税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ

一 課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する当該課税物品若しくは不課税物品、帳簿書類その他の物件を検査すること

二 課税物品を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る課税物品を検査すること

三 第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を購入し、又は保税地域から引き取つた者に対して質問し、又は当該物品を検査すること

四 運搬中の課税物品を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること

2 当該職員は、物品税に関する調査について必要がある場合には、課税物品の製造者若しくは販売業

者又は第二十五条第一項各号に掲げる不課税物品の製造者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体の当該課税物品又は不課税物品の製造又は取引に参考となるべき事項を諮問することができる

3 当該職員は、前二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない

4 第一項に規定する当該職員の特権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

(物品税額の区分決済及び表示)
第四十二条 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品の販売に係る取引の決済を行なう場合には、その決済上受領すべき金額を、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税に相当する金額とその他の金額とに区分して行なわなければならない

2 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品を販売するため店頭その他の場所に陳列する場合に、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額とその他の金額とを区分して表示しなければならない

(納税地)

第四十三条 物品税の納税地は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に掲げる場所の所在地とする

一 第一種の物品の小売業者が小売をした第一種の課税物品当該小売をした販売場

二 第二種又は第三種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したものの当該製造場

三 保税地域から引き取られる課税物品 当該保税地域

四 第六條第一項ただし書又は第七條第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品これらの規定に規定する製造場

五 第二十条第三項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項本文に規定する出港地又は住所若しくは居所

六 第二十条第五項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時(同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時)における当該物品の所在場所

七 第二十二條第六項(第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡した時(第二十二條第五項ただし書(第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)の承認があつた場合には、その承認があつた時)における当該物品の使用場所

第六條 罰則
第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

一 偽りその他不正の行為により物品税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第二十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)第二十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

又は第二十八條第二項若しくは第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 前項の犯罪に係る課税物品に対する物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料に処する

一 第二十条第四項本文又は第二十二條第五項本文(第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 偽りその他不正の行為により第二十二條第一項各号に掲げる物品を当該各号に規定する用途に供する目的以外の目的で同項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する方法により購入した者

三 第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

四 第三十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

五 第三十八條第二項の規定に違反して証紙(表示証を含む。)をはり付けなかつた者

六 第三十八條第三項(第三十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第四十条第一項の規定に違反して証紙又は表示証を譲り渡し、又は譲り受けた者

八 第四十条第三項の規定に違反して証紙若しくは表示証又は第三十九條第一項の表示を受けた第二種若しくは第三種の課税物品の容器等を再使用した者

一 第十七条第七項又は第二十二 条第四項(第二十四条第四項に おいて準用する場合を含む。)の 規定による書類の提出を怠り、 又は偽りの書類を提出した者 二 第二十六条第二項の規定によ り命ぜられた書類の提出を怠 り、又は偽りの書類を提出した 者 三 第三十五条の規定による申告 を怠り、又は偽つた者 四 第三十六条の規定による帳簿 の記載を怠り、若しくは偽り、 又はその帳簿を隠匿した者 五 第三十八条第二項又は第三十 九条第一項後段の規定に違反す る方法で証紙又は表示証をはり 付けた者 六 第四十条第二項の規定に違反 して証紙又は表示証を破り、又 ははがした者 七 第四十一条第一項第一号から 第三号までの規定による当該職 員の質問に対して答弁せず、若 しくは偽りの陳述をし、又はこ れらの規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避した者 第四十七条 法人の代表者(法人で ない社団又は財団で管理人の定め があるものの管理人を含む。)又は 法人若しくは人の代理人、使用人 その他の従業者が、その法人又は 人の業務又は財産に關して第二十 四条から前条までの違反行為をし	たときは、その行為者を罰するほ か、その法人又は人に対して当該 各条の罰金刑を科する。 2 法人でない社団又は財団で代表 者又は管理人の定めがあるものに ついて前項の規定の適用がある場 合においては、その代表者又は管 理人がその訴訟行為につき当該社 団又は財団を代表するほか、法人 を被告人又は被疑者とする場合の 刑事訴訟に關する法律の規定を準 用する。	二 新法別表第二種第十三号に掲 げる物品 三 新法別表第二種第二十一号に 掲げる物品のうち、冷風扇 四 新法別表第二種第二十三号に 掲げる物品のうち、次に掲げる 物品 イ 電気洗たく機のうち、遠心 脱水装置又は電熱乾燥装置を 有するもので洗たく機の部分 の使用動力が百ワット以下の もの ロ 冷水器 ハ 芝生刈込機 五 新法別表第二種第三十三号に 掲げる物品のうち、円盤式の磁 気録音再生機 (経過規定の原則) 第二条 この法律の施行前に課し た、又は課すべきであつた物品税 については、この附則又は他の法 律に別段の定めがある場合を除 き、なお従前の例による。 (税率の暫定的軽減) 第三条 この法律の施行の日(以下 「施行日」という。)から昭和三十 九年三月三十一日までの間にその製 造に係る製造場から移出され、又 は保税地域から引き取られる新法 別表第二種第十七号に掲げる物品 のうち、アンサンブル式レコード 演奏装置に課されるべき物品税の 税率は、新法第十四条の規定にか	かわらず、その価格の百分の十と する。 2 昭和三十七年十月一日から昭和 三十九年九月三十日までの間にそ の製造に係る製造場から移出さ れ、又は保税地域から引き取られ る附則第一条第一号から第四号ま でに掲げる物品に課されるべき物 品税の税率は、新法第十四条の規 定にかかわらず、その価格の百分 の十とする。 3 施行日から昭和四十年三月三十 一日までの間にその製造に係る製 造場から移出され、又は保税地域 から引き取られる次の各号に掲げ る物品に課されるべき物品税の税 率は、新法第十四条の規定にか かわらず、当該各号に掲げる税率と する。 一 新法別表第二種第十二号に掲 げる物品 その価格の百分の十 五 二 新法別表第二種第十五号に掲 げる物品のうち、三原色感光剤 を含有し、当該三原色に対応す る発色現象を行なうことができ る乳剤を単一の支持体に塗布し て製造する天然色写真用のフイ ルム、乾板及び感光紙で、撮影 又は焼付けをしていないもの、そ の価格の百分の十 三 新法別表第二種第十八号に掲 げる物品のうち、直径が十七セ	ンチメートル以下のもの、その 価格の百分の十 四 新法別表第二種第二十号に掲 げる物品のうち、カラーテレビ ジョン受像機(カラー放送電波 を受信し、その映像の各部に適 した色彩を現出させ、かつ、変 化させることにより放送電波に よる色彩映像を再現する受像機 をいう。)その価格の百分の十 (旧法による免税移出に係る経過 規定) 第四条 次の表の上欄に掲げる法律 又は条約の規定により物品税の免 除を受けて施行日前に第一種の物 品の小売業者が販売した改正前の 物品税法(以下「旧法」という。)第 一条第一項の第一種の物品又は当 該免除を受けて施行日前にその製 造に係る製造場から移出され、若 しくは保税地域から引き取られた 旧法第一条第一項の第二種若しく は第三種の物品について施行日以 後に同表の下欄に掲げる法律の規 定に該当することとなつた場合に おける物品税の徴収については、 なお従前の例による。ただし、当 該物品のうち、旧法第一条第一項 第二種第十六号に掲げる物品で前 条第三項第二号に掲げる物品に該 当するもの(幅三十五ミリメー ルの映画用のものに限る。)につい ての当該徴収に係る物品税の税率 はその価格の百分の十とする。
--	--	--	---	--

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

旧法第十一条第二項

同法第十一条第三項

旧法第十二条第一項

同法第十二条第二項

旧法第十三条第一項

同法第十三条第二項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第一項(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

同法第五條第三項

同法第七條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第二項又は第十一條第三項(これらの規定を日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二條第一項

(軽減税率適用物品の免税移出に係る経過規定)

第五條 次の表の上欄に掲げる物品のうち、同表の中欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので新法第十七條第三項(新法第十九條第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の承認に係るもの(当該承認に係る新法第十七條第三項に規定する期限が同表の下欄に掲げる日以後に到来するものに限る。))について当該期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四條に規定する税率とする。

2

前項の表の上欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の中欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて同表の下欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四條に規定する税率とする。

物 品 名	期 間	期 日
附則第三條第一項に規定する物品	施行日から昭和三十九年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日
附則第三條第二項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日
附則第三條第三項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日
免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定	
新法第十八條第一項	同法第十八條第八項	
新法第二十三條第一項	同法第二十三條第二項において準用する同法第十八條第八項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五條第一項	同法第五條第三項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第一項	同法第九條第二項又は第十一條第三項	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九條第一項	同法第八條	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二條第一項	

(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定)

第六條 前條第一項の表の上欄に掲げる物品のうち、同表の中欄に掲げる期間内に新法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について同表の下欄に掲げる日以後に同条第三項本文若しくは第五項本文の規定の適用がある場合又は新法第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に新法第二十二條第六項(新法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第十四條に規定する税率とする。

(旧法による免税を受けた物品等に係る経過規定)

第七條 施行日前に旧法第十一條第一項又は第十二條第一項の承認を受けてその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた第二種又は第三種の課税物品で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は施行日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの(旧法第十一條第三項又は第十二條第二項に規定する期間内にこれらの項に規定する証明がされなかつたものを除く。)については、これを新法第十七條第六項又は第十八條第六項に規定する物品とみなして、これらの規定を適用する。

2 施行日前に旧法第十三條第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品(同条第四項に規定する手続により購入された物品に限るものとし、施行日前に旧法第十三條ノ二第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものを除くものとする。以下附則第二十四條において同じ。)で新法第二十条第一項に規定する政令で定める第一種又は第二種の課税物品に該当するもの(政令で定めるものに限る。)については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、新法の規定を適用する。

3 施行日前に旧法第十三條第一項第二号又は第三号の規定により物品税の免除を受けた物品(施行日前二年以内に当該免除を受けた物品に限るものとし、同日前に旧法第十三條ノ二第二項に規定する用途以外の用途に供され、又は同項に規定する譲渡若しくは譲受けをされたものを除く。)で新法第二十二條第一項各号に掲げる物品に該当するものについては、これを同項の規定に該当する物品とみなして、新法の規定を適用する。

(返還又はもと入れに係る経過規定)

第八條 新法第二十八條の規定は、施行日以後に第一種の課税物品の返還又は第二種若しくは第三種の課税物品の製造場(同条第三項に規定する場所を含む。)へのもとし入れがあつた場合について適用し、同日前に当該返還又はもと入れがあつた場合における物品税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

(担保に係る経過規定)

第九條 旧法第十條第三項の規定により提供された担保は、新法第三十三條又は第三十四條の規定により提出された担保とみなす。

(営業開業申告等に係る経過規定)

第十條 旧法第十五條前段の規定による申告をして施行日前から引き続いて第一種の物品の小売業を営む者(第一種の課税物品の小売をしないものを除く。)又は当該申告をして同日前から引

き続いて第二種若しくは第三種の課税物品を製造する者は、同日において、それぞれ、新法第三十五條第一項前段又は第二項前段の規定による申告をしたものとみなす。

2 施行日前から引き続いて第一号若しくは第二号に掲げる物品の小売業を営む者(当該物品で課税物品に該当するものを小売しないものを除く。)又は同日前から引き続いて第三号から第五号までに掲げる物品で課税物品に該当するものを製造する者は、同日から一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項を当該販売場の所在地(その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。)又は製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一 新法別表第一種第七号に掲げる物品のうち、旧法第一條第一項第二種第二十二号に掲げる物品に該当するもの

二 新法別表第一種第九号に掲げる物品

三 新法別表第二種第十七号に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置並びにその部分品及び附属品

四 新法別表第二種第三十一号に掲げる物品

五 附則第十三條第三項に規定する物品

3 昭和三十七年十月一日前から引き続いて附則第一條各号に掲げる物品で課税物品に該当するものを製造する者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 旧法第十五條前段の規定による申告をして施行日前から引き続いて新法第七條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種又は第三種の課税物品の製造とみなされる行為をする者は、同日において、新法第三十五條第四項の規定による申告をしたものとみなす。

5 施行日前から引き続いて新法第七條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種第三号から第五号までに掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

6 昭和三十七年十月一日前から引き続いて新法第七條第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより附則第一條各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

7 第二項又は第五項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において、新法第三十五條第一項前段若しくは第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

8 第三項又は第六項の規定による申告をした者は、それぞれ、昭和三十七年十月一日において、新法第三十五條第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

9 第二項又は第五項及び新法第四十六條第三号の規定は、第二項又は第五項に規定する者で施行日から一月以内に第二項の小売業者若しくは製造を廃止し、又は第五項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

10 第三項又は第六項及び新法第四十六條第三号の規定は、第三項又は第六項に規定する者で昭和三十一年十月一日から一月以内に第三項の製造を廃止し、又は第六項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。
(証紙又は表示証に係る経過規定)

第十一條 施行日前にされた旧法第十六條ノ二第一項の規定による物品税証紙又は物品税表示証

のはり付けに係る命令は、新法第三十八條第一項の規定による命令とみなす。

2 施行日前に旧法第十六條ノ二第三項の規定により交付を受けた物品税証紙又は同条第四項の規定により表示を受けた物品税表示証は、それぞれ、新法第三十八條第四項の規定により交付を受けた証紙又は新法第三十九條第一項の規定により表示を受けた表示証とみなす。

3 施行日前に旧法第十六條ノ二第一項の規定による命令を受けてはり付けられた同項に規定する物品税証紙又は物品税表示証は、それぞれ、新法第三十八條第一項の規定による命令を受けてはり付けられた証紙又は表示証とみなす。

(手持品課税)

第十二條 次の表の上欄に掲げる物品(課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を、同表の中欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつたため所持する同表の上欄に掲げる物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量又は価額(二以上の場所であつた場合は、その合計数量又は総価額)が同表の下欄に掲げる数量又は金額以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量
新法別表第二種第三十一号に掲げる物品	昭和三十一年四月一日	五個

2 前項の規定による物品税の税率は、同項の表の上欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるものについては当該各号に掲げる税率とし、その他のものについては新法第十四條に規定する税率とする。

一 附則第一条第一号に掲げる物品で前号の規定により昭和三十一年十月一日又は昭和三十一年十月一日にその製造に係る製造場から移出されたものとみなさ

れるもの それぞれその価格の百分の十又は百分の二十

二 附則第一条第二号から第四号までに掲げる物品、附則第三条第一項に規定する物品及び同条第三項第二号から第四号までに掲げる物品 その価格の百分の十

三 附則第三条第三号第一号に掲げる物品 その価格の百分の五
3 第一項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄

区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品(同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限り)に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下るときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、当該各月の末日限

り、これを徴収する。
一 その税額が二十万円以下るとき。二月
二 その税額が二十万円をこえ四十万円以下るとき。三月
三 その税額が四十万円をこえ六十万円以下るとき。四月
四 その税額が六十万円をこえるとき。五月

4 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定によりその製造に係る製造場から移出されたものとみなされた日から二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(第一種の商品とされた従前の第二種の商品等に係る経過規定)
第十三條 施行日にその製造に係る製造場以外の場所において販売業

附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五個
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五個
附則第一条第三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	十個
附則第一条第四号イに掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第一条第四号ロに掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第一条第四号ハに掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第一条第五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第一項に規定する物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第二十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第三十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第四十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第五十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第六十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第七十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第八十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十一号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十二号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十三号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十四号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十五号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十六号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十七号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十八号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三条第九十九号に掲げる物品	昭和三十一年十月一日	五十個
附則第三百一十号に掲げる物品	昭和三十一年四月一日	十個

者が所持する附則第十條第二項第一号及び第二号に掲げる物品で課税物品に該当するものについては、新法第三條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

2 物品税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十一号）附則第四項、物品税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十六号）附則第十四項又は物品税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十号）附則第二十一項に規定する物品で新法別表に掲げる第一種の物品（課税物品に該当するものに限る。）に該当するものに係る物品税の免税については、なお従前の例による。

3 施行日にその製造に係る製造場及び保税地域以外の場所での製造者又は販売業者が販売のため所持する旧法第一條第一項第一種第四号及び第五号に掲げる物品で、新法別表第二種第四号に掲げる物品に該当するもの（同日以後に当該製造場にもどし入れられたものを除く。）に対する物品税については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過規定）
第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則（前条を除く。）の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）
第十五条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「物品税法第一條第一項」を「物品税法別表」に改め、同條第二項中「物品税法第九條」を「物品税法第二十八條」に改める。
（印紙等模造取締法の一部改正）
第十六條 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「物品税法第十六條ノ二の規定による物品税証紙」を「物品税法第三十八條第一項の規定による物品税証紙」に、「物品税法第十六條ノ二の規定による表示」を「物品税法第三十九條第一項の規定による表示」に改める。
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に係る諸法律の一部改正）
第十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

第十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

第十九條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二條第二項中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一條第一項に規定する」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）別表に掲げる」に改める。
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）
第二十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

第四條第二項中「第十條」を「第三十二條第一項」に改める。
第五條第二項中「第十條第一項」を「第四章」に改める。
（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）
第二十一條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）
第二十二條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
第二十三條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「（第八十八條）」を「（第八十八條・第八十八條の二）」に改める。

第一條中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を「物品税法（昭和三十七年法律第 号）」に改める。
第八十八條第一項前段中「物品税法第一條に規定する」を「物品税法別表に掲げる」に改め、同項後段を削り、同條第二項中「第八條第二項」を「第三十條」に、「第十條第一項ただし書」を「第三十二條第一項」に改める。

第六章第二節中第八十八條の次に次の一條を加える。
第八十八條の二 第二種の物品の製造者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五條第一項(a)に規定する海軍販売所又はビー・エックススに対し、同協定第一條に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族（以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する第二種の課税物品で政令で定めるものを販売するため、これをその製造に係る製造場から移出する場合においては、当該移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の物品税法第二十九條第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の移出に関する明細書及び当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項において準用する同法第二十九條第三項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 物品税法第二十条第三項の規定は、第一項に規定する機関から同項の規定に該当する第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した者について、同条第四項及び第五項並びに同法第四十五条第一号の規定は、当該購入に係る第二種の課税物品の同法第二十条第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれぞれ準用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定)

第二十四条 施行日前に旧法第十三条第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品で前条の規定による改正後の租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する政令で定める第二種の課税物品に該当するもの(政令で定めるものに限る。)については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、同条第四項の規定を適用する。

別表

課税物品表の適用に関する通則

一 この表における物品の所属の決定は、同表の各号の規定によ

る。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、二及び三に定めるところによる。

二 この表の各号に掲げる物品には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、これに他の物品を混合し、又は結合した物品を含むものとする。この場合において、その物品については、これに性状、機能、用途その他についての重要な特性を与える物品のみから成るものとみなす。

三 物品がこの表の二以上の物品に該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、次に定めるところによりその所属を決定する。

イ 当該物品が第一種及び第二種の物品に該当する場合には、これを第一種の物品とする。

ロ 当該物品が同一一種内の異なる類に属する二以上の物品に該当する場合には、これをこれらの類のうち最も高い税率が適用される類に属する物品とする。

ハ 当該物品が同一一種内の二以上の物品に該当する場合には、次に定めるところによる。

(一) これらの物品のうち一の物品について課税最低限の金額の定めがないときは、その定めがない物品とする。

(二) これらの物品のすべてについて課税最低限の金額の定めがあるときは、これを最も低い課税最低限の金額の定めがある物品とする。

(三) これらの物品のうち二以上の物品について課税最低限の金額の定めがないとき、又はすべての物品について課税最低限の金額の定めがあり、かつ、そのうち最も低い課税最低限の金額の定めのあるものが二以上あるときにおける当該物品の所属の決定については、政令で定めるところによる。

四 この表の各号に掲げる物品の細分として掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

五 この表における用語の定義その他一から四までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

課税物品表

第一種

第一類

一 貴石及び半貴石、貴石製品及び半貴石製品並びに貴石又は半貴石を用いた製品

イ 貴石及び半貴石

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリール、トルマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツァイト

ロ 貴石製品及び半貴石製品並びに貴石又は半貴石を用いた製品

室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具

二 真珠及び真珠製品並びに真珠を用いた製品(第一種第一号に掲げる物品に該当するものを除く。)

イ 真珠

ロ 真珠製品及び真珠を用いた製品

室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具

三 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金属をみつし、又は張つた製品で第一種第二類各号及び第二種各号に掲げる物品に該当しないもの(第一種第一号に掲げる物品に該当するものを除く。)

イ 貴金属製品及び金又は白金を用いた製品

室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、びょうぶ、つい立て、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝

石箱、カクテルシェーカー、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品

ロ 貴金属をみつし、又は張つた製品で第一種第二類各号及び第二種各号に掲げる物品に該当しないもの

四 べつこう製品、さんご製品、こはく製品及びぞうげ製品

室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、扇子、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品

五 しつぽう製品

室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具及び華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、食卓用品、携行用の飲料容器並びに優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品

六 毛皮製品

帽子、えり巻類、マフ、衣服類、いす掛け、敷物及び座ぶとん並びにこれらに類するもので政令で定めるもの。

第二類

七 室内装飾用品その他の装飾用調度品及び化粧回し

イ 室内装飾用品

置物、盛鉢、置物台、花器、花器台、香器、香器

台、手箱、額縁、風鎖及び壁掛けその他の壁面裝飾品並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

ロ つり灯り

ハ 織維製の調度品

九 どん帳及び幕類、カーテン、テンプルクロス、じゅうたん、だん通並びにこれらに類するもので政令で定めるもの

ニ 化粧直し

八 茶道用具、香道用具及び華道用具

九 飾り物及びがん具類

節句用の飾り物、人形その他の飾り物及びこれらのケース並びにがん具類

十 囲碁用具、将棋用具及びチェス用具

盤類、碁石、こま類、碁器、こま箱、こま台及び碁おおい

第二種の商品

第一類

一 高級普通乗用自動車（ホイールベースが三百五センチメートルをこえ、又は気筒容積が三千立方センチメートルをこえるものをいう。）

二 モーターボート、スカル及びヨット並びにこれらの艇体（第二種第二十九号及び第三十号に掲げるものを除く。）

三 ゴルフ用具並びにその部分品及び附屬品（第二種第二十九号に掲げるものを除く。）

イ ゴルフ用具

ゴルフクラブ及びゴルフボール

ロ ゴルフ用具の部分品及び附屬品

ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバッグ及びケース

四 貴金屬製、べつこり製、さんご製、こはく製、ぞうげ製又はしつばり製（以下この号において「貴金屬製等」という。）の側を用いた時計及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いた時計並びに貴金屬製の時計部分品及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いた時計部分品で政令で定めるもの

第二類

五 普通乗用自動車（第二種第二十二号及び第四十三号に掲げるものを除く。）

六 電気、ガス又は液体燃料を使用するラジエーター及びルームクーラー（第二種第三十三号に掲げるものを除く。）

七 電気冷蔵庫、ガス冷蔵庫及び液体燃料冷蔵庫（第二種第十九号に掲げるものを除く。）

八 テレビジョン受像機（第二種第二十号に掲げるものを除く。）並びにそのブラウン管及びビュン

九 ビリヤード用具

ビリヤード台、キュー及びボール

十 銃及び薬きょう

イ 銃銃及び空気銃

ロ 銃銃用の薬きょう

十一 羽毛製のふとん類で政令で定めるもの

第三類

十二 小型普通乗用四輪自動車（電氣を動力源とするものにあつてはホイールベースが二百七センチメートル以下で幅が百七センチメートル以下で下のもの、その他のものにあつてはホイールベースが二百七センチメートル以下、幅が百七センチメートル以下で気筒容積が二千立方センチメートル以下のものをいう。）

十三 自動車用の冷房装置及びその部分品で政令で定めるもの

十四 写真用又は映画用の機器並びにその部分品及び附屬品

イ 写真機、撮影機、映写機、写真引伸機並びにこれらの部分品及び附屬品で政令で定めるもの

ロ 焼付け用の機器で政令で定めるもの

十五 写真用のフィルム、乾板及び感光紙

十六 楽器並びにその部分品及び附屬品

イ 楽器

ピアノ、アコーディオン、トランペット、ビブラホン、ハモンドオルガン、箏その他の楽器で政令で定めるもの

ロ 楽器の部分品及び附屬品で政令で定めるもの

十七 蓄音機及びアンサンブル

式レコード演奏装置並びにこれらの部分品及び附屬品（第二種第四十四号及び第四十五号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

十八 蓄音機用のレコード

十九 小型の電氣冷蔵庫、ガス冷蔵庫及び液体燃料冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。）

二十 小型のテレビジョン受像機（ブラウン管の映像面の最大径が五十二センチメートル以下のものを使用したものを含む。）及びそのブラウン管

二十一 扇風機及び冷風扇

二十二 暖房器具

イ 電氣ストーブ、ガスストーブ及び液体燃料ストーブ

ロ 電氣ふとん類で政令で定めるもの

二十三 電氣器具、ガス器具及び液体燃料器具で別号に掲げないもの

イ 調理用又はちゅう房用のもの

レンジ、ウォーミングテーブル、ミキサー、アイスクリーム製造器、果汁しぼり器、コーヒーマシン、菓子焼器、天火、食器洗器、ほうちよう研摩機及びデイスボーター

ロ その他のもの

湯わかし器、タオル蒸し器、冷水器、電氣掃除機、電氣洗たく機、電氣脱水機及び芝刈込機

二十四 照明器具

シャンデリヤ及び電氣スタンド

二十五 家具

イ 衣服用のたんす

ロ イに掲げるもの以外のたんす及び茶だ、飾りだなどその他のたな物類で政令で定めるもの

ハ 机及びテーブル

ニ いす、腰掛け、寝台、びようふ、つい立て及び火鉢

二十六 皮革製の衣服類、ふとん類及び手袋で政令で定めるもの

二十七 かばん類、トランク類及び袋物類

イ かばん類及びトランク類

ロ ハンドバッグその他これに類する袋物類で政令で定めるもの

二十八 喫煙用具

イ 喫煙用のライター及び電氣マッチ

ロ たばこ入れ、たばこ盆、パイプケース、パイプ、灰皿、スモークングスタンドその他これらに類するもので政令で定めるもの

二十九 遊戯具類（トランプ類税を課されるものを除く。）

ばちんこ器、スマートボール、ジュニアゴルフ用のクラブ及びボール、デッキゴルフ用のスティック及びバック、ゴムボート、サンドスキーその他遊戯の方法がこれらに類する遊戯具で政令で定めるもの

第四類

三十 全長が六メートル以下のモーターボート及びスカール並びに全長が七・五メートル以下のヨット並びにこれらの艇体

三十一 舟艇用の船外機関

三十二 ラジオ受信機及びそのシャシ（第二種第四十四号に掲げるものを除く。）

三十三 テープ式又は円盤式の磁気録音再生機

三十四 時計並びにそのムーブメント及び時計側

三十五 双眼鏡及び双眼鏡

三十六 幻灯機

三十七 写真用のせん光電球

三十八 ネオン管

三十九 煙火類

四十 香水（固型、粉末及びねり状のものを含む）、香紙、香袋及びつめ化粧料

四十一 し好飲料（第二種第四十七号及び第三種第二号に掲げるもの並びに酒税を課されるものを除く。）

イ 果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの

ロ コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの

ハ 固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解してし好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの

四十二 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー

第五類

四十三 乗用三輪自動車及び二輪自動車

四十四 マイクロホン、拡声用増幅器（ラジオ放送の受信機能をも有しないもの並びにラジオ放送の受信機能をも有するもののうち、マイクロホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九十センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものでその出力が二十五ワット以上のものに限る。）及び拡声器

四十五 受信用真空管

四十六 化粧品

おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下、化粧水（固型、粉末及びねり状のものを含む）、頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料

四十七 濃厚果実水及び濃厚果実みつ（第三種第二号に掲げるもの及び酒税を課されるものを除く。）

イ 濃厚果実水（果実の搾汁の容量の全容量に対する割合が百分の二十以上のもので政令で定めるものをいう。）

ロ 濃厚果実みつ（果実の搾汁の容量の全容量に対する割合が百分の三十五以上のもので政令で定めるものをいう。）

一 マッチ

三 清涼飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限るものとし、酒税を課されるものを除くものとする。）

昭和三十七年三月二日印刷

昭和三十七年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局